



スタディ
アブロード

Study Abroad

2025年度留学生

協定大学留学への手引き

目 次



第1章 海外留学を考える	
1. 国際主義教育と海外留学	7
2. 海外留学の意義	7
3. 海外留学を決めるにあたって	8
第2章 同志社女子大学の留学制度	
1. 留学制度の種類	11
2. セメスター語学留学	11
3. 認定留学	11
4. 国際教養留学	12
5. 海外研修	12
6. 休学留学	12
7. 留学制度の分類図	14
第3章 協定大学留学制度の概要と留意点	
1. 協定大学留学制度の概要	17
2. 協定大学留学制度の流れ	19
3. 留学計画表をつくる	20
4. 卒業時期が延期となるケース	22
5. 留学と就職活動	23
6. 単位認定（科目の読み替え）	26
7. 教職課程科目	
英語英文学科学生対象	28
英語英文学科学生を除く学生対象	32
8. 留学にかかる費用	35
9. 留学期間中の奨学金	40
10. 留学を成功させるために	41
第4章 英語圏の国への留学	
1. 留学までのスケジュール	45
2. TOEFL・IELTS	46
3. 留学期間と履修内容	54
4. 学内選考への出願	65
5. 学内選考	69
第5章 ドイツへの留学	
1. 留学までのスケジュール	73
2. ドイツ語検定試験B1	74
3. 留学期間と履修内容	75
4. 学内選考への出願	78
5. 学内選考	80

第6章 アジアへの留学

I. アジア共通	
1. 留学までのスケジュール	86
II. 台湾（中華民国）	
2. 中国語・英語の運用能力	88
3. 留学期間と履修内容	90
III. 韓国（大韓民国）	
4. 韓国語の運用能力	96
5. 留学期間と履修内容	97
IV. ASEANーフィリピン・ベトナム・タイ・マレーシア	
6. 外国語の運用能力	102
7. 留学期間と履修内容	103
V. アジア共通	
8. 学内選考への出願	112
9. 学内選考	114

巻末添付資料

1. 協定大学（留学先の大学）紹介

アメリカ	添1-1
カナダ	添1-6
イギリス	添1-10
オーストラリア	添1-13
ドイツ	添1-16
台湾	添1-19
韓国	添1-23
フィリピン	添1-26
ベトナム	添1-30
タイ	添1-33
マレーシア	添1-35

2. 協定大学留学関連規程

同志社女子大学留学規程	添2-1
同志社女子大学外国協定大学留学に関する内規	添2-2
外国大学留学に係る単位認定についての申し合せ	添2-2
協定大学への留学に係る学費の取り扱いについての申し合せ	添2-3
同志社女子大学中・長期留学に関する遵守事項	添2-4

3. 協定大学留学関連情報

留学情報の入手先（参考）	添3-1
在日各国大使館・総領事館	添3-2
在外日本大使館・総領事館	添3-4
派遣留学生数一覧表	添3-7

留学体験レポート

2007年度以降に中・長期留学をした学生の体験報告書が
閲覧できます。

本学トップページ>国際交流>在学生の方はこちら
>中・長期留学プログラム（学部）>協定大学留学
>留学体験レポート



第1章 海外留学を考える

1. 国際主義教育と海外留学

同志社女子大学は、1876年10月24日に新島八重とアメリカ人宣教団体（アメリカン・ボードとウーマンズ・ボード）の尽力によってスタートした女子塾（KIOTO HOME）を前身とします。そして翌年4月21日、新島襄を校長に同志社女学校（当時の名称は同志社分校女紅場）として正式に開学しました。アメリカから帰国したばかりの新島は、アーモスト大学、そしてアンドーヴァー神学校などで学び、初めて欧米の高等教育機関から学位を取得した日本人でした。

また新島は、アメリカでの留学経験や岩倉使節団に随行して欧米の教育制度を視察する中で、ただ一国からの視点だけではなく、国際的視野にたつて歴史や事象を俯瞰し、分析することのできる能力を養う教育の重要性を認識し、それを実践しようとしてしました。すなわち「国際主義教育」を目指したのです。そして、彼が同志社教育に託したこの想いは、「キリスト教主義」そして「リベラルアーツ教育」と三位一体の関係となって、今も本学教育の基本理念として、脈々と受け継がれています。

このように、本学の創設期以来受け継がれてきた「国際主義教育」は、グローバル化が進展する今の社会の中で、ますます重要性を増しています。すなわち、宗教や文化、言語や民族、あるいは社会制度の違いなどから生じる様々な価値観を認め、受容し、グローバルな視点から世界を見つめ共生の道筋を探ること、これが今ほど求められている時代はなかったでしょう。

海外留学は、このような「国際主義教育」の絶好の機会を与えてくれるはずで、ひとりでも多くの方が、本学の留学制度の意義を理解して積極的に活用し、本学が目指す「国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性」（学則第1条）となることを期待しています。

2. 海外留学の意義

それでは、皆さんが目指している「海外留学」の意義は何でしょうか。それは、外国語を上達させたり、専攻分野をさらに深く研究したりすることにとどまりません。言語・風俗・習慣の違いだけではなく、気候や風土などの自然条件の違いも含めて、全く異なる環境の中で、学生生活を体験することだけでも大きな収穫となるでしょう。世界の文化に触れ、お互いの価値観の違いを認め合う学びを実践することで、日本国内にいた時には気づくことのなかった「国際社会における日本」を意識し、「世界市民」としての生き方について考えさせられる契機ともなるでしょう。

しかし一方で、留学が必ずしも楽しい生活やすばらしい結果を保証するものではないことを肝に銘じておく必要もあります。また、留学すれば必ず語学が上達したり、満足のいく就職ができたりというわけではありません。さらに、外国生活の中での思わぬ病気や事故の可能性、文化・習慣・考え方の違いから生じる摩擦、何らかの犯罪に巻き込まれる危険性もあらかじめ想定する必要があります。

留学、特に若い間の留学は、その後の人生を変えうる大きな契機ともなり得ます。しかし、留学はただ『行ってみたい』というあこがれや熱意だけで実現できるものではありません。自分自身で留学の目的と将来の展望を明確にし、現実性のある計画を立て、十分な準備をする必要があるのです。そうすることによって初めて、深い経験と新しい世界への興味を喚起する重要な機会となるなど、留学で得た経験は皆さんをひとまわり大きくし、将来に向かって新たな希望と自信を与えてくれる絶好のチャンスになるといえます。同志社女子大学の海外留学制度が、皆さんにとって人生の大きなステップになることを期して止みません。

3. 海外留学を決めるにあたって

何事をするにも目的というものがあります。留学は学生時代における大きな出来事となります。何のために留学するのか、それをよく考えておく必要があります。海外へ行ってみたい、というのは大切な気持ちですが、せっかく留学するのであれば、それをどう活かすかを考えることこそが大切です。「まあ、とりあえず留学でもしてみよう」といった曖昧な態度では、結局「お金と時間とエネルギーのムダ遣い」に終わってしまうということになりかねません。

そこで、以下の問い掛けを参考にしながら、自分自身の留学について具体的に考えてみましょう。自分自身を、そして家族や周囲の人々を納得させられる答えが得られるように、よく考えてみてください。

また、本学の留学制度にはいくつかの種類があります（第2章参照）。それぞれ目的・内容が異なりますので、「自分にとって最もふさわしい留学制度はどれか」ということもよく考える必要があります。

(1) 留学の目的・動機

- 何を勉強したいのですか？
- 自分で留学を決めましたか？

(2) 帰国後の進路・目標

- 学んだことをどのように活かしていきたいと考えていますか？
- 帰国後の進路についてどう考えていますか？

(3) 留学先・期間・制度

- どの国・地域・大学に留学したいのですか？
- それはなぜですか？
- 何年次に、どれ位の期間留学したいのですか？
- それは、留学目的にふさわしい国・地域・大学と期間設定ですか？

(4) 学力と語学力

- 留学に必要な学内成績（GPA）はありますか？
- 語学学習は進んでいますか？

(5) 経済的裏付け

- 学費・生活費・渡航費などの必要経費を理解していますか？
- 必要な資金を準備できる見通しはありますか？
- 家族も留学に賛成し、経済的援助を受けることはできますか？

(6) 性格・適応性

- 気分転換が早く、思い悩まない性格ですか？
- 積極的で、自立性があり、何事にも前向きに取り組む性格ですか？
- 明るく、社交的な性格ですか？
- 異なる生活・文化・習慣に適応できますか？
- 自分とは異なる考え方に耳を傾けることができますか？



第2章 同志社女子大学の 留学制度

1. 留学制度の種類

【留学の定義の変化と留学制度の多様化】

□留学とは元来、「よその土地、特に外国へ行って、比較的長期間にわたって学問や芸術・技術などを学ぶこと」を言います。文部科学省が定義する留学では、大学・高等教育機関レベルの履修を条件としている場合もあります。しかし近年、海外で学ぶ目的が非常に多様化してきました。このような変化を受けて、期間や学ぶ内容・レベルに関わりなく、教育機関で学ぶ場合を全て「留学」と呼ぶ場合もあるようです。このような「留学」の一般的な意味の変化にあわせて、本学の留学制度の種類も多様化しています。

□この『スタディ・アブロードー協定大学留学への手引きー』では、協定大学留学制度全般の概要と留意点、そして「留学をしたい」と思い立ったときから、学内選考を受けるまでの流れを中心に説明をしていきます。

□まず本章では、協定大学留学制度以外の留学制度を概観します。14ページには、「留学制度の分類図」を示しています。多様な制度の中から、自分の留学目的や学生生活のスケジュールにあった制度を活用しましょう。

2. セメスター語学留学

【協定大学留学とセメスター語学留学の相違点】

□協定大学留学は、2年次以上の学生が1年または半年間、海外協定大学で主に正規科目を履修するプログラムであるのに対し、セメスター語学留学は、1・2年次の学生が半年間、英語の理解力と表現力を高めるとともに、現地での生活を通して両国相互の文化、社会、習慣などに対する理解を深めることを目的とした制度です。セメスター語学留学制度の詳細は、国際部発行の『国際交流ガイド』や本学の「国際交流」ウェブをご覧ください。

3. 認定留学

【協定大学留学と認定留学の相違点】

□認定留学制度は、海外の大学・高等教育機関（原則として協定大学を除く）の中から、学生自ら選択し本学が認定する学校に、正規留学する制度です。詳しくは、別冊の『スタディ・アブロードー認定留学への手引きー』をご覧ください。ここでは、協定大学留学制度と認定留学制度の同じ点、違う点を説明します。

同じ点

- (1) 対象年次は、2年次生以上
- (2) 留学期間は、1セメスターまたは1年（2セメスター）
- (3) 留学先で修得した単位は、40単位を上限として本学の卒業単位として認定（1セメスターの場合は30単位を上限）
- (4) 留学期間は、本学の在学年数に算入
- (5) 本学所定の学費を納入

違う点

	協定大学留学	認定留学
留学先	本学の協定大学のうち協定大学留学先として指定された大学・プログラム	外国の大学、高等教育機関。ただし、留学希望者が、自ら探し本学に申請する大学のうち、本学が正規の留学先として認定するものに限る。
学 費 補 助	留学先大学の授業料は本学が全額補助（事前語学研修費は自己負担）	認定大学において優れた成果をあげた学生に対し、帰国後、留学期間に対応する本学所定の授業料、実験実習料の合計額を上限として「外国大学認定留学奨学金」を授与
事前語学研修 (ESL)	正規科目の受講前に、語学研修の参加が義務付けられる場合がある。	任意
手続き	学内諸手続き、留学先大学への入学申請等、すべて本学の定める手続・方法による。	留学希望大学調査、入学申請、渡航手続き等、すべて学生自身が自主的・主体的に手続きを進める。 大学側は各学部の留学アドバイザーと共に学生の留学手続きをサポートする。

4. 国際教養留学

【国際教養学科生対象の留学】

□国際教養学科生全員が、2年次の秋学期から3年次の春学期にかけて、1年間留学する制度です。他学科学生は、本制度を利用することができません。本制度の詳細は、学芸学部事務室（国際教養学科）にお問い合わせください。

5. 海外研修

【4種類の海外研修制度】

□留学が、1セメスター以上の期間を対象としているのに対し、海外研修は、夏期休暇期間、または秋学期の定期試験終了後・春期休暇期間に実施するプログラムです。1～4週間程度の期間で実施します。「近代日本と同志社」「語学・文化研修」「学部・学科が実施する海外研修」そして「学生交流派遣プログラム」といった4つのカテゴリーがあり、毎年5～8プログラム実施しています。詳しくは、「国際交流ガイド」や「国際交流」ウェブなどをご覧ください。

6. 休学留学

【本学を休学】

□本学の留学制度を利用しないで、1セメスター以上留学する場合は、本学を休学しなければなりません（休学留学）。休学期間は修業年限には算入されないため、所定の修業年限で卒業することはできません。また、留学先大学で修得した単位を本学の単位として認定することもできません（これまでの例でみると、語学学校に「語学留学」をするケースが多いようです）。

【休学留学先の情報収集】

□国際課では、休学留学先の学校選択などについて相談に応じることができません。しかし、国際課掲示板では、民間の留学エージェントなどのポスター掲示やパンフレット配架もしています。情報収集の方法は様々ですが、巻末の「留学情報の入手先」（添3-1）で紹介している公共機関等に足を運び、十分に情報収集することをお勧めします。

□また、留学サービス事業の適正化に寄与することを目的としたJ-CROSS（留学サービス審査機構）もあります。語学留学等を検討している場合は参考にしてください。

【留学生緊急連絡先カードの提出】

□休学留学をする場合は、学生支援課で『休学願』と『休学留学生緊急連絡先カード』を受け取り、国際課に緊急連絡先カードを提出してください。このカードは、休学中の留学先で不測の緊急事態（テロ、天災等）が発生した際、本学から情報提供・安否確認を行なうために使用します。提出後に緊急連絡先等に変更が生じた場合は、必ず国際課にご連絡ください。

【海外安全情報の入手】

□外務省では、海外への渡航や滞在に際した危険・安全に関する情報を発信しています。留学予定者は、同省の『海外安全ホームページ』（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を確認し、そこで発出される勧告などには必ず従ってください。例えば、留学先国・地域が、出国日の直前に、「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」または「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」の対象となった場合は、出国を延期しなければなりません。また、留学期間中は、同ホームページや現地のニュース、留学先大学のアドバイザーなどをおして、安全管理・危険予防に関する情報を入手するよう努めるとともに、その指示に従うようにしてください。

【在留届の提出】

□留学開始後速やかに、住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館（在外公館）に『在留届』を提出（インターネットによる届出も可）することを忘れないようにしてください。

【アシスタンス会員（任意）】

□休学留学期間中の危機管理として、日本エマージェンシーアシスタンス（株）の会員とすることができます。同社は、海外で遭遇する不測の事態に備えて、サポートや解決策を提供するアシスタンス専門会社ですので、留学中に健康上のトラブルや事件・事故など（保険事故であるか否かを問いません）に遭遇した際にも、専門スタッフによる様々な支援を受けることができます。詳細は、同社ウェブ（<https://emergency.co.jp/>）もしくは、「国際交流」ウェブ「休学留学生の危機管理」をご覧ください。

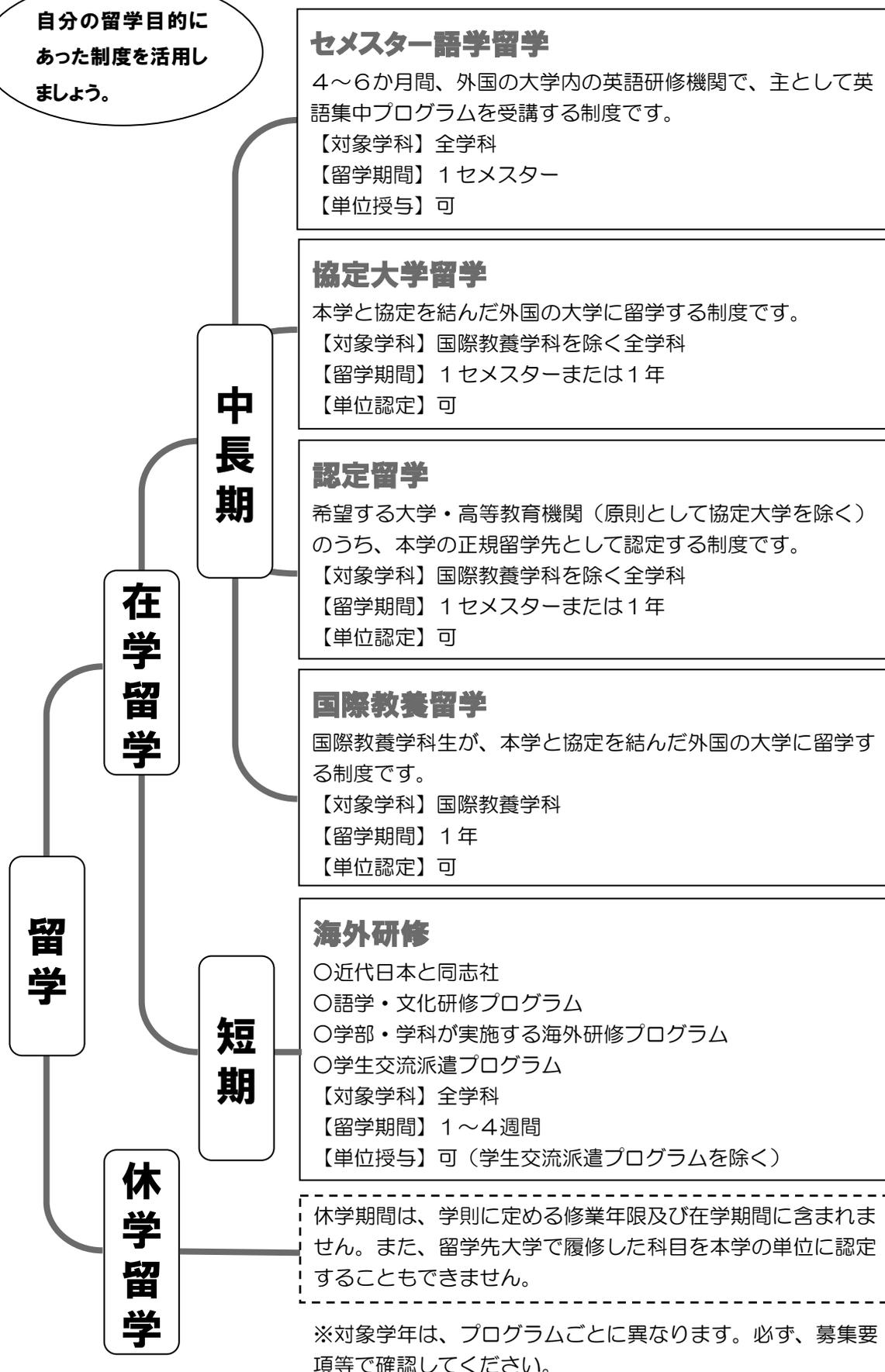
【海外旅行（留学）保険（任意）】

□休学留学期間中の危機管理として、本学が包括契約を締結している保険会社の海外旅行（留学）保険に加入することができます。詳細は、「国際交流」ウェブ「休学留学生の危機管理」をご覧ください。



7. 留学制度の分類図

自分の留学目的にあった制度を活用しましょう。



第3章 協定大学留学制度

の

概要と留意点

1. 協定大学留学制度の概要

【制度の特色】

□協定大学留学制度は、本学と学生交流協定を結んでいる協定大学に、1年間または1セメスターの間、留学する制度です。制度の特色として、次の3点を挙げるすることができます。

1. 休学せずに留学できる
2. 留学先大学で履修した正規科目を、本学の卒業必要単位として認定ができる
3. 本学と留学先大学の学費を二重払いする必要がない

留学期間が本学の在学期間に算入されるので、休学手続きを取る必要がありません。また、留学先大学で履修した正規科目は、本学の正規科目を履修したものとみなし、単位認定ができます。このため、留学期間を含めて所定の修業年限で本学を卒業することができます（ただし、本学での所属学科、留学する年次、留学先大学によっては卒業時期が遅れる場合があります）。

また、協定大学留学生は、本学と留学先大学の学費を二重払いする必要はありません。留学期間中、留学生は、本学の所定の学費（学生納付金）を納めなければなりません。留学先大学の学費（Tuition fee）は、本学が負担します。ただし、協定大学留学中であっても、正規科目の履修期間でない語学研修（英語圏の大学の場合はE S L: English as a Second Language）の授業料等、協定大学留学として認められた正規科目履修期間終了後のメイトーム（May Term）や サマーターム（Summer Term）の期間の履修を希望する場合、この期間の学費は、留学生の負担となります。

☞「協定大学」とは

協定大学とは、本学と留学生の派遣あるいは受入れについて合意した規則を設け、協定書を交わし、その協定書に基づいて教育研究の交流を実施する大学です。いわば本学の「姉妹校」です。留学生の交流でなく、教職員交流の機会もあります。本学は、13か国・地域の63大学と協定書を交わしています（2024年4月現在）。各協定校の概要については、本学ホームページの『国際交流』⇒『海外協定大学案内』をご覧ください。そのうち、25大学が協定大学留学の対象となっています。



【留学先大学での身分】

□協定大学での留学生は、Visiting Student, Special Student, Exchange Student などと呼ばれますが、現地の学生と同様に大学の施設設備などを利用できます。履修できる正規科目は、各大学が設置している多くの科目の中から選択することができます。もちろん各大学の履修規則上の制限、および本学の単位に認定する際の制約はあります。履修した科目に対しては、一般学生と同様、成績証明書（transcript）が発行されます。

【語学研修の受講】

□協定大学への留学生で、出願時に留学先大学が求める語学力に達していない場合は、正規科目を履修する前に、語学研修の受講が義務づけられます（正規科目履修と並行して履修する場合も

あります)。この語学研修では、各協定大学が定める正規科目受講に必要な語学力（例えば英語圏の大学の場合、TOEFL-iBT80やIELTS6.0）に満たない留学生が、語学力を身につけると同時に、正規科目受講に欠かせない「読む、聞く、書く、話す、推論する」などのアカデミック・スキル、「文法、語彙、発音」などの言語スキル、また「ノートテイキング、プレゼンテーション、討論」などのスタディ・スキルを組み合わせ、学習するものです。

【正規科目の履修】

□留学先大学で履修した正規科目は、本学の卒業に必要な科目（群）に認定ができます。正規科目（regular undergraduate courses）とは、留学先大学が正規学生に対しても開講している科目で、学位を取る（卒業する）上での対象科目になっているものをいいます。従って、留学先大学が提供している科目であっても、語学研修（ESL）として提供されている場合は、通常、正規科目としては扱われません（ただし、語学研修の科目であっても、高いレベルのクラスの場合、正規科目として扱われる場合があります）。このため、1年留学の場合で、最初の1セメスターの間、語学研修を受ける場合は、認定単位数が少なくなりますので、注意してください。

2. 協定大学留学制度の流れ

協定大学留学制度の流れを概観しましょう。

留 学 前	Step 1	協定大学の情報収集
	Step 2	必要な語学試験を受験
	Step 3	説明会・留学報告会に参加
	Step 4	「募集要項」入手
	Step 5	「協定大学派遣留学出願書」提出
	Step 6	選考試験受験
	Step 7	選考結果発表
	Step 8	第1回オリエンテーション (内定通知、留学先大学への出願書類等の配布、科目履修・単位認定など)
	Step 9	留学先大学への願書等を国際課に提出 (国際課から留学先大学に願書を送付)
	Step10	第2回オリエンテーション (就職活動、海外旅行保険、学費など)
	Step11	留学先大学から入学許可書を受け取る
	Step12	各国大使館にビザ申請
	Step13	航空券を購入
	Step14	第3回オリエンテーション (危機管理、在留届、留学生月報など)
	Step15	予防接種、健康診断の受診(アメリカへの留学生)
	Step16	「OSSMA ロケーター」に渡航基本情報を入力
	Step17	出発
留 学 中	Step18	到着連絡
	Step19	日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出
	Step20	「留学生月報」を提出(毎月5日まで)
	Step21	登録科目を報告。シラバスを提出
	Step22	帰国日を報告
	Step23	帰国
帰 国 後	Step24	単位認定の手続き
	Step25	「留学体験レポート」の提出
	Step26	「留学報告会」での発表(オンライン)

3. 留学計画表をつくる

留学を考え始めた時点で、すでに留学は始まっているといっても過言ではありません。まずは、自分の留学目的を明確にし、自分で情報収集を進める姿勢が必要です。

以下に留学を計画するにあたっての注意点を記載していますので、参考にしてください。

特に、教職課程を履修している人や卒業後に企業への就職を考えている人は、留学の時期や就職活動の時期も考慮しながら、しっかりとした留学計画を立てるようにしましょう。

【留学の目的】

□留学を希望する場合、その目的をしっかりと持つことが大切です。協定大学留学の目的は、単に語学（英語）のスキル・アップを目指すのではなく、留学先国・大学で、具体的に何を学習したいのか、1年間（半年間）の留学を自分の将来にどのように役立てたいのか、自分の目標を実現できる国・大学なのか、しっかりと考えることが大切です。そして、どの大学に自分の勉強したい科目があるのか、どの大学の環境が自分の生活面等でふさわしいのかを調べて、留学先国・大学を選択するようにしましょう。

【情報収集】

□どこから情報を入手したら良いのか分からないという人は、まず『国際交流ガイド』（国際課前で配架。「国際交流」ウェブからもダウンロード可）や、この『Study Abroad』にも目を通してください。また、「国際交流」ウェブ内の『留学体験レポート』には、過去の留学生の体験記を掲載しています。なお、ウェブからは留学報告会（オンデマンド）も視聴できますので、併せてご覧ください。

□興味がある大学が出てきたら、ホームページにアクセスし、授業内容だけでなく、学生生活・寮・クラブ活動・大学施設など多くの情報を集めましょう。また、その国の文化・風土・治安、あるいはその国の教育制度などについても、併せて情報収集しておきましょう。

「協定大学留学説明動画・報告動画」

毎年、協定大学留学説明動画と過年度留学生の報告動画を Web 上にアップします。

詳細は国際課掲示板及び「国際交流」ウェブでお知らせします。

【留学計画表をつくる】

□留学の目的が明確になり、その目標を達成するために必要な情報が集まったら、留学計画表を作成してみましょう。留学計画表作成にあたってのアドバイスは次のとおりです。

☆ 留学の開始時期（〇年次の春学期あるいは秋学期から）、期間（1年または1セメスター）を決める。

☆ 「協定大学留学」、「認定留学」、「休学留学」のいずれかを選択する。

- 協定大学留学の場合、選考試験の時期、出願資格、試験科目、選考方法等を、本手引き及び募集要項により確認する。
- 認定留学の場合、留学先大学の決定・手続、本学への申請時期・条件等、必要な手続きについて、『スタディ・アブロードー認定留学への手引きー』で確認する。

- ・休学留学の場合、休学に必要な手続きについて学生支援課で確認する。
- ☆ 留学期間を含めた本学での履修計画を立てる。
- ☆ 留学に必要な検定試験のスコアアップを図るため、長期・中期・短期の学習計画を立てる。
- ☆ 留学期間中に本学に納入する学費を含めて、留学に必要な資金計画を立てる。
- ☆ 修得しなければならない科目・単位数、資格課程を履修する場合に必要な手続、留学終了後の単位認定について、教務課または免許・資格課で相談する。
- ☆ 就職活動の時期やその方法をキャリア支援課で相談する。

《留学計画表》

次の計画表の中に、語学学習スケジュール（長期・中期・短期）、検定試験の受験日、留学期間、教職課程の履修期間、就職活動が可能な期間、卒業の時期などを書き込んで、留学を含めた学生生活全体の計画を立ててみましょう。留学期間を書き込む際には、1年留学、1 Semester留学の場合でも、実際には、6か月・12か月よりも短い、という点にも留意してください。正確な期間は、各章内の「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」を参考にしたり、各大学のウェブなどで調べたりして確認をしてみてください。

	4月	6月	9月	12月	3月
1年次					
2年次					
3年次					
4年次					
5年次					

4. 卒業時期が延期となるケース

留学期間は本学の在学期間に算入されますが、本学の所属学科、留学の時期により、単位認定上の理由で卒業時期が延期となるケースがあります。この点は、十分に注意してください。

1) 医療薬学科、看護学科、食物栄養科学科・管理栄養士専攻の学生の場合

留学中に履修した正規科目は、国家資格に係る科目として単位認定できないため、留学年次を問わず、卒業時期が1学期または1年間延期になります。

2) 1) 以外の学科・専攻の学生の場合

3年次までに留学を終える場合は、原則として卒業時期は延期となりません。

卒業年次に留学する場合は、卒業年次の3月に卒業できる場合、1学期遅れて5年目の9月卒業となる場合、1年遅れて5年目の3月となる場合の3つのパターンがあります。具体的には、次のとおりです。

○メディア創造学科、社会システム学科、現代こども学科、英語英文学科

卒業研究／卒業演習・制作（以下、「卒業研究等」という。）も含めて、単位認定の対象となるため、卒業年次3月の卒業が可能です。ただし、卒業年次の12月末日までに留学が終了しない場合は、原則として、卒業時期が1学期間延期になります（9月卒業）。

なお、卒業研究等は留学先での履修科目のレベル・内容を十分に勘案した上で単位認定をするため、留学開始前に、履修予定科目が本学の「卒業研究等」に認定が可能かどうか、教務主任と十分に相談をしてください。認定ができない場合、卒業延期となります。

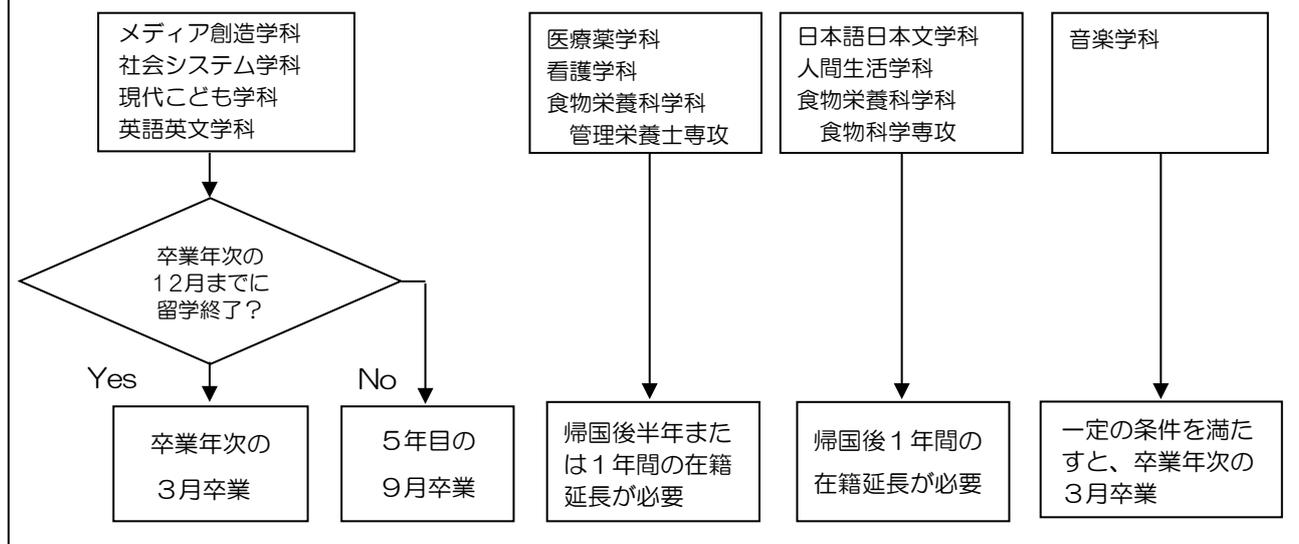
○音楽学科

Griffith University に限って、卒業年次での留学が可能です。さらに、帰国後、卒業演奏、卒業論文発表等、学科の要求する事項に応えること（留学先からの帰国がこれらに間に合うこと）を条件に、卒業年次の3月に卒業できます。

○日本語日本文学科、人間生活学科、食物栄養科学科・食物科学専攻

卒業研究等は単位認定の対象とならないため、卒業時期が1年間延期になります。

卒業時期が延期となるケース（卒業年次に留学する場合）



5. 留学と就職活動

【就職活動とスケジュール】

皆さんが留学する学年、学期、期間によって、帰国後の就職活動にどのような影響が出るかが異なります。「留学＋4年間で卒業＋就職」を希望する人は、よく考えて留学スケジュールを立てる必要があります。

以下、現在の就職活動に関する一般的なスケジュールについて説明します。

近年、各企業等の採用スケジュールは前倒しされ早期化・長期化する傾向にあります。政府の「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」においては、3年次の3月より企業情報（含む採用情報）の広報が開始し、面接や内々定は4年次の6月以降とすることとしています。現状は、インターンシップからの早期選考等により3月1日時点ですでに内定率が43.2%※となるなど早期化が顕著です。就職活動においては、“スタート・ダッシュ”も重要ですので、就職活動のための準備は3年次生の春学期から始めておくことをお勧めします。

企業によっては、「通年採用」や「秋採用」を行っているところもあります。特にここ数年、企業のグローバル展開が加速するなかで、グローバル人材の採用を目的に、柔軟な採用時期の設定や、外国人留学生および留学経験者に絞った企業説明会等も開催されています。ただし、採用規模がかなり小さい状況です。

上記スケジュール等はいくまでも目安であり、希望する企業や業界の動向には注視するようにしてください。

※株式会社キャリアタス キャリタス就活学生モニター2025年調査 2024年4月発行より

【留学中の就職活動】

留学体験で得られる経験や能力は、就職活動や今後の人生において、かけがえのない財産となります。留学期間の各場面で主体的に行動したり目的意識をもって取り組むことで、就職活動に役立つ「強み」を伸ばすことができます。まずは、留学前に「なぜ留学に行くのか」「留学で何

を得るのか」といった目標・課題設定、自己分析をしっかりと行いましょう。留学期間中には、インターネットを利用して企業情報の収集を行うことは可能ですし、一部の企業は海外での採用活動を行っています。留学期間中は、留学生活に専念することも大切ですが、就職活動の現状を考えると、オンラインで参加できるインターンシップ等があれば参加することをお勧めします。

「国際交流」Web サイト内の『留学体験レポート』で、留学期間中の就職活動の取り組みについて知ることができます。

【学内で行う就職ガイダンス等】

キャリア支援部では、学年ごと（または全学年を対象）に、就職ガイダンスやセミナーなどを行っています（詳細はキャリア支援部から送付されるメールマガジンを確認してください。また、3年次生（薬学部 5年次生）には4月上旬（学科別）に実施するスタートアップガイダンスで『Placement Handbook』を配付しますので、そちらもご確認ください）。

本年度のガイダンス等は対面や LIVE 配信を中心に実施する予定です。アーカイブ配信のあるガイダンスもありますので、適宜、参加・視聴してください。また、3年次で留学する場合は、帰国後速やかに、キャリア支援部を訪問するようにお勧めします。

なお、留学期間中に就職活動等について相談があれば、オンラインを利用した WEB 面談も受け付けていますので、キャリア支援部までお問い合わせください。

◆◇2024年度3年次生（薬学部 5年次生）対象 主な就職・キャリア支援行事◆◇

- 4月 スタートアップガイダンス《全員必須》
基本ガイダンス① 「自己分析」
ゼミ形式ガイダンス①「自己分析の深化」（インターンシップ対策）
インターンシップガイダンス
- 5月 基本ガイダンス② 「履歴書・エントリーシート」
ゼミ形式ガイダンス②「履歴書・エントリーの作成」（インターンシップ対策）
基本ガイダンス③「業界・企業・職種研究」
ゼミ形式ガイダンス③「業界・企業・職種研究の方法」（インターンシップ対策）
- 6月 基本ガイダンス④「面接・マナー」
業界対策セミナー（マスコミ）
「SPI3」Web 模擬受験①《全員必須》／SPI 理解講座
- 7月 グループディスカッション対策講座①（インターンシップ対策）
- 8月 業界別入門セミナー（教員）
- 9月 「SPI3」対策講座
業界対策セミナー（エアライン）
日経就活サポート講座
- 10月 就活準備 1日集中対策セミナー
集団面接対策講座①（インターンシップ対策）
教員志望者向けセミナー
ゼミ形式ガイダンス①「自己分析の深化」（本採用選考対策）
ゼミ形式ガイダンス②「履歴書・エントリーシートの作成」（本採用選考対策）

- 11月 業界研究実践セミナー①
 業界研究実践セミナー②
 ゼミ形式ガイダンス③「業界・企業・職種研究の方法」(本採用選考対策)
 先輩による就活体験報告会(内々定者懇談会)
- 12月 就活超集中対策セミナー
 「模擬面接実習」(オンライン)
 「SPI3」Web 模擬受験②《任意》/SPI 理解講座
- 1月 集団面接対策講座②(本採用選考対策)
 グループディスカッション対策講座②(本採用選考対策)
 最終ガイダンス「学校推薦と大学求人活用方法・内々定時の注意事項」
- 2月 学内業界・企業研究セミナー
 模擬面接実習(対面)
 筆記試験直前対策講座
 労働法セミナー

☞ 上記スケジュールは、変更する場合があります。必ず、本学 Web サイトや配信メールなどを確認してください。また、就職活動に関して相談や疑問点があれば、遠慮なくキャリア支援部にお尋ねください。

☞ 留学中に海外で実施されるキャリアフォーラムに参加するサイトもあります。必要に応じて参照してください(<https://careerforum.net/ja/>)。

【協定大学留学と卒業見込証明書】

就職活動に際して、企業から卒業見込証明書の提出が求められる場合があります。この証明書は卒業年次の履修科目が確定した5月以降に、教務課において発行できます。

ただし、留学先で修得した科目が本学の単位として認定されるまでは、卒業見込証明書を発行することができません。

このため、証明書の提出を求めてきた企業に対しては、「留学が終了して同志社女子大学の単位として認定されるまでは証明書は発行されない」旨をお伝えください。多くの場合、企業側はこれで了解してくれます。

それでもなお、企業側がなんらかの証明書の提出を求めた場合は、国際課にご相談ください。「協定大学留学中であることを証する書類(卒業見込年月は記載できません)」の発行などを検討します。

キャリア支援部キャリア支援課



○京田辺キャンパス TEL:(0774)65-8415

E-mail: career-t@dwc.doshisha.ac.jp

○今出川キャンパス TEL:(075)251-4135

E-mail: career-i@dwc.doshisha.ac.jp

6. 単位認定（科目の読み替え）

【科目の読み替え】

□留学先大学で履修した正規科目は、本学の卒業に必要な科目（科目区分・群）に読み替えることができます。具体的に本学のどの科目等に該当するかは、留学先大学のシラバス等を参考にしながら、教務主任が個々に審査します。読み替えには、次のようなルールがあります。

- 1) 必修科目は、原則として「科目認定」とする。
- 2) 選択必修科目、選択科目は、原則として「一括（科目区分）認定」とする。
選択必修科目のうち、群ごとに修得単位数が定められている場合は、群ごとの「一括（群）認定」とする。
- 3) 2)にかかわらず、選択必修科目・選択科目であっても、次の場合は「科目認定」とすることができる。
 - (1)「ゼミナール」科目。
 - (2)以下の修了要件に必要な科目として、留学生本人からの申し出があった場合。
 - ① 日本語教員課程（日本語教員養成課程、日本語指導実践課程）
 - ② 上記のほか、「科目認定」が適当であると教務主任が認めた場合
- 4)「科目認定」「一括（科目区分）認定」の対象となる科目・科目区分は、「留学年次」において「履修可能最低年次」を満たしているものでなければならない。
- 5) 教職課程科目については、「科目認定」はできない。

☞ 単位認定のルールについては、巻末の『外国大学留学に係る単位認定についての申し合せ』（添2-2）を参照してください。

【認定単位数】

□留学先で履修した正規科目のそれぞれが、本学の何単位数に相当するかは、原則としてその科目の学習総時間（Workload Hours）に基づいて算出します。具体的には、次のとおりです。

- ・本学と同様に、セメスター制度（1学期15週間）を採っている大学が付与する単位（セメスター・クレジット）は、そのまま本学の認定単位数になります（小数点以下切上げ）。
- ・上記以外の場合、履修要項（Course Guide）やシラバス（Syllabus）等において、それぞれの科目履修に必要な学習時間（予習、復習、授業などに必要な合計時間）が示されています。本学の1単位は、原則として45時間の学習時間が必要なことを意味しますので、これの時間数を基準として本学の単位数を算定します。

□1セメスターの留学で取得できる合計単位数は、本学の単位数に換算して12～15単位程度です。従って、1年留学の場合、最初の1セメスターを英語研修に充てると（正規科目の履修が1セメスターのみの場合）は、同様に12～15単位、2セメスター共に正規科目履修に充てると、24～30単位程度の取得が可能です。

□海外の大学では、正規科目履修に際して、しっかり予習・復習（エッセイの提出などを含む）することが求められます（予習・復習の内容は、日本の大学の場合と異なり、通常シラバスに具体的に明記されています）。このため、履修可能科目数・単位数は、日本の場合に比べて大幅に少なくなります。これは、現地学生の場合も同じです。

☞ 過年度留学生の履修科目については、「国際交流」ウェブ内の『留学体験レポート』を参照してください。

【認定単位数（合計）の上限】

□ 本学在学中に他の大学等で修得した単位数を認定できるのは、次のa～gの場合です。協定大学で修得した単位は、留学期間が1年間の場合は40単位を上限として、1年未満の留学の場合は30単位を上限として本学の卒業に必要な単位として認定することができます。なお、この場合、本学在学中のa～fの項目までの認定単位数の上限は10単位となります。

- a. 同志社大学との単位互換制度に基づく認定
- b. 金城学院大学との単位互換制度に基づく認定
- c. 奈良県立医科大学との単位互換協定に基づく認定
- d. 大学コンソーシアム京都単位互換制度に基づく認定
- e. 放送大学との単位互換制度に基づく認定
- f. 文部科学大臣が定める学修等による単位認定
- g. 海外および国内協定大学等で修得した単位等の認定

☞ 詳細は、各学部の『履修要項』で必ず確認をしてください。



海外の大学の授業風景



7. 教職課程科目

表象文化学部英語英文学科生は、3年次に留学する場合であっても、4年間の在学期間中に教職免許取得に要する単位を充足することが可能となりました（ただし、3年次秋学期から4年次春学期に1年間留学する場合は、4年間で単位を充足することはできません）。

4年次に留学した場合は、4年間で教員免許取得に要する単位を充足することができません。単位数を満たすためには、在学延長期間中に履修を継続するか、卒業後に本学または他大学において科目等履修生として不足する単位を修得するかのいずれか、もしくはその両方が必要になります。教職課程を履修する学生は、このことを十分に認識しておく必要があります。

【留学先大学で修得した単位の認定】

留学先大学で修得した単位は教職課程科目のいずれにも読み替えることはできません。

【「教育実習」「教職実践演習」科目の履修について】

「教育実習」「教職実践演習」を登録するためには、「免許・資格関係履修要項」に記載の履修資格を満たしていることが必要です。4年次に留学した場合、4年次科目の「教育実習」や「教職実践演習」の単位を修得することができないため、4年間で卒業と同時に教職課程を修了することができなくなります。

2年次・3年次・4年次に留学した場合、教職課程修了までの流れを図示すると、それぞれ以下ようになります。ここに示した期間以外の留学を希望する場合は、免許・資格課に事前に相談してください。

【「教育実習」の実習校への依頼について】

教育実習を行うにあたり、本学では、例年3年次の4月頃に「教育実習説明会」を開催し、教育実習を行うまでの準備等について説明を行っています。また、その後、3年次春学期から夏期休暇期間にかけて、4年次（おおよそ1年先）に行う教育実習について、実習校への依頼を行い、実習の承諾を得ることとなります。

ただし、3年次春学期に留学期間がかかっている場合は、2年次の4月頃に開催される「教育実習説明会」に参加し、2年次春学期から夏期休暇期間にかけて、4年次（おおよそ2年先）に行う教育実習について、実習校への依頼を行い、実習の承諾を得る必要があります。

英語英文学科生対象
※その他の学生は、PP.32—34を参照してください。

＜2年次春学期に留学する場合＞

- 1) 2年次秋学期に「教科教育法」以外の教職課程科目の単位を修得します。
- 2) 3年次に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 3) 4年次に「教育実習」を行います。

2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
留学	在学	在学	在学	在学	在学
	「教科教育法」以外の教職課程科目を履修する	「教科教育法」等を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす	「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

＜2年次春・秋学期に留学する場合＞

- 1) 3年次に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 2) 4年次に「教育実習」を行います。

2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
留学	留学	在学	在学	在学	在学
		「教科教育法」等を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす	「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

＜2年次秋・3年次春学期に留学する場合＞

- 1) 2年次春学期に「教科教育法」を含め、教職課程科目の単位を修得します。
- 2) 3年次秋学期に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 3) 4年次に「教育実習」を行うとともに、3年次に未修得の教職課程科目を履修します。

2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学	留学	留学	在学	在学	在学
「教科教育法」を含め、教職課程科目を履修する			「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす	2・3年次に未修得の教職課程科目を履修する。 「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

英語英文学科生対象

※その他の学生は、PP.32—34を参照してください。

<3年次春・秋学期に留学する場合>

- 1) 2年次春学期に「教科教育法」を含め、教職課程科目の単位を修得します。
- 2) 2年次秋学期に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 3) 4年次に「教育実習」を行うとともに、3年次に未修得の教職課程科目を履修します。

2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学	在学	留学	留学	在学	在学
「教科教育法」を含め、教職課程科目を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす			3年次に未修得の教職課程科目を履修する。 「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

<3年次秋学期・4年次春学期に留学する場合>

- 1) 2年次春学期に「教科教育法」を含め、教職課程科目の単位を修得する。
- 2) 2年次秋学期に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 3) 3年次春学期に、3年次の教職課程科目を履修します。
- 4) 帰国後に3年次の教職課程科目を履修します。
- 5) 卒業後は科目等履修生として、「教育実習」科目を登録し、教育実習を行います。

2年次		3年次		4年次		5年目	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学	在学	在学	留学	留学	在学	在学又は科目等履修	在学又は科目等履修
「教科教育法」を含め、教職課程科目を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす	3年次の教職課程科目を履修する			3年次の教職課程科目を引き続き履修する	「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

英語英文学科生対象

※その他の学生は、PP.32-34を参照してください。

<4年次春・秋学期に留学する場合>

留 学 前

○留学の最終決定が12月下旬から3月となるので、新年度に実習をするべく内諾をとってある場合は、免許・資格課と相談の上、至急（3月末までに）実習予定校に事情を詳しく説明して、実習を取り消します。その際、帰国後の実習についても、帰国時期などを正確に伝えた上で話し合い、できれば了解をとっておいてください。実習校は、留学しない場合と同様、原則として自分で探さなければなりません。

帰 国 後

○留学年度の3月に卒業する場合

5年目に、教育実習の履修資格を満たしていることを条件に、科目等履修生として「教育実習」科目を登録し、教育実習を行います。なお、科目等履修の募集要項は、例年、2月下旬～3月上旬から本学 Web サイト（地域・一般の方へ）科目等履修・聴講生制度より閲覧することができ、所定の申込み期間中に受講許可を申し出る必要があります。科目等履修の申込みは各自で行ってください。（申込前には免許・資格課で履修相談してください。）

2年次		3年次		4年次		5年目（卒業後）	
春学期 在学	秋学期 在学	春学期 在学	秋学期 在学	春学期 留学	秋学期 留学	春学期 科目等履修	秋学期 科目等履修
「教科教育法」を含め、教職課程科目を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす	3年次の教職課程科目を履修する	3年次の教職課程科目を引き続き履修する			「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

○5年目の9月に卒業する場合

通年科目は、春学期しか在籍しない5年目には登録することはできません。ただし、教育実習科目はその例外として、登録が認められます。9月に卒業が認められた場合は、秋学期は科目等履修生としての履修となります。教育実習の科目等履修費用は通年分必要です。

2年次		3年次		4年次		5年目	5年目 （卒業後）
春学期 在学	秋学期 在学	春学期 在学	秋学期 在学	春学期 留学	秋学期 留学	春学期 在学	秋学期 科目等履修
「教科教育法」を含め、教職課程科目を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす	3年次の教職課程科目を履修する	3年次の教職課程科目を引き続き履修する				「教育実習」履修 「教職実践演習」履修



教職課程に関する問い合わせ：

教務部免許・資格課

○京田辺キャンパス TEL：(0774) 65-8488

○今出川キャンパス TEL：(075) 251-4166

英語英文学科生を除く学生対象
 ※英語英文学科の学生は、PP.28-31を参照してください。

7. 教職課程科目

3年次、または4年次に留学した場合は、4年間で教員免許取得に要する単位を充足することができません。単位数を満たすためには、在学延長期間中に履修を継続するか、卒業後に本学または他大学において科目等履修生として不足する単位を取るかのいずれか、もしくはその両方が必要になります。教職課程を履修する学生は、このことを十分に認識しておく必要があります。

【留学先大学で修得した単位の認定】

留学先大学で修得した単位は教職課程科目のいずれにも読み替えることはできません。

【「教育実習」「教職実践演習」科目の履修について】

「教育実習」「教職実践演習」を登録するためには、学科ごとに、「免許・資格関係履修要項」に記載の履修資格を満たしていることが必要です。「教育実習」の履修資格の中には、「3年次までの指定の教職課程科目の単位を修得済であること」という条件も含まれています。このため、3年次または4年次に留学した場合、4年間では「教育実習」や「教職実践演習」の単位を修得することができず、4年間での卒業と同時に教職課程を修了することができなくなります。

3年次または4年次に留学した場合、教職課程修了までの流れを図示すると以下ようになります。ここに示した期間以外の留学を希望する場合、あるいは現代こども学科の学生が留学を希望する場合は、免許・資格課に相談してください。

<3年次春学期に留学する場合（2年次秋学期からの1年留学の場合を含む）>

- 1) 4年次春学期に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 2) 卒業後は科目等履修生として「教育実習」科目を登録し、教育実習を行います。「教育実習」は通年科目のため、履修資格を満たした次の年度の履修となります。

2年次		3年次		4年次		5年目	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学	在学	留学	在学	在学	在学	在学又は科目等履修	在学又は科目等履修
履修可能な教職課程科目を履修する			「教科教育法」等を履修する	「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす		「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

英語英文学科生を除く学生対象
 ※英語英文学科の学生は、PP.28-31を参照してください。

<3年次春・秋学期に留学する場合>

- 1) 4年次に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 2) 卒業後は科目等履修生として、「教育実習」科目を登録し、教育実習を行います。

2年次		3年次		4年次		5年目	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学		留学	留学	在学	在学	在学又は科目等履修	在学又は科目等履修
履修可能な教職課程科目を履修する				「教科教育法」等を履修し、「教育実習」の履修資格を満たす		「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

<3年次秋学期・4年次春学期に留学する場合>

- 1) 帰国後に「教科教育法」等の科目の単位を修得して「教育実習」の履修資格を満たします。
- 2) 卒業後は科目等履修生として、「教育実習」科目を登録し、教育実習を行います。

2年次		3年次		4年次		5年目			
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期		
在学	在学	在学	留学	留学	在学	在学又は科目等履修	在学又は科目等履修		
履修可能な教職課程科目を履修する		「教科教育法」等を履修する				「教科教育法」等を引き続き履修し、「教育実習」の履修資格を満たす		「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

英語英文学科生を除く学生対象
 ※英語英文学科の学生は、PP.28-31を参照してください。

< 4年次春・秋学期に留学する場合 >

留 学 前

○留学の最終決定が12月下旬から3月となるので、新年度に実習をするべく内諾をとってある場合は、免許・資格課と相談の上、至急（3月末までに）実習予定校に事情を詳しく説明して、実習を取り消します。その際、帰国後の実習についても、帰国時期などを正確に伝えた上で話し合い、できれば了解をとっておいてください。実習校は、留学しない場合と同様、原則として自分で探さなければなりません。

帰 国 後

○留学年度の3月に卒業する場合

5年目に、科目等履修生として「教育実習」科目を登録し、教育実習を行います。なお、科目等履修の募集要項は、例年、2月下旬～3月上旬から本学 Web サイト（地域・一般の方へ）科目等履修・聴講生制度）より閲覧することができ、所定の申込み期間中に受講許可を申し出る必要があります。科目等履修の申込みは各自で行ってください。（申込前に免許・資格課で履修相談してください。）

2年次		3年次		4年次		卒業後	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学	在学	在学	在学	留学	留学	科目等履修	科目等履修
履修可能な教職課程科目を履修する		「教科教育法」等を履修し、「教育実習」の履修資格を満たす		留学年度の3月に卒業各自2月下旬～3月上旬に科目等履修の申込み		「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	

○5年目の9月に卒業する場合

通年科目は春学期しか在籍しない5年目には登録することはできません。ただし教育実習科目はその例外として、登録が認められます。9月に卒業が認められた場合は、秋学期は科目等履修生としての履修となります。教育実習の科目等履修費用は通年分必要です。

2年次		3年次		4年次		5年目	5年目 (卒業後)
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学	在学	在学	在学	留学	留学	在学	科目等履修
履修可能な教職課程科目を履修する		「教科教育法」等を履修し、「教育実習」の履修資格を満たす				「教育実習」履修 「教職実践演習」履修	



教職課程に関する問い合わせ：

教務部免許・資格課

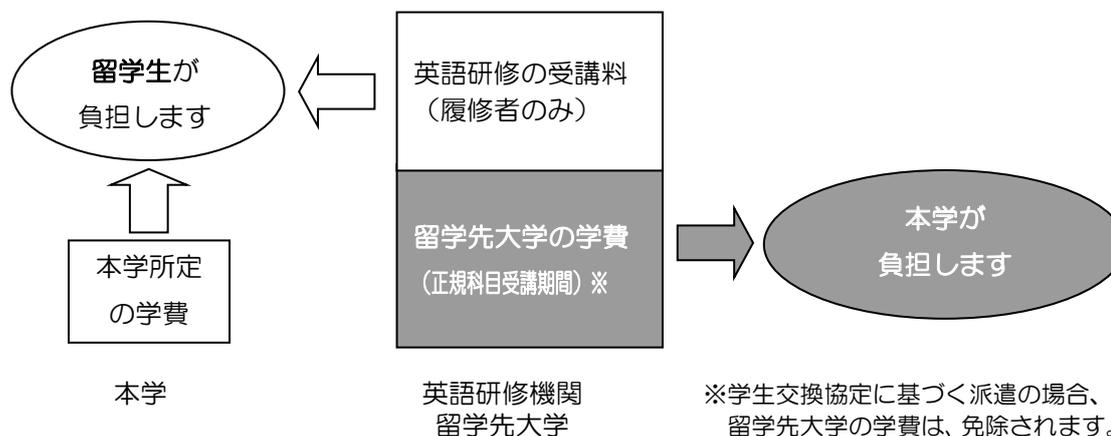
○京田辺キャンパス TEL：(0774) 65-8488

○今出川キャンパス TEL：(075) 251-4166

8. 留学にかかる費用

【留学期間中の学費】

□協定大学留学をする場合、原則として正規科目受講期間の学費（Tuition fee）は、本学が負担します。従って本学と留学先大学の学費を二重払いする必要はありません。一方、正規科目履修前の英語研修（ESL）の履修が必要な場合、その受講料は、留学生個人の負担となります。図示すると次のようになります。



☞ 詳しくは「協定大学への留学に係る学費の取り扱いについての申し合せ」（添2-3）を参照してください。

【留学中の費用】

□留学に係る費用は、留学先大学の環境や留学生自身の生活スタイルによって大きく変わります。しかし、基本的に下記の項目が、学生個人負担分になります。

1. 留学期間中の本学所定の学費
2. 留学先大学の寮費・食費・雑費※1
3. 渡航費
4. 海外旅行保険料、海外アシスタンスサービス会員費※2
5. 語学研修を受講する場合のすべての費用（受講料・滞在費・食費・雑費※1）
6. その他生活費

※1 雑費：出願に係る手数料、協定大学（あるいは留学先国・州）指定の健康保険制度の保険料、学生会費、コンピューター等の設備使用料、教科書代、実習費など。

※2 海外アシスタンスサービス会員費：留学生が健康上のトラブルや事件・事故などに遭遇した際、専門スタッフによる様々な支援を受けるサービス費用。

上記の学生個人負担分のうち、2と5については、ビザ（査証）申請時に、同額以上の預金残高の証明が求められます。

☞ 各協定大学の費用（正規課程の授業料・寮費・食費）、語学研修期間の費用（受講料・滞在費・食費）については「協定大学への留学に係る費用について（参考）」（pp.36~39）を参照してください。

協定大学への留学に係る費用について（参考）

2025年度協定大学留学に要する概算費用の算出に際しての参考にしてください。なお、次の点にご留意ください。

- ・過年度の実績等で概算費用を例示していますが、留学にかかる全ての費用を網羅しているわけではありません。
- ・ここでの「学生負担額」は、留学に関する学生個人負担分の内、語学研修費及び現地滞在費（寮費・食費）の額を例示しています。
従って、渡航費、海外旅行保険料等は含まれていません（p.35参照）。
- ・滞在方法、寮のスタイルや立地条件、食事の回数等により、金額が大きく変わる場合があります。また過年度より価格が上がっている可能性も十分にありますので、**申込前に必ず、留学先大学のウェブサイト等で確認してください。**

≪見方≫

「Type」欄に記載のページ 『協定大学プログラム別の基準点と留学期間』 で、希望する留学先大学の留学パターンの「Type」 No.を確認してください。
その上で、本ページの該当するNo.の金額をご確認ください。

国	英語圏 University	留学期間		Type	学生負担額					備考	参考QR	本学負担額	
				P58 ↓ P59	語学研修期間 [全額自己負担]		正規科目期間 [現地授業料は本学負担※1]		その他費用			合計	現地授業料 ※1
					研修費	滞在費	滞在費						
USA (US\$)	Chatham University	春スタート	1年	①	語学研修先により異なる 平均10,000~（研修費+寮費）		6,800		2,100	=	\$18,900~		\$22,000
			1年	②		13,600	+	4,200	=	\$17,800	\$44,000		
		1セメスター	③		6,800	+	2,100	=	\$8,900	\$22,000			
	Mary Baldwin University	春スタート	1年	①	語学研修先により異なる 平均10,000~（研修費+寮費）		6,000	+	1,800	=	\$17,800~		\$16,900
			1年	②		12,000	+	3,600	=	\$15,600	\$33,800		
		1セメスター	③		6,000	+	1,800	=	\$7,800	\$16,900			
	Smith College	秋スタート	1年	①		23,000	+	6,600	=	\$29,600		\$65,000	
	Sweet Briar College	春スタート	1年	①	語学研修先により異なる 平均10,000~（研修費+寮費）		8,000	+	1,500	=	\$19,500		\$12,400
			1年	②		15,300	+	2,900	=	\$18,200	\$24,800		
		1セメスター	③		8,000	+	1,500	=	\$9,500	\$12,400			

国	英語圏・ドイツ University	留学期間		Type	学生負担額					備考	参考QR	本学負担額
				P58	語学研修期間 [全額自己負担]	正規科目期間 [現地授業料は本学負担※1]	その他費用	合計	現地授業料 ※1			
				P59	研修費	滞在費						滞在費
CAN (C\$)	Mount Allison University	春スタート	1年	①	(4800 オンライン + 0) +	7,000	+ 2,400	=		\$14,200		
			1年	②		14,000	+ 4,800	=	\$18,800			\$20,210
			1セメスター	③		7,000	+ 2,400	=	\$9,400			\$10,105
	University of Guelph	春スタート	1年	①	(12,000 + 7,200) +	ホームステイ：4,200 寮：5,600~9,000	+ 2,000	=	\$23,800~27,800			\$16,300
			1年	②	(7,500 + 5,100) +	ホームステイ：4,200 寮：5,600~9,000	+ 2,000	=	\$17,400~21,400			\$16,300
			秋スタート	③	(7,500 + 5,100) +	ホームステイ：4,200 寮：5,600~9,000	+ 2,000	=	\$17,400~20,900			\$16,300
	University of Victoria	春スタート	1年	①	2025年度は派遣対象外です。							
		秋スタート	1年	②								
		1セメスター	③									
UK (£)	University of Leeds	春スタート	1年	①	(5,408 + 2,500~3,000) +	3,250~4,300	+ 2,500	=	£14,250~15,300	一部食費含まず		£9,800
			秋スタート	②		7,000~9,000	+ 2,500	=	£9,500~11,500	一部食費含まず		£19,600
			1セメスター	③		3,250~4,300	+ 1,500	=	£4,750~5,800	一部食費含まず		£9,800
	University of Warwick	秋スタート	1年	①		4,000~9,500	+ 3,000	=	£7,000~12,500	食費含まず		£24,800~
			1セメスター	②		2,600~6,600	+ 2,000	=	£4,600~8,600	食費含まず		£15,600~

国	英語圏・ドイツ University	留学期間		Type	学生負担額					備考	参考QR	本学負担額		
					P58 語学研修期間 [全額自己負担]		正規科目期間 [現地授業料は本学負担※1]		その他費用			合計	現地授業料 ※1	
					研修費	滞在費	滞在費							
AUS (AUS)	Griffith University	春スタート	1年	①	(4,775 + 4,000) +	6,100~12,000	+	3,000	=	\$18,000~24,000	食費含まず		\$18,243	
			1年	②		9,100~20,000	+	3,200	=	\$12,300~23,200	食費含まず		\$27,377	
			1年	③		6,700~14,000	+	3,000	=	\$9,700~17,000	食費含まず		\$18,243	
		秋スタート	1セメスター	④			2,700~5,500	+	2,500	=	\$5,200~8,000	食費含まず		\$9,122
			1年	⑤		6,700~14,000	+	3,000	=	\$9,700~17,000	食費含まず	\$18,243		
			1セメスター	⑥			2,700~5,500	+	2,500	=	\$5,200~8,000	食費含まず		\$9,122
University of New South Wales	春スタート	1年	①		15,000~25,500	+	3,500	=	\$18,500~29,000	食費含まず		\$29,970		
		1セメスター	②		2,250~8,700	+	2,000	=	\$4,250~10,700	食費含まず		\$9,990		
	秋スタート	1年	③	(11,200 + 7,600) +	2,250~8,700	+	2,000	=	\$24,000~30,000	食費含まず		\$9,990		
		1年	④		15,000~25,500	+	3,500	=	\$18,500~29,000	食費含まず		\$29,970		
		1セメスター	⑤		2,250~8,700	+	2,000	=	\$4,250~10,700	食費含まず		\$9,990		
ドイツ (€)	Hochschule Düsseldorf	春/秋 スタート	1年	①		4,000~5,000	+	2,500	=	€6,500~7,500	食費含まず		学費相殺	
			1セメスター	②		2,000~2,500	+	1,500	=	€3,500~4,000	食費含まず		学費相殺	
	Universität des Saarlandes	秋スタート	1セメスター	①		3,500	+	1,500	=	€ 5,000		学費相殺		

国	アジア圏 University	留学期間		Type	学生負担額					備考	本学負担額		
					P92 語学研修期間 [全額自己負担]		正規科目期間 [現地授業料は本学負担※1]		その他費用			合計	現地授業料 ※1
					研修費	滞在費	滞在費						
台湾 (NT\$)	国立高雄大学	秋スタート	1年	①		20,000~25,000			=	NT\$20,000~25,000	食費含まず		学費相殺
			1セメスター	②		10,000~12,500			=	NT\$10,000~12,500	食費含まず		学費相殺
	静宜大学	秋スタート	1年	①		18,000~32,000			=	NT\$18,000~32,000	食費含まず		学費相殺
			1セメスター	②		9,000~16,000			=	NT\$9,000~16,000	食費含まず		学費相殺
	東呉大学	秋スタート	1年	①		24,000~111,600			=	NT\$24,000~111,600	食費含まず		学費相殺
			1セメスター	②		12,000~55,800			=	NT\$12,000~55,800	食費含まず		学費相殺

国	アジア圏 University	留学期間		Type	学生負担額					備考	本学負担額	
					語学研修期間 [全額自己負担]		正規科目期間 [現地授業料は本学負担※1]		その他費用			合計
					研修費	滞在費		滞在費				
韓国 (₩)	ソウル女子大学	春スタート	1年	①			2,264,000		=	₩2,264,000	食費含まず 申請時にUS\$8,000以上の残高証明書が必要。	現地授業料 ※1
	誠信女子大学	春スタート	1年	①			2,231,260~5,880,000		=	₩2,231,260~5,880,000	食費含まず 申請時にUS\$10,000以上の残高証明書が必要。	学費相殺
				②			1,115,630~2,940,000		=	₩1,115,630~2,940,000	食費含まず 申請時にUS\$5,000以上の残高証明書が必要。	学費相殺

国	アジア圏 University	留学期間		Type	学生負担額					備考	本学負担額	
					語学研修期間 [全額自己負担]		正規科目期間 [現地授業料は本学負担※1]		その他費用			合計
					研修費	滞在費		滞在費				
フィリピン (₱)	アテネオ・デ・マニラ大学	秋スタート	1年	①			211,000		=	₱211,000	食費含まず	学費相殺
			1年	②			211,000		=	₱211,000	食費含まず	学費相殺
			1 Semester	③			105,500		=	₱105,500	食費含まず	学費相殺
	デ・ラ・サール大学	秋スタート	1年	①			230,000~340,000		=	₱230,000~340,000	食費含まず	学費相殺
			1年	②			230,000~340,000		=	₱230,000~340,000	食費含まず	学費相殺
			1 Semester	③			115,000~170,000		=	₱115,000~170,000	食費含まず	学費相殺
	フィリピン大学ディリマン校	秋スタート	1年	①			38,500		=	₱38,500	食費含まず	学費相殺
			1年	②			38,500		=	₱38,500	食費含まず	学費相殺
			1 Semester	③			19,250		=	₱19,250	食費含まず	学費相殺
ベトナム (₫)	貿易大学	秋スタート	1年	①			₫28,000,000~70,000,000		=	₫28,000,000~70,000,000	食費含まず 滞在先が学外施設となる為、レートや選択した施設により左記の金額より大幅に変更となる可能性あり。	学費相殺
			1 Semester	②			₫14,000,000~35,000,000		=	₫14,000,000~35,000,000		学費相殺
	ハノイ校外国語大学	秋スタート	1年	①			₫48,000,000		=	₫48,000,000	食費含まず	学費相殺
			1 Semester	②			₫24,000,000		=	₫24,000,000	食費含まず	学費相殺
タイ (฿)	チュラロンコン大学	秋スタート	1年	①			140,000~220,000		=	฿140,000~220,000	食費含まず	学費相殺
			1 Semester	②			70,000~110,000		=	฿70,000~110,000	食費含まず	学費相殺
マレーシア (RM)	マラヤ大学	秋スタート	1年	①			5,600		=	RM5,600	食費含まず	学費相殺
			1 Semester	②			2,800		=	RM2,800	食費含まず	学費相殺

9. 留学期間中の奨学金

【同志社女子大学の奨学金】

□留学先大学で正規科目を受講する期間の学費（Tuition fee）は、学生交換協定に基づく派遣の場合を除き、本学が負担します。ですので、基本的には留学先大学学費相当額の奨学金が授与されています（留学先大学の学費を留学生の自己負担とする大学も多くあります）。

□また、留学期間中も本学では在籍扱いとなっていますので、他の在學生と同様、本学の奨学金制度を利用することができます。

【日本学生支援機構（JASSO）の奨学金】

□独立行政法人日本学生支援機構は、協定大学留学生を含む正規留学生を対象とした奨学金制度（有利子貸与型と給付型）をもっています。概要は次のとおりです。

□既に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている方は、留学中も貸与を継続できます。ただし、給付奨学金を受けている方で、「海外留学支援制度（協定派遣）」の奨学金を受給されている期間は、国内の給付奨学金を休止しなければなりません。手続きは学生支援課で行ってください。

留学時特別増額貸与奨学金

□短期留学プログラムの留学開始月において、一時金額第二種奨学金（10～50万円の10万円単位の金額から選択）の貸与を受けることができます。但し、以下①～③の全てを満たす必要があります。①国内貸与奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）の貸与を受けていること。②交流協定等に基づく留学、留学先の修得単位が帰国後認定される留学及び大学院生の外国の大学院等で研究目的とする留学であること。③日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等であること。貸与を希望する方は早めに学生支援課にお問い合わせください。

給付型

□「海外留学支援制度（協定派遣）」は、日本の大学等が交流協定等に基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間（1年以内）派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援する制度（給付型）です。本奨学金は公募制であり、本学が応募した留学制度（派遣プログラム）が採択された場合は、その派遣学生に対し支援されます。本奨学金を受給するためには、成績、家計基準等の経済的理由、他団体からの奨学金受給額、派遣先地域の安全レベルなど、いくつかの定められた要件を満たす必要があります。また、採択人数の範囲内での支給となるため、本学で奨学金受給者の選考を行います。なお、2023年度は、協定大学留学への派遣プログラムが採択されており、奨学金受給者には派遣先地域により月額6～8万円が支給されます。詳しくは国際課までお問い合わせください。



学生支援部学生支援課

○京田辺キャンパス TEL:(0774) 65-8414

E-mail: gakuse-t@dwc.doshisha.ac.jp

○今出川キャンパス TEL:(075) 251-4136

E-mail: gakuse-i@dwc.doshisha.ac.jp

【その他の奨学金、教育ローン】

□地方自治体、民間団体の奨学金もありますが、出身地域、専攻分野や留学対象国などに限定のあるものがほとんどのようです。また、成績優秀者のみが対象になる場合や、何らかの仕事・課題が義務づけられる場合なども多いので、よく確認をしてから応募しましょう。

□その他、奨学金ではありませんが、金融機関による留学生向け教育ローンもあります。代表的なものに日本政策金融公庫の「国の教育ローン」がありますが、その他の金融機関でも取り扱っています。

10. 留学を成功させるために

□留学を成功させるための大前提として「安全管理」「危機管理」があります。留学するみなさんには、異文化、異制度に対応しつつ、事件・事故・テロ・感染症など、海外でのさまざまなリスクを想定し、万一に備えることが求められます。なぜなら、「海外留学で一番大切なこと」は「心身ともに健康な状態で帰国すること」に他ならないからです。健康な状態が保てないと、留学を中断して帰国せざるを得ない場合もあります。

□そのため留学が内定したら、出発前のオリエンテーションに参加して、「安全管理」「危機管理」全般を確認していただきます。

同志社女子大学では、外務省が発出する各国・地域の危険情報（海外安全ホームページ）に基づき、中・長期留学に関する措置を定めています。外務省による危険レベルが、3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」以上の地域への留学はできませんので、出国外中止または延期になります。また、休学留学など個人手配で留学をする場合においても、外務省の指示には必ず従うようにしてください。

□そのうえで、「留学を成功させる」にはどうしたらよいかを考えなければなりません。それは、個人の留学の目的によって異なってくるでしょう。しかし、それが独りよがりな満足に終わってしまわないよう、次に掲げることを実践していく必要があります。

【出発前にすべきこと】

- ☆留学の目的意識をより具体的、明確に持つ。留学すること自体が目的であってはだめ。
- ☆留学中の履修がより効果的に進むよう、履修希望科目の基本書（日本語でも可）を読んでおく。
- ☆日本文化・社会についても、学んでおく。留学先でもきちんと説明できるようにしておく。
- ☆留学先国の言語は、出発直前までしっかりと学習を続ける。出発前の学習を積み重ねれば積むほど、現地での語学の上達は早くなる（走り幅跳びの助走と同じ）。

【留学中にすべきこと】

- ☆留学の目的に沿った科目履修をする。漫然とした履修計画・態度はだめ。
- ☆課外活動にもできるだけ積極的に参加する。そして、様々な価値観・世界観に触れ、受容する心を持つと同時に、自分自身の中で、日本にいたときに持っていた社会常識・価値観・世界常識がどのように変わったか、文章で纏めておく。
- ☆滞在国の文化・社会にも積極的に触れる。日本の文化・社会との比較もし、類似点・相違点を確認する。できれば、なぜそのような違いが生じたのかも考えてみる。

☆インターネットを効果的に活用し、政治・経済や、日本の社会の動きについても把握しておく。

「日本からの留学生」であることを忘れてはいけない。

☆自分の留学目的が達成されているか、不断に、自己点検・評価をする。

【帰国後にすべきこと】

☆留学を通して、何を学び、何を体験し、それによって自分自身がどのように成長したのかを具体例を交えて話せるように纏めておく。例えば、多様な文化的背景や価値観を持った人たちとの人間関係において、どのような問題に直面し、それをどのように解決し、そのような経験から自分は何を学んだか。あるいは、海外での生活をとおして、日本（人）の何を発見したか（日本では気がつかないこと）、という視点も大切。また、そのような経験が社会に出てから（就職してから）どのように活かせるのかを整理しておく、就職活動にも有効。就職面接では、単に「語学力が向上しました」のPRだけは逆効果の可能性もあり。



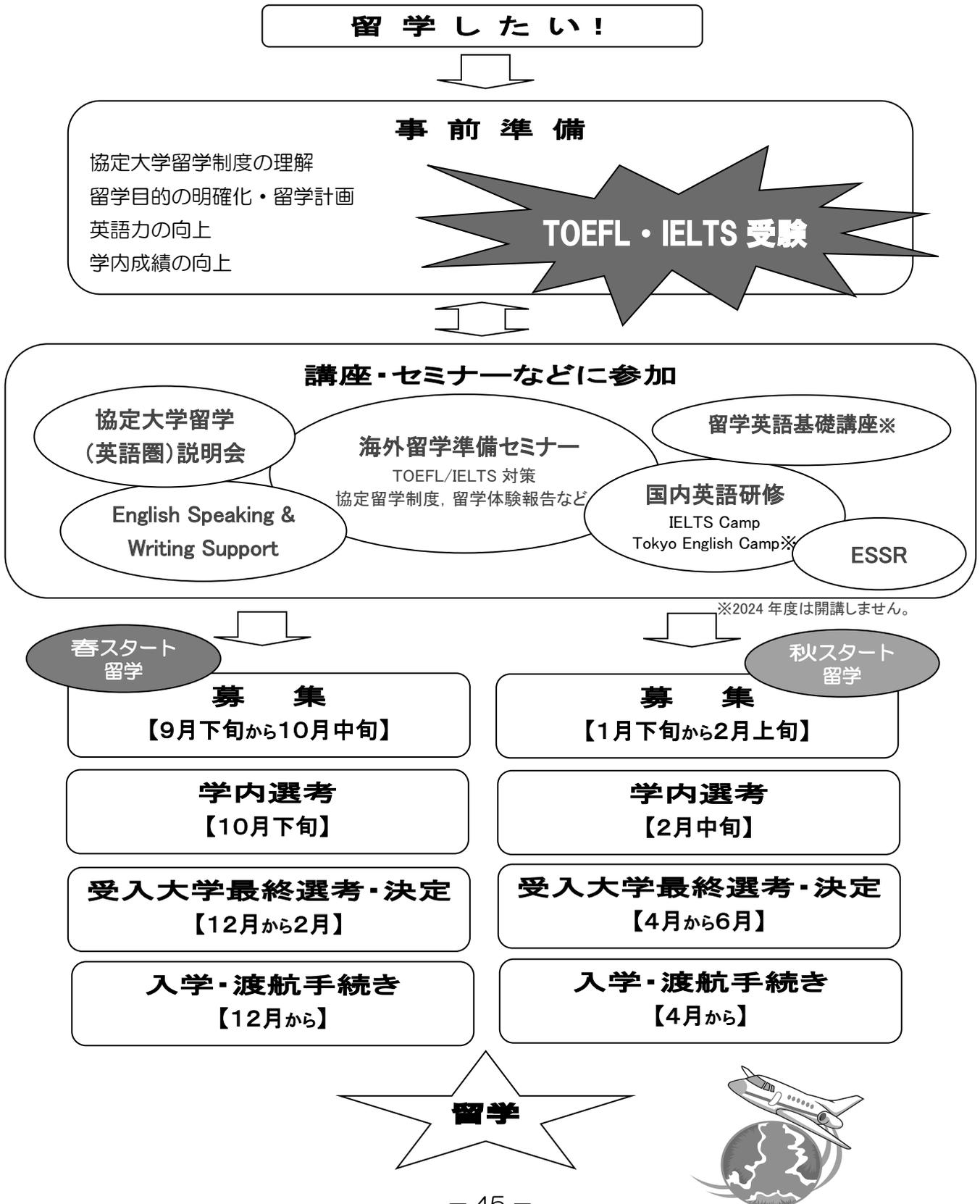
☆語学検定試験等を受験し、スコアアップを図るなど、語学力の維持・向上に関しても、不断に努力を続ける。やる気さえあれば、日本にいても外国語に触れる機会は、いくらでもあるはず。

GOOD LUCK!!

第4章 英語圏の国への留学

1. 留学までのスケジュール

口まず初めに、留学を決意するところから留学開始までの流れを概観します。留学には一定の学内成績（GPA）を取り、高い語学力を身につけることが必要です。そのためには継続的な取り組みが欠かせません。計画をしっかりと立てて準備を進めましょう。



2. TOEFL・IELTS

【協定大学留学の応募条件】

□協定大学留学に申請するためには、留学に必要な英語能力を証明するために、TOEFL（トフル）または IELTS（アイエルツ）を受験しなければなりません。学内応募の申し込み締切日から起算して過去1年以内に受験した試験で、次のいずれかのスコア（最低基準）を取得していることが必要です。

TOEFL・iBT	57
IELTS	5.5

TOEFL&IELTS スコア換算表

iBT	IELTS	iBT	IELTS
120	9.0	79-80	6.5
120	9.0	77-78	6.0
119	9.0	76	6.0
118	9.0	74-75	6.0
117	8.5	72-73	6.0
116	8.5	71	6.0
114-115	8.5/8.0	69-70	6.0
113	8.0	68	6.0
111-112	8.0	66-67	6.0
110	8.0	65	6.0
109	7.5	64	6.0
106-108	7.5	62-63	6.0
105	7.5	61	6.0
103-104	7.5	59-60	6.0/5.5
101-102	7.5/7.0	58	5.5
100	7.0	57	5.5
98-99	7.0	56	5.5
96-97	7.0	54-55	5.5
94-95	7.0	53	5.5
92-93	6.5	52	5.5
90-91	6.5	51	5.5
88-89	6.5	49-50	5.5
86-87	6.5	48	5.5
84-85	6.5	47	5.5
83	6.5	45-46	5.5/5.0
81-82	6.5	(以下、略)	(以下、略)

TOEFL Total Score Comparisons (ETS) より

【TOEFLかIELTSか？】

□TOEFL と IELTS のどちらにターゲットを絞って勉強すべきでしょうか。まずは、希望する大学がどちらのスコアを求めているかが重要になります。具体的には「TOEFL・IELTS・GPA 等最低基準点一覧」(pp.67~68)で確認をしてください。一般的には、留学先国によって、次のような取扱いの違いや傾向があります。

- アメリカへの留学：TOEFL、IELTS のどちらを中心に勉強しても良いでしょう。また、どちらかの試験が明らかに不利に扱われる、というケースはあまりありませんので、それぞれの試験形式や特徴を確認して、自分にあった試験を受けるのが良いでしょう。
- カナダへの留学：大学によって、TOEFL が有利な場合、IELTS が有利な場合とさまざまです。留学希望大学が定める各スコアの基準を「TOEFL&IELTS スコア換算表」(p.46)を参照しながら確認しておくことをお勧めします。
- イギリスへの留学：原則として、IELTS を受験しなければなりません。2014年以降、学生ビザ発給に必要な英語力を証明する試験として、TOEFL は認められていないからです。TOEFL が認められるのは、英語研修(ESL)なしで正規科目の受講が認められる TOEFL のスコアを有する場合に限られます。
- オーストラリアへの留学：IELTS の受験をお勧めします。入学規準に関して、TOEFL よりも IELTS の方が低めに設定されていることが多いからです。また、特定の正規科目の受講可否の決定に際して、IELTS の成績が重視される場合もあります。

□スピーキングの試験を例にとると、コンピューターを使った試験である TOEFL の場合は、質問の聞き直しはできませんが、IELTS の場合、面接官と1対1で行う試験なので、聞き取れなかった場合は、“Excuse me” や “Could you please say that again?” などと言って、聞き直しをすることができます。しかも、1回の聞き直しは減点になりません。聞き直しができる分、しっかりとした回答も可能です。

□上記を参考にして、それぞれの試験の特徴を比較して各自で判断する必要があります。TOEFL は多くの問題集が発売されていますが、IELTS の問題集の種類は多くありません。その一方で、両方を受けた受験生からは、「IELTS の方が基準点をクリアしやすい」という声もよく耳にします。前頁の「TOEFL&IELTS スコア換算表」でも、IELTS の方が協定大学留学に必要な最低点を取り易いことがわかります。

□以下では、TOEFL-iBT と IELTS の概要を説明します。

TOEFL

○ 目的と主催

TOEFL (Test of English as a Foreign Language) は、英語を母語としない人を対象とした英語能力判定試験で、アメリカ合衆国の非営利団体である ETS (Educational Testing Service) が、世界150以上の国・地域において実施しています。またそのスコアは、アメリカ、カナダなど英語圏の大学で広く受け入れられています。

○ 試験の種類

TOEFL には、2つの種類があります。TOEFL-iBT (iBT: Internet-based Test) と TOEFL-ITP (ITP: Institutional Testing Program) です。TOEFL-iBT は公式な試験ですので、そのスコアは全ての協定大学への出願に有効です。一方、TOEFL-ITP は、団体向けテス

トで、過去のペーパー版 TOEFL (TOEFL-PBT) で出題された問題を再利用した非公式の試験です。このため、協定大学への出願には使えませんので、注意してください。ただし、TOEFL-ITP のスコアで出願できるプログラムには、海外研修 (夏期) アメリカプログラムと「セメスター語学留学」があります。

TOEFL-iBT と ITP の比較表。

名 称	TOEFL iBT (TOEFL Internet-based testing、インターネット版 TOEFL)	TOEFL ITP (Institutional Testing Program、団体向け TOEFL)
概 要	日本で実施される唯一の公式な TOEFL 試験	団体受験用の TOEFL 試験。PBT の過去問を使用。スコアは公的なものではない
試験時間	2 時間	約 2 時間
ス コ ア	0~120	310~677 (PBT と同じ)
試験方法	コンピューターによる実施	マークシート方式
試験構成	Reading Section Listening Section Speaking Section Writing Section	Listening Comprehension Structure & Written Expression Reading Comprehension
解答方法	ライティングではキーボードを使ってエッセイを作成。スピーキングでは解答をマイクに吹き込む。他のセクションは多肢選択問題。	全てマークシートによる多肢選択問題。

注意：・TOEFL-ITP のスコアでは、協定大学留学への出願はできません。

以下では、TOEFL の公式試験である、TOEFL-iBT について説明をします。

○ 試験の特徴

- ・受験者は、試験会場で各自 1 台のコンピューターを使用し、画面上で問題を読み解答します。
- ・Speaking セクションでは、ヘッドセットのマイクを通して音声録音されます。
- ・英語の 4 技能 (読む・聞く・話す・書く) を測定します。「聞いて、話す」、「読んで、聞いて、話す」、「読んで、聞いて、書く」といった 2 つ以上の言語能力を用いて解答する出題形式 (Integrated Task) もあります。
- ・全セクションでメモを取ることができます。
- ・テスト日の 4~8 日後からオンライン上でスコアの確認ができます。また、米国 ETS より「Test Taker Score Report」(受験者控用スコアレポート) がテスト日の約 11 日後に受験生へ発送されます (送付期間は日本の場合 4~6 週間)。



○ 試験の構成（120点満点）

Reading (35分20問)	アカデミックな長文読解問題（1パッセージ700words）×2 自然/環境科学、社会科学、芸術、人文学、教育等幅広い分野の 教養科目を題材に出題。	0~30
Listening (36分28問)	講義形式の問題（3題各6問） 会話の問題（2題各5問）	0~30
Speaking (約16分4問)	Independent Task (Speaking、1題)： 身近なトピックに関して個人的な意見を述べる。 Integrated Task (Reading、Listening、Speaking、2題)： 読み、聞いた内容に関して内容を要約して話す。 Integrated Task (Listening、Speaking、1題)： 聞いた内容に関して内容を要約して話す。	0~30
Writing (約29分2問)	Integrated Task (Reading、Listening、Writing、1問)： 読み、聞いた内容を要約してエッセイ形式で書く。(150~ 225words) Academic Discussion Task (Writing、1題、30分)： 身近なトピックに関してエッセイを作成する問題。(100 words 以上)	0~30

○ 受験料（2024年4月現在）

Regular registration（試験日の7日前までの申し込み）：\$245

Late registration（試験日の2日前までの申し込み）：\$285

○ 試験日・試験会場

年間50回程度、土・日曜日に実施されます。試験会場は、全国各地のテストセンターや大学などです。詳細は、プロメトリック（株）のウェブ「試験会場検索/予約状況確認」などで確認できます。

○ 申込方法・締切り・支払方法

最初に、ETS ウェブから TOEFL iBT Bulletin(受験要綱)を入手し内容を確認してください。次に、TOEFL テスト公式ウェブサイトにて「個人ページ」を作成します。「個人ページ」の作成は、ETS 公式サイト上で行いますが、プロメトリック（株）のウェブからも進むこともできます。[\(http://www.prometric-jp.com/\)](http://www.prometric-jp.com/) 同社のトップページから「試験の予約・確認・変更・キャンセル」⇒「TOEFL iBT」⇒「個人ページの作成」へと進むと、「個人ページを作成する」の案内が表示されます（作成手順も表示されます）。

なお、試験予約の際に受験票は発行されないので、Registration Number、試験日、集合時間、試験会場が表示される画面を印刷し、保管するようにしましょう。

[ウェブ] <http://www.ets.org/toefl>

[締 切] Regular registration：試験日の7日前／Late registration：試験日の前営業日

[支払方法] クレジットカード

☞ 受験の際にパスポートが必要となりますので、必ず事前に取得しておいてください。

○ スコアレポート

スコアレポートには、「Official Score Report」（公式スコアレポート）と「Test Taker Score Report」（受験者控用スコアレポート）の2種類があります。協定大学留学のお願いにあたっては、「Test Taker Score Report」を出願書類として提出してください。なお、「Official Score Report」について、ETS に留学希望大学への直送請求をする必要はありません。

○ TOEFL-iBT 受験に関する詳細

必ず、以下のウェブで最新情報の確認をしてから受験をしてください。

- ETS (Educational Testing Service) <http://www.ets.org/>
TOEFL 情報、Bulletin 配布、オンラインでの予約
- プロメトリック (株) <http://www.prometric-jp.com>
試験会場情報、受験に関する問い合わせ、郵送・電話での予約受付
- TOEFL テスト日本事務局 (ETS Japan)
試験会場情報、TOEFL 情報、受験に関する問い合わせ <https://www.etsjapan.jp/>

IELTS

○ 目的と主催

IELTS (International English Language Testing System) とは、英語を母語としない人を対象とした英語力を証明する基準のひとつです。イギリス、オーストラリアを中心とした英語圏の大学で広く利用されています。IELTS は、British Council、IDP: IELTS Australia、Cambridge English Language Assessment の3団体により共同運営されています。日本では、英検などを運営している公益財団法人日本英語検定協会（以下「(公財)英検協会」といいます）とも共同運営をしています。また、IDP: IELTS Australia は、日本での試験運用を開始し、一般財団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション（以下「JSAF」といいます）を IELTS 公式テストセンターに認定しました。

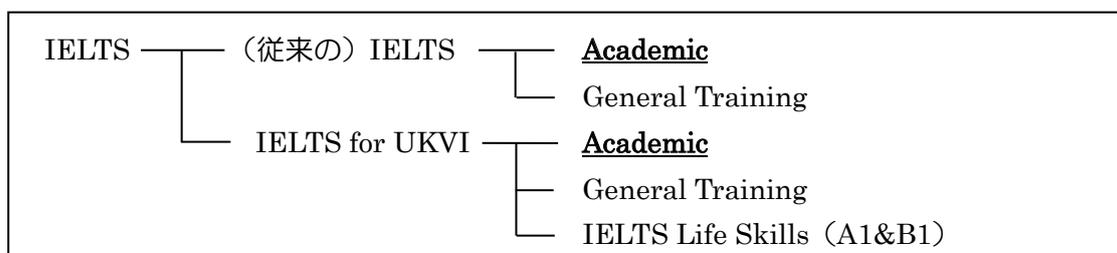
○ 試験の種類

IELTS の試験は、目的に応じていくつかの種類に分かれています。

- ①大学や大学院などの高等教育機関への出願に必要な、(従来の) IELTS 及び IELTS for UKVI の Academic Module
- ②移住申請や職業訓練コースへの入学に必要な、(従来の) IELTS 及び IELTS for UKVI の General Training Module
- ③扶養家族向けビザ、配偶者ビザ等の申請において必要となる、IELTS Life Skills A1
- ④永住権および市民権の申請において必要となる、IELTS Life Skills B1

上記のように、協定大学留学に利用できるのは、(従来の) IELTS 及び IELTS for UKVI の Academic Module です。

イギリスに6か月以上の留学をする場合は、ビザ申請のために、原則として IELTS for UKVI の受験が求められます。しかし、本学の協定校は全て英国入国管理局 (UKBA) によって HTS (Highly Trusted Sponsor) に認定されているため、(従来の) IELTS が認められるプログラムもあります(詳細は、「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」(pp.58~64)参照)。IELTS の構成を図示すると次のようになります。



以下では、(従来) IELTS と IELTS for UKVI の Academic Module について説明します。
 なお、この2つの試験問題の特徴・構成は同じです。

○ 試験の特徴

- “ペーパーで受験する IELTS” と “コンピューターで受験する IELTS (Computer-delivered IELTS : CD IELTS)” があります。
- 問題構成はリスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの4つのセクションからなっています。リスニング、リーディング、ライティングは、受験形式により、ペーパーを使った筆記試験かコンピューターを使ったタイピング試験になります。スピーキングは通常、リスニング、リーディング、ライティングの試験と同日またはその前後1週間以内に実施されます。試験は全セクション合計で約2時間45分です。
- スコアは1から9のバンド・スコアで評価されます。リスニング、リーディング、スピーキング、ライティングの各セクションのバンド・スコアと総合評価のオーバーオール・バンド・スコアで出ます。各セクション、オーバーオール共に、0.5点刻みで評価されます。

○ 試験の構成

リスニング (約30分)	4 Parts Part 1: 日常的な会話 (登場人物 2 人) Part 2: 日常生活を扱った説明 (登場人物 1 人) Part 3: 学術的な会話 (登場人物 2~4 人) Part 4: 学術的な講義 (登場人物 1 人)	40 問
リーディング (60分)	3 Sections: 3 つのパッセージ (合計 2,150~2,750words)。社会科学、人文学、自然科学など幅広い分野から出題されます。	40 問
ライティング (60分)	2 Tasks (150 and 250 words) : Task 1: 図や表、グラフを説明 (20分 150words 以上) Task 2: トピックについて考えを述べる (40分 250words 以上)	2 課題
スピーキング (11~14分)	3 Parts Part 1: 自己紹介・挨拶 (4~5分) : 双方向 Part 2: スピーチ (3~4分) : 一方的に話す Part 3: ディスカッション (4~5分) : 双方向	3 課題

○ 受験料 (2024年4月現在)

< (従来) IELTS >

ペーパー試験 : 25,380円

コンピューター試験 : 実施団体により異なる。25,380円~27,500円

< (IELTS for UKVI) >

ペーパー試験 : 29,400円

コンピューター試験 : 33,000円

○ 試験日・試験会場

< (従来の) IELTS >

毎週、土・日曜日を中心に、京都、大阪、神戸など全国16都市で実施されます。日程と会場などは、(公財)英検協会やJSAFのホームページから「IELTS」に進むと確認できます。

< IELTS for UKVI >

英国政府の指定により、日本のテスト会場は大阪と東京の2都市に限定されています。日程と会場などは、ブリティッシュ・カウンシル (British Council) や (公財) 英検協会ホームページから、「IELTS」⇒「IELTS for UK Visas and Immigration (UKVI)」に進むと確認できます。

○ 申込方法・締切り・支払方法

< (従来の) IELTS > (公財) 英検協会

[ウェブ] <http://www.eiken.or.jp/ielts/>

[締 切] ペーパーで受験する IELTS : 試験日5日前の12時(正午)。

コンピューターで受験する IELTS : 試験日3日前の午前9時。

[支払方法] クレジットカード一括払い、コンビニエンス・ストア、郵便局 ATM から選択。

☞ 受験の際にパスポートが必要となりますので、必ず事前に取得しておいてください。

< (従来の) IELTS > (一財) JSAF

[ウェブ] <http://www.jsaf-ieltsjapan.com/>

[締 切] ペーパーで受験する IELTS :

・クレジットカード支払の場合：試験日3日前の水曜日23時59分。ただし木曜日実施の場合は、月曜日23時59分。

・コンビニ支払の場合：試験日6日前的日曜日23時59分。ただし木曜日実施の場合は、金曜日23時59分。

コンピューターで受験する IELTS :

・クレジットカード支払の場合：試験日3日前の午前6時59分。

・コンビニ支払の場合：試験日6日前的23時59分。

[支払方法] クレジットカード一括払い、コンビニエンス・ストアから選択。

☞ 受験の際にパスポートが必要となりますので、必ず事前に取得しておいてください。

< IELTS for UKVI >

[ウェブ] ブリティッシュ・カウンシル

<http://www.britishcouncil.jp/exam/ielts-uk-visa-immigration>

[締 切] 試験日3日前の0時00分。

[支払方法] クレジットカード (Visa、MasterCard、Diners Club、JCB、American Express、Discover Card、debit card、PayPal) でのオンライン決済

☞ 受験の際にパスポートが必要となりますので、必ず事前に取得しておいてください。

< IELTS for UKVI > (ペーパーで受験する IELTS for UKVI のみ)

[ウェブ] (公財) 英検協会

<https://www.eiken.or.jp/ielts/ukvi/>

[締 切] 試験日6日前的0時00分。

[支払方法] クレジットカード (Visa、MasterCard、Diners Club、JCB、American Express、Discover) でのオンライン決済

☞ 受験の際にパスポートが必要となりますので、必ず事前に取得しておいてください。

○ スコアレポート

IELTS 公式の成績証明書 (Test Report Form) には、総合評価としてのオーバーオール・バンド・スコアと各パートそれぞれのバンド・スコアがテスト結果として表示されます。この成績証明書は、ペーパーで受験する IELTS および IELTS for UKVI では試験日の13日後、コンピューターで受験する IELTS では試験日の3~5日後、コンピューターで受験する IELTS for UKVI は試験日の5~7日後に発行・郵送されます。

なお、ペーパーで受験する IELTS および IELTS for UKVI は13日目以降、コンピューターで受験する IELTS は3~5日目以降に、オンライン試験結果表示サービスを使ってテスト結果を確認できます。

○ IELTS 受験に関する詳細

必ず、以下のウェブで最新情報を確認してから受験してください。

- 公益財団法人日本英語検定協会 IELTS 事務局 <http://www.eiken.or.jp/ielts/>
- 一般財団法人 JSAF <http://www.jsaf-ieltsjapan.com/>
- ブリティッシュ・カウンシル <http://www.britishcouncil.jp/exam/ielts>

3. 留学期間と履修内容

協定大学留学制度を使って英語圏の大学に留学する場合、留学の開始時期・期間を次の中から選択することができます。

春スタート・1年留学（本学の春学期・秋学期の留学）

春スタート・1セメスター留学（本学の春学期の留学）

秋スタート・1年留学（本学の秋学期・春学期の留学。卒業年次生は不可）

秋スタート・1セメスター留学（本学の秋学期の留学）

ただしこれらは、本学の学籍上の留学期間で、実際の留学開始時期・終了時期は、留学先大学によって異なります。詳しくは、必ず「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」（pp.58～64）で確認してください。なお、国別に主な大学の例を示すと次のとおりとなります。

＝ アメリカ合衆国の場合 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○春スタート・1年留学

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10週間以上のESLを受講					正規科目を受講						

- 【特徴】
1. 最初に ESL を受講するので、TOEFL/IELTS の点数が低くても留学可能。
 2. ESL を受講する学校は、各自で選択可能
 3. 本学での認定単位数は12～15単位程度となる

○春スタート・1セメスター留学

対象となる大学はありません。

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	正規科目を受講				正規科目を受講						

- 【特徴】
1. 2セメスターの間、正規科目の受講が可能（Chatham University の一部プログラムを除く）。
 2. 本学での認定単位数は、24～30単位程度となる。
 3. スプリングセメスター終了後、メイタームやサマーターム（原則として、単位の認定が可能。ただし、学費は自己負担）の受講が可能（Chatham University への留学生を除く）。

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	正規科目を受講										

- 【特徴】
1. 本学での認定単位数は12～15単位程度となる。
 2. 留学費用の負担が少ない。

＝ カナダの場合 =====

○春スタート・1年留学

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
大学内でESLを受講						正規科目を受講					

- 【特徴】 1. 最初に ESL を受講するので、TOEFL/IELTS の点数が低くても留学可能。
 2. 本学での認定単位数は、9～15単位程度となる。
 3. ESL も留学先大学内で受講する。

○春スタート・1 Semester留学

対象となる大学はありません。

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
正規科目を受講						正規科目を受講					

- 【特徴】 1. 2 Semesterの間、正規科目の受講が可能。
 2. 本学での認定単位数は、18～30単位程度となる。
 3. 原則として ESL の受講が不要のため（University of Guelph を除く）、春スタート・1年留学と比べて留学費用の負担が比較的少ない。

○秋スタート・1 Semester留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
正規科目を受講											

- 【特徴】 1. 本学での認定単位数は、9～15単位程度となる。
 2. 留学費用の負担が少ない。

＝ イギリスの場合 =====

○春スタート・1年留学

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学内でESLを受講						正規科目を受講					

例) University of Leeds の場合

- 【特徴】 1. 出願に際して、IELTS for UKVI を受けなければならない。
 2. 最初に ESL を受講するので、IELTS for UKVI の点数が低くても留学可能。
 3. ESL も留学先大学内で受講する。
 4. 本学での認定単位数は、8～16単位程度となる。

○春スタート・1セメスター留学
対象となる大学はありません。

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	正規科目を受講					正規科目を受講					

例) University of Leeds の場合

- 【特徴】
1. 留学開始時に3年次生のみが対象。
 2. 2セメスターの間、正規科目の受講が可能。
 3. 本学での認定単位数は、16~32単位程度となる。
 4. 原則として ESL の受講が不要のため、春スタート・1年留学と比べて留学費用の負担が比較的少ない。

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	正規科目を受講										

例) University of Leeds の場合

- 【特徴】
1. 大学により留学期間が大きく異なる（「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」(pp.58~64) や 各大学ホームページで確認すること)。
 2. 本学での認定単位数は、8~16単位程度となる。
 3. 留学費用の負担が少ない。

＝ オーストラリアの場合 =====

○春スタート・1年留学

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
正規科目を受講				正規科目を受講				正規科目を受講				

例) Griffith University の場合

- 【特徴】
1. 最初に ESL を受講する場合、TOEFL/IELTS の点数が低くても留学可能。
 2. 本学での認定単位数は、24~36単位程度となる。
 3. 原則として ESL の受講が不要のため (Griffith University の一部プログラムを除く)、留学費用の負担が比較的少ない。

○春スタート・1セメスター留学

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
正規科目を受講											

例) Griffith University の場合

- 【特徴】
1. 本学での認定単位数は、12~16単位程度となる。
 2. 留学費用の負担が少ない。

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		正規科目を受講				正規科目を受講					

例) Griffith University の場合

- 【特徴】
1. 最初に ESL を受講する場合、TOEFL/IELTS の点数が低くても留学可能。
 2. 本学での認定単位数は、12～36単位程度となる。
 3. 原則として ESL の受講が不要のため (University of New South Wales の一部プログラムを除く)、留学費用の負担が比較的少ない。

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		正規科目を受講									

例) Griffith University の場合

- 【特徴】
1. 本学での認定単位数は、12～16単位程度となる。
 2. 留学費用の負担が少ない。

協定大学プログラム別の基準点と留学期間
-2025年度協定大学留学生用-

■: 語学研修(費用自己負担) ▨: 正規科目履修

U. S. A.

○ Chatham University, USA

留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	3月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月							
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
春 スタート	1年留学	×	-	-	-																																			
	セマター留学	×	-	-	-																																			
秋 スタート	1年留学	○ ①	iBT79 IELTS6.0	○	2.5	2年次のみ 但、英文学科生 は3年次も可																																		
			iBT79 IELTS6.0		2.5	2年次 以上																																		
			iBT79 IELTS6.0		3.0	3年次 のみ																																		
	セマター留学	○ ②	iBT79 IELTS6.0	-	2.5	2年次 以上																																		

* Chatham Semester (ESL科目が必修)を受講します。

○ Mary Baldwin University, USA

留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	3月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月						
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
春 スタート	1年留学	○ ①	iBT69 IELTS5.5	○	2.0	2年次 以上																																	
	セマター留学	×	-	-	-	-																																	
秋 スタート	1年留学	○ ②	iBT69 IELTS5.5	○	2.0	2年次 以上																																	
	セマター留学	○ ③	iBT69 IELTS5.5	○	2.0	2年次 以上																																	

○ Smith College, USA

留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
春 スタート	1年留学	×	—	—	—																															
	セメスター-留学	×	-	-	-																															
秋 スタート	1年留学	○ ①	iBT90 IELTS6.5	○	2.0	2年次 以上																														
	セメスター-留学	×	-	-	-	-																														

○ Sweet Briar College, USA

留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
春 スタート	1年留学	○ ①	iBT57 IELTS5.5	○	2.5	2年次 以上																														
	セメスター-留学	×	-	-	-	-																														
秋 スタート	1年留学	○ ②	iBT65 IELTS6.0	○	2.5	2年次 以上																														
	セメスター-留学	○ ③	iBT65 IELTS6.0		2.5	2年次 以上																														

○ University of Victoria, CAN

留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	3月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月		
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
春 ス タ ー ト	1年留学	○ ①	iBT71 IELTS5.5	未定	2.0	2年次 以上	2025年度は、派遣対象外です。																																									
	セメスター-留学	×	-	-	-	-																																										
秋 ス タ ー ト	1年留学	○ ②	iBT79 (no section under 17) IELTS6.0 (no section under 5.5)	未定	2.0	2年次 以上																																										
	セメスター-留学	○ ③	iBT79 (no section under 17) IELTS6.0 (no section under 5.5)	未定	2.0	2年次 以上																																										

Australia

○ Griffith University, AUS

留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月		
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中			
春 スタート 1年留学	○	①	iBT57 (no section under 14) IELTS5.5 (no section under 5.0)	×	2.4	2年次 以上	English at GELI (この間で10 weeks)						Trimester 2						Trimester 3																															
	○	②	iBT71 (R17,L17,S17,W19) IELTS6.0 (no section under 5.5)		2.4	2年次 以上	Trimester 1						Trimester 2						Trimester 3																															
	○	③	iBT71 (R17,L17,S17,W19) IELTS6.0 (no section under 5.5)		2.4	2年次 以上	Trimester 1						Trimester 2																																					
	○	④	iBT71 (R17,L17,S17,W19) IELTS6.0 (no section under 5.5)		2.4	2年次 以上							Trimester 2						Trimester 3																															
セメスター-留学	○	④	iBT71 (R17,L17,S17,W19) IELTS6.0 (no section under 5.5)	2.4	2年次 以上	Trimester 1																																												
留学期間	Type	TOEFL/IELTS (minimum)	TOEFL iBT MyBest™ scores	GPA (minimum)	留学時の 年次	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月		
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中			
秋 スタート 1年留学	○	⑤	iBT71 (R17,L17,S17,W19) IELTS6.0 (no section under 5.5)	×	2.4	2年次 以上																			Trimester 3						Trimester 1																			
セメスター-留学	○	⑥	iBT71 (R17,L17,S17,W19) IELTS6.0 (no section under 5.5)		2.4	2年次 以上																			Trimester 3																									

4. 学内選考への出願

春スタート留学

出願期間 2024年 9月24日(火) から 10月 4日(金) 17時まで

秋スタート留学

出願期間 2025年 1月20日(月) から 1月31日(金) 17時まで

※注記

1. 一般入試（前期）当日（1月26日～29日）は、事務室閉室のため出願できません。
2. 出願期間において、セメスター語学留学制度による留学中の者、そのほか休学留学などやむを得ない事情により出願書類を国際課に持参できない者は、あらかじめ国際課の了承を得て、書留郵便またはこれに相当する方法による出願ができます。この場合も、締切日時（日本時間）必着を厳守すること。なお、面接試験は、セメスター語学留学中の者に限り国際課が別途指示する方法・日程により行います。

□募集対象：留学開始時において、本学学部学生である者。ただし、次の者を除く。

1. 留学時に本学学部に在籍 1 年未満の者
2. 本学協定留学または認定留学制度をすでに利用した者
3. 国際教養学科生

□出願資格：出願時において、次の2つの最低基準を満たしていること。なお、英語のスコアは、出願締切日から起算して1年以内に受験したものに限り。

1. 累積GPA 2.0
2. TOEFL または IELTS で、以下のいずれかのスコアを取得していること。
なお、TOEFL-iBT での出願は、Test Date スコアのみ有効とする（MyBest™ スコアは適用されない）。
 - ・TOEFL-iBT 57
 - ・IELTS 5.5

□出願書類：① 協定大学派遣・オンライン留学 出願書（写真貼付）

- ・留学先として、ドイツ・アジアの大学を含め第3希望まで申請可能。

② TOEFL または IELTS 成績表（原本）

- ・TOEFL-iBT は「Test Taker Score Report」、IELTS は「Test Report Form」を提出してください。
- ・TOEFL-iBT と IELTS について、出願期間最終日の1か月前までに受験した場合で、成績表原本が未着の場合は、「My Home Page」または「オンライン試験結果表示サービス」の画面コピーで可とします（原本入手後、速やかに国際課に提出すること）。

③ 課題作文（英語）

- ・作文課題は、出願開始のおよそ1か月前に作成する『協定大学（英語圏）派遣留学生 募集要項』に掲載します。

- ・作成要領は『協定大学（英語圏）派遣留学生 募集要項』に従うこと。

□提出先：国際課

- ※ 募集要項・出願書は、国際課で配布します。また、「国際交流」ウェブからダウンロードできます。
- ※ 留学の目的、留学に係る費用の計算と資金計画、および将来の目標・計画をきちんと立てたうえで出願をしてください。



TOEFL・IELTS・GPA等最低基準点一覧

— 2025年度協定大学留学生用 —

●アメリカ

協定大学名	学年 (最低)	GPA (最低)	春学期留学		秋学期留学	
			1年	1セメスター	1年	1セメスター
Chatham University ※1)	2年	2.5		--	iBT79	iBT79
				--	IELTS6.0	IELTS6.0
Mary Baldwin University	2年	2.0	iBT69	--	iBT69	iBT69
			IELTS5.5	--	IELTS5.5	IELTS5.5
Smith College	2年	2.0	--	--	iBT90	--
			--	--	IELTS6.5	--
Sweet Briar College	2年	2.5	iBT57	--	iBT65	iBT65
			IELTS5.5	--	IELTS6.0	IELTS6.0

※1)2・3年次生のみ対象となるプログラムがある。

●カナダ

協定大学名	学年 (最低)	GPA (最低)	春学期留学		秋学期留学	
			1年	1セメスター	1年	1セメスター
Mount Allison University	2年	2.0	iBT57	--	iBT90 (no section under 20)	iBT90 (no section under 20)
			IELTS5.5 (no section under 5.0)	--	IELTS6.5 (no section under 6.0)	IELTS6.5 (no section under 6.0)
University of Guelph	2年	2.0	iBT57	--	iBT60	--
			IELTS5.5	--	IELTS6.0	--
University of Victoria	2年	2.0	iBT71	--	iBT79 (no section under 17)	iBT79 (no section under 17)
			IELTS5.5	--	IELTS6.0 (no section under 5.5)	IELTS6.0 (no section under 5.5)

●イギリス

協定大学名	学年 (最低)	GPA (最低)	春学期留学		秋学期留学	
			1年	1セメスター	1年	1セメスター
University of Leeds ※2)	3年	2.0	--	--	iBT80 (R18,L17,S20,W19)	iBT80 (R18,L17,S20,W19)
			IELTS for UKVI 5.5 (no section under 5.0)	--	IELTS6.0 (no section under 5.5)	IELTS6.0 (no section under 5.5)
University of Warwick	3年	3.0	--	--	iBT92 (R22,L21,S23,W21)	iBT92 (R22,L21,S23,W21)
			--	--	IELTS6.5 (no section under 6.0)	IELTS6.5 (no section under 6.0)

※2)3年次生のみ対象となるプログラムがある。イギリスへの留学希望者が学生ビザを取得をするためには、IELTS for UKVIで5.5以上の点数を、または英語研修なしで正規科目を履修できる IELTSまたはTOEFL-iBT のスコアを取得しておくことが必要。

●オーストラリア

協定大学名	学年 (最低)	GPA (最低)	春学期留学		秋学期留学	
			1年	1セメスター	1年	1セメスター
Griffith University	2年	2.4	iBT57 (no section under 14)	iBT71 (R17,L17,S17,W19)	iBT71 (R17,L17,S17,W19)	iBT71 (R17,L17,S17,W19)
			IELTS5.5 (no section under 5.0)	IELTS6.0 (no section under 5.5)	IELTS6.0 (no section under 5.5)	IELTS6.0 (no section under 5.5)
University of New South Wales	2年	2.0	iBT90	iBT90	iBT65 (W18)	iBT90
			IELTS6.5	IELTS6.5	IELTS5.5 (W5.5, no section under 5.0)	IELTS6.5

[注記]

- ()内は、次の各セクションを示しています。
R=Reading, L=Listening, S=Speaking, W=Writing
- 上記基準点は、各大学のプログラムのうち、最も低い点数を示しています。各プログラムの基準点は、『Study Abroad-協定大学留学への手引き-』の「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」(pp. 58~64)で確認してください。
- 出願締切日から起算して1年以内に受験したスコアのみ有効です。

5. 学内選考

春スタート留学

選考面接 日程 2024年10月12日(土) 場所 今出川キャンパス

合格発表 日程 2024年10月23日(水) 場所 両キャンパス 及び eメール

秋スタート留学

選考面接 日程 2025年 2月13日(木) 場所 今出川キャンパス

合格発表 日程 2025年 2月25日(火) 場所 両キャンパス 及び eメール

※注記

セメスター語学留学中の出願者については、別途選考面接日程をお知らせします。

【選考のポイント】

□選考の主なポイントは、次の6点です。これらをもとに、総合的に評価し決定します。

1. TOEFL-iBT または IELTS の成績
2. 学内成績
3. 出願書類（日本語・英語）
4. 課題作文（英語）
5. 面接（日本語・英語）
6. 心身の健康

【面接の内容】

□面接は、面接官数名と学生1名または2名で行います。学生1名の場合は15分程度、2名の場合は20分程度の予定です。

□日本語と英語で行います。

□質問内容は、志望動機、留学の目的・抱負、どんな分野を学習したいか、将来の計画など、多方面にわたります。特定の専門知識について深く問うような質問はありません。また、有意義な留学生活を送るうえで重要な要素である精神的・肉体的に健康であるかの確認を行う場合もあります。

【留学候補校と大学ごとの推薦人数枠】

□出願者の留学候補校は、上記の総合的な評価をもとに、上位者から順に希望大学を優先して決定します。1回の選考につき最大3名を各協定大学への推薦人数枠とします。

【合格者数】

□1回の選考につき、合計12名以内の学生を学内選考合格とします。

【選考結果発表】

□面接試験終了後、2週間程度で学内選考合格者を決定し、上記発表日午前10時に国際課前の

掲示板及びeメールで発表します。学内選考合格者は、協定大学への派遣留学生として「内定」したことになります。

【オリエンテーション】

□留学が内定した学生を対象に、合格発表日に第1回目のオリエンテーションを行います。なお、当日無断欠席した場合は、留学を辞退したものとみなします。

□オリエンテーションは、合計3回行います。内容は、留学先大学への出願手続き、就職活動、留学期間中の危機管理などです。

【留学内定後の協定校への応募】

□第1回目のオリエンテーションでは、協定校が指定する願書等をお渡しします。オリエンテーションに出席できないと、内定先大学への出願に間に合わなくなる場合があります。

□願書等の提出は、ひとりでも遅れると同じ大学に留学する他の学生にも迷惑がかかります。指定の期日に遅れることのないよう、すみやかに準備を進めてください。

【協定校からの正式受け入れ通知】

□国際課から協定校へ願書等送付後、協定校での受け入れ可否の審査が行われます。審査の結果、派遣留学生として受け入れが認められ、受け入れ許可書等が発行された時点で、正式に協定大学への派遣留学生として「決定」することになります。

第5章 ドイツへの留学

1. 留学までのスケジュール

□まず初めに、留学を決意するところから留学開始までの流れを概観します。留学には一定の学内成績（GPA）を取り、高い語学力を身につけることが必要です。そのためには継続的な取り組みが欠かせません。計画をしっかりと立てて準備を進めましょう。



2. ドイツ語検定試験 B 1

【ドイツ語運用能力の証明】

ロデュッセルドルフ専門大学・ザールランド大学への留学希望者は、ゲーテ・ドイツ語検定試験 B 1 (Goethe-Zertifikat B1) に合格すること、もしくは TOEFL-iBT または IELTS で所定のスコアを取得することで、出願することができます。

ゲーテ・ドイツ語検定試験 B 1

1) 主催

ロゲーテ・ドイツ語検定試験は、ゲーテ・インスティトゥート (Goethe-Instituts) が主催する、ドイツ語の検定試験です。ゲーテ・インスティトゥートは、日本語で「ドイツ文化センター」とも呼ばれるドイツ連邦共和国を代表する文化機関です。

2) ゲーテ・ドイツ語検定試験 B 1 のレベル

ロゲーテ・ドイツ語検定試験 B 1 は、「外国語としてのドイツ語」の基礎的な力を証明する試験です。約 2000 の基本語と文法の基礎知識を習得していること、一般的なテーマについての会話に参加できることが求められます。さらに、簡単な状況を口頭かつ文章で表現でき、日常のテーマについての文章を理解できることが必要です。

3) 試験の回数

ロ大阪では毎年 1 回行われています。また、東京では、年に 3 回行われています。詳しくは、次のホームページで確認してください。

Goethe-Institut Osaka : <https://www.goethe.de/ins/jp/ja/sta/osa.html>

Goethe-Institut Tokyo : <https://www.goethe.de/ins/jp/ja/sta/tok.html>

4) 試験方式

ロゲーテ・ドイツ語検定試験 B 1 は、4 つのモジュール (試験) に分かれており、モジュールごとに合格判定が行われます。4 つのモジュール全てに合格すると証明書が発行されます。仮に一度目の受験で 3 つのモジュールに合格した場合は、次回の受験時に残り 1 つに合格することでゲーテ・ドイツ語検定試験 B 1 として認定されます。

(1) 「筆記試験」

3 つのモジュールから構成されます。「書く」以外は基本的にマークシート方式で行われます。

モジュール 1 読む (リーディング)

モジュール 2 聞く (ヒアリング)

モジュール 3 書く (作文)

(2) 「口頭試験」

筆記試験と同日に実施されます。受験者 2 名ずつ試験室に入り、試験が行われます。

モジュール 4 話す (スピーキング)

5) ゲーテ・ドイツ語検定試験受験に関する詳細

必ず、以下のウェブで最新情報を確認してから受験してください。

・ゲーテ・インスティトゥート ドイツ語検定試験

HP : <https://www.goethe.de/en/spr/kup/prf/prf.html>

3. 留学期間と履修内容

【留学開始時期と期間】

□留学先大学は次の2校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. デュッセルドルフ専門大学 [HSD: Hochschule Düsseldorf - University of Applied Sciences Dusseldorf] (デュッセルドルフ)
2. ザールランド大学 [Universität des Saarlandes] (ザールブリュッケン)

□留学時期・期間は、デュッセルドルフ専門大学では、春・秋スタートの1年留学、1セメスター留学のいずれも可能ですが、ザールランド大学では、秋スタートの1セメスター留学に限られます。

□ドイツの大学では、秋学期は2～3月に終了します。このため、4年次の秋学期に留学した場合は、本学での所属学科にかかわらず、半年もしくは1年間の卒業延期となります。詳しくは、第3章の「4. 卒業時期が延期となるケース」(p. 22)でご確認ください。

＝ 標準的な履修スケジュール =====

○春スタート・1年留学

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
正規科目を受講						正規科目を受講					

- ・デュッセルドルフ専門大学のみ対象

○春スタート・1セメスター留学

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
正規科目を受講											

- ・デュッセルドルフ専門大学のみ対象

○秋スタート・1年留学

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
正規科目を受講						正規科目を受講					

- ・デュッセルドルフ専門大学のみ対象

○秋スタート・1セメスター留学

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
正規科目を受講												
	正規科目を受講											
ドイツ語集中コース												

- ・上段：デュッセルドルフ専門大学の場合
- ・下段：ザールランド大学の場合

=====

【履修内容】

□留学先大学により、履修内容が異なります。

1. デュッセルドルフ専門大学

交換留学生は、Faculty of Design (デザイン学部)、Faculty of Media (メディア学部)、Faculty

of Social Sciences & Cultural Studies（社会科学・文化学部）及び Faculty of Business Studies（経営学部）など、いずれの学部の科目も原則として履修可能です。しかし、留学大学への出願時には、主に履修したい学部を決めたうえで、履修科目を選択する必要があります。

大半の学部ではドイツ語で行う授業が中心のため、英語で出願する場合（英語で開講する科目のみ履修する場合）は、対象学部・科目が限定されます。

なお、オリエンテーション期間中は、留学生対象のドイツ語の授業（無料）を受講することができます。また、正規科目履修期間中は、ドイツ語の初・中級クラスも並行して履修できます。これは正規科目として開講（2～6 ECTS相当）されているため、修了すれば本学の単位に認定できます。

2. ザールランド大学

履修科目は、「Japanische Landeskunde」など、ドイツ語で行われる授業が中心となりますが、英語で開講される科目を履修することもできます。

9月から2月までドイツ語集中コース（German Language Course）を履修します。ドイツ語集中コースは、修了すれば本学の単位に認定ができます。

協定大学プログラム別の基準点と留学期間
-2025年度協定大学留学生用-

ドイツ

○ Hochschule Düsseldorf - University of Applied Sciences

留学期間	Type	語学力基準	TOEFL iBT MyBest™scores適用	GPA	留学時の 年次	1月	2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月								
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
春 スタート	1年留学	○	①	Goethe-Zertifikat B1 iBT45/IELTS4.5	○	2.0	2年次 以上																																		
	セマスタ-留学	○	②	Goethe-Zertifikat B1 iBT45/IELTS4.5	○	2.0	2年次 以上																																		
						Summer Semester																		Winter Semester																	
						Summer Semester																		Winter Semester																	

留学期間	Type	語学力基準	TOEFL iBT MyBest™scores適用	GPA	留学時の 年次	7月	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月								
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
秋 スタート	1年留学	○	①	Goethe-Zertifikat B1 iBT45/IELTS4.5	○	2.0	2年次 以上																																		
	セマスタ-留学	○	②	Goethe-Zertifikat B1 iBT45/IELTS4.5	○	2.0	2年次 以上																																		
						Winter Semester																		Summer Semester																	
						Winter Semester																		Summer Semester																	

○ Universität des Saarlandes [Saarland University]

留学期間	Type	語学力基準	TOEFL iBT MyBest™scores適用	GPA	留学時の 年次	1月	2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月								
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
春 スタート	1年留学	×		-	-	-																																			
	セマスタ-留学	×		-	-	-																																			
						Winter Semester																		Summer Semester																	
						Winter Semester																		Summer Semester																	

留学期間	Type	語学力基準	TOEFL iBT MyBest™scores適用	GPA	留学時の 年次	7月	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月								
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
秋 スタート	1年留学	×		-	-	-																																			
	セマスタ-留学	○	①	Goethe-Zertifikat B1 iBT72/IELTS5.5	-	2.0	3年次 以上																																		
						Winter Semester																		Summer Semester																	
						Winter Semester																		Summer Semester																	

4. 学内選考への出願

春スタート留学

出願期間 2024年 9月24日(火) から 10月 4日(金) 17時まで

秋スタート留学

出願期間 2025年 1月20日(月) から 1月31日(金) 17時まで

※注記

1. 一般入試（前期）当日（1月26日～29日）は、事務室閉室のため出願できません。
2. 出願期間において、セメスター語学留学制度による留学中の者、そのほか休学留学などやむを得ない事情により出願書類を国際課に持参できない者は、あらかじめ国際課の了承を得て、書留郵便またはこれに相当する方法による出願ができます。この場合も、締切日時（日本時間）必着を厳守すること。なお、面接試験は、セメスター語学留学中の者に限り国際課が別途指示する方法・日程により行います。

□募集対象：○デュッセルドルフ専門大学

留学開始時において、本学学部の2年次以上の者。ただし、次の者を除く。

- ① 協定大学留学または認定留学制度をすでに利用した者
- ② 国際教養学科生

○ザールランド大学

留学開始時において、本学学部の3年次以上の者。ただし、次の者を除く。

- ① 協定大学留学または認定留学制度をすでに利用した者
- ② 国際教養学科生

□出願資格：出願時において、次の2つの最低基準を満たしていること。なお、ドイツ語検定試験は出願締切日から起算して2年以内に、英語の検定試験は1年以内に受験したものに限る。

○デュッセルドルフ専門大学

- ① 累積 GPA 2.0
- ② ドイツ語または英語の運用能力が、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）のB1以上であること。このため、次のいずれかの級・スコアを取得していなければならない。
 - ・ゲーテ・ドイツ語検定試験 B1（Goethe-Zertifikat B1）」
 - ・TOEFL-iBT 45/IELTS 4.5

○ザールランド大学

- ② 累積 GPA 2.0
- ② ゲーテ・ドイツ語検定試験 B1（Goethe-Zertifikat B1）」に合格していること、もしくは TOEFL-iBT 72/IELTS 5.5 を取得していること。

- 出願書類：① 協定大学派遣・オンライン留学 出願書（写真貼付）
- 留学先として、英語圏・アジアの大学を含め第3希望まで申請可能。
- ② ドイツ語検定試験B1の成績表（原本）または TOEFL-iBT / IELTS の成績表（原本）
- TOEFL-iBTは「Test Taker Score Report」、IELTSは「Test Report Form」を提出すること。
 - TOEFL-iBTとIELTSについて、出願期間最終日の1か月前までに受験した場合で、成績表原本が未着の場合は、「My Home Page」または「オンライン試験結果表示サービス」の画面コピーで可とします（原本入手後、速やかに国際課に提出すること）。
- ③ 課題作文（英語）
- 作文課題は、出願開始のおよそ1か月前に作成する『協定大学（ドイツ）派遣留学生 募集要項』に掲載します。
 - 作成要領は『協定大学（ドイツ）派遣留学生 募集要項』に従うこと。

□提出先： 国際課

- ※ 募集要項・出願書は、国際課で配布します。また、「国際交流」ウェブからダウンロードできます。
- ※ 留学の目的、留学に係る費用の計算と資金計画、および将来の目標・計画をきちんと立てたうえで出願をしてください。



5. 学内選考

春スタート留学

選考面接 日程 2024年10月12日(土) 場所 今出川キャンパス

合格発表 日程 2024年10月23日(水) 場所 両キャンパス 及び eメール

秋スタート留学

選考面接 日程 2025年 2月13日(木) 場所 今出川キャンパス

合格発表 日程 2025年 2月25日(火) 場所 両キャンパス 及び eメール

※注記

セメスター語学留学中の出願者については、別途選考面接日程をお知らせします。

【選考のポイント】

□選考の主なポイントは、次の6点です。これらをもとに、総合的に評価し決定します。

1. ドイツ語検定試験／英語検定試験の成績
2. 学内成績
3. 出願書類（日本語・英語）
4. 課題作文（英語）
5. 面接（日本語）
6. 心身の健康

【面接の内容】

□面接は、面接官数名と学生1名または2名で行います。学生1名の場合は15分程度、2名の場合は20分程度の予定です。

□原則として日本語で行います。ただし、簡単なスピーキングテストを行う場合があります。

□質問内容は、志望動機、留学の目的・抱負、どんな分野を学習したいか、将来の計画など、多方面にわたって確認します。特定の専門知識について深く問うような質問はありません。また、有意義な留学生活を送るうえで重要な要素である精神的・肉体的に健康であるかの確認を行う場合もあります。

【合格者数】

□1回の選考につき、各大学1～2名の学生を学内選考合格とします。

【選考結果発表】

□面接試験終了後、2週間程度で学内選考合格者を決定し、上記発表日午前10時に国際課前の掲示板及びeメールで発表します。学内選考合格者は、協定大学派遣留学生として「内定」したことになります。

【オリエンテーション】

□留学が内定した学生を対象に、合格発表日に第1回目のオリエンテーションを行います。なお、当日無断欠席した場合は、留学を辞退したものとみなします。

□オリエンテーションは、合計3回行います。内容は、留学先大学への出願手続き、就職活動、留学期間中の危機管理などです。

【留学内定後の協定校への応募】

□第1回目のオリエンテーションでは、協定校が指定する願書等をお渡しします。オリエンテーションに出席できないと、内定先大学への出願に間に合わなくなる場合があります。

□願書等の提出は、ひとりでも遅れると同じ大学に留学する他の学生にも迷惑がかかります。指定の期日に遅れることのないよう、すみやかに準備を進めてください。

【協定校からの正式受け入れ通知】

□国際課から協定校へ願書等送付後、協定校での受け入れ可否の審査が行われます。審査の結果、派遣留学生として受け入れが認められ、受け入れ許可書等が発行された時点で、正式に協定大学への派遣留学生として「決定」することになります。

第6章 アジアへの留学

I. アジア共通

1. 留学までのスケジュール

口まず初めに、留学を決意するところから留学開始までの流れを概観します。留学には一定の学内成績（GPA）を取り、高い語学力を身につけることが必要です。そのためには継続的な取り組みが欠かせません。計画をしっかりと立てて準備を進めましょう。

留学したい！

事前準備

留学目的の明確化・留学計画
留学に必要な外国語力の向上
学内成績の向上
協定大学留学制度の理解

留学に必要な
検定試験を受験

講座・セミナーなどに参加

協定大学留学
(アジア)説明会

English Speaking
& Writing Support
会話作文一対一
茶話群聊

海外留学準備セミナー
TOEFL/IELTS 対策
協定留学制度、留学体験報告など

ESSR

留学英語基礎講座※

国内英語研修
IELTS Camp
Tokyo English Camp※

※2024年度は開講しません

春スタート
留学

募集

【9月下旬から10月中旬】

学内選考
【10月下旬】

受入大学最終選考・決定
【12月から2月】

入学・渡航手続き
【12月から】

秋スタート
留学

募集

【1月下旬から2月上旬】

学内選考
【2月中旬】

受入大学最終選考・決定
【4月から6月】

入学・渡航手続き
【4月から】

留学



II. 台湾(中华民国)

2. 中国語・英語の運用能力

【中国語・英語の検定試験】

□台湾の大学に協定大学留学を希望する場合、出願時に、英語 または 中国語 [台湾華語] において、CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠) の B1 (中級) 以上の運用能力を有していることが必要です。B1 は、社会生活での身近な話題について理解し、自分の意思とその理由を簡単に説明できるレベル (中級者) です。

□具体的には、以下のいずれかの試験 (中国語・英語のいずれでも可) のスコア・級を取得していることが出願条件となります。

【英 語】・TOEFL-iBT 45

・IELTS 4.5

【中国語】・HSK (漢語水平考試) 3級

・TOCFL Level3

・中国語検定 3級

□以下では、中国語の検定試験の概要を説明します。TOEFL、IELTS については、第4章の「2. TOEFL・IELTS」(pp.46~53) をご覧ください。

1. HSK (漢語水平考試)

1) 主催

□HSKは、中国政府教育部直属の機関である「孔子学院总部/国家汉办」が主催し、中国政府が認定する資格です。全世界で875か所以上、118の国と地域で実施されています。

2) 設定される級 (レベル)

□初級レベルの1級から上級レベルの6級まで級分けされています。

3) 試験の回数

□毎月1回実施されています。

4) 試験方式

□聞き取り、読解、作文の配点はそれぞれ100点、合計300点で評価されます。

5) 合格基準

□協定大学留学に最低必要な3級では、6割 (180点) のスコアが合格基準となっています。合格者は、「生活・学習・仕事などの場面で基本的なコミュニケーションをとることができ、中国旅行の際にも大部分のことに対応できる」レベルと評価されます。

6) HSKに関する詳細

□必ず、以下のウェブで実施試験概要等を確認してから受験してください。

・HSK日本実施委員会 HP : <http://www.hskj.jp/>

2. TOCFL (華語文能力測検)

1) 主催

□台湾の国家中国語能力試験推進委員会が主催しています。台湾政府認定資格のため、台湾華語 (繁体字) の試験です。

2) 設定される級（レベル）

□TOCFLは、難易度が異なる3つの試験問題クラスで実施されています。このため、受験生は各自の中国語力に応じたレベルの問題で受験できます。入門級（Level 1）と基礎級（Level 2）を対象としたBand A、進階級（Level 3）と高階級（Level 4）を対象としたBand B、そして流利級（Level 5）と精通級（Level 6）を対象としたBand Cです。□試験の得点により、合格者は、A1（Level 1）からC2（Level 6）までの、CEFRに対応した中国語力を知ることができます。

3) 試験の回数

□試験は、年に6回、東京・名古屋・大阪などで受験できます。日程については、「TOCFL華語文能力試験」のHP等でご確認ください。

4) 試験方式

□試験時間は、全レベル、聴解・読解ともに60分で試験問題は50問です。従って、試験全体の時間は120分、問題数は100問となっています。

5) 合格基準

□協定大学留学に最低必要なLevel 3（B1）合格の認定基準は、学習時間の参考目安として「台湾での中国語学習時間が360-960時間の者、あるいはその他の国での学習時間が720-1,920時間の者」、語彙量の目安として「基礎文法及び2,000-5,000語の基礎語彙を備える者」としています。

6) TOCFLに関する詳細

□必ず、以下のウェブで実施試験概要等を確認してから受験してください。

- ・台湾華語（中国語）能力検定試験—TOCFL公式サイト：<https://www.tocfl.jp/>

3. 中国語検定試験

1) 主催

□一般財団法人日本中国語検定協会が主催する中国語の検定試験です。正式名称は中国語検定試験で、略称は中検です。

2) 設定される級（レベル）

□初級レベルの準4級から上級レベルの1級まで級分けされています。

3) 試験の回数

□毎年3回、3月、6月、11月に実施されています。

4) 試験方式

□3級の試験では、リスニング（選択式）、筆記（選択式・記述式）の配点がそれぞれ100点、合計200点で評価されます。中国語読解及び聴解能力のほか、基本的な翻訳能力も問われます。

5) 合格基準

□3級の試験では、リスニング・筆記ともに65点に達していないと合格できません。学習時間200～300時間、大学の第2外国語における2年次履修程度が求められ、合格者は、「基本的な文章を読み、書くことができること。簡単な日常会話ができる」レベルと評価されます。

6) 中国語検定試験に関する詳細

□必ず、以下のウェブで実施試験概要等を確認してから受験してください。

- ・一般財団法人日本中国語検定協会 HP：<http://www.chuken.gr.jp/>

3. 留学期間と履修内容

【留学開始時期と期間】

□留学先大学は次の3校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. 国立高雄大学 [National University of Kaohsiung] (高雄市)
2. 静宜大学 [Providence University] (台中市)
3. 東呉大学 [Soochow University] (台北市)

□留学時期・期間は、秋スタートの1年、または1セメスターの留学になります。

□4年次に留学する場合は、秋スタート・1セメスターのみ可能で、1月に留学が終了します。このため、メディア創造学科(情報メディア学科)、社会システム学科、現代こども学科、英語英文学科の学生であっても卒業時期が延期となります。詳しくは、第3章の「4. 卒業時期が延期となるケース」(p.22)でご確認ください。

【履修内容】

1. 国立高雄大学

1. 中国語(1学期60時間)
2. 正規科目[中国語・英語](週2~25時間)

2. 静宜大学

次の3つのオプションからの選択となります。

○ オプション 1:

1. 中国語(週10時間)10単位
2. 正規科目[中国語・英語・日本語]12単位上限

○ オプション 2:

1. 中国語(週15時間)15単位
2. 正規科目[中国語・英語・日本語]7単位上限

○ オプション 3:

1. 正規科目[中国語・英語・日本語]22単位上限

3. 東呉大学

次の2つのオプションからの選択となります。

○ オプション 1:

1. 中国語(10-14単位)
2. 正規科目[中国語・英語]

○ オプション 2:

1. 正規科目[中国語・英語]

□留学時期・期間は、秋スタートの1年または1セメスター留学になります。標準的な履修スケジュールは、次のとおりです。

□留学時期・期間は、秋スタートの1年または1セメスター留学になります。標準的な履修スケジュールは、次のとおりです。

＝ 標準的な履修スケジュール ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	中国語＋正規科目を受講					中国語＋正規科目を受講					

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	中国語＋正規科目を受講										

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

協定大学プログラム別の基準点と留学期間
 -2025年度協定大学留学生用-

台湾

○ 国立高雄大学 [National University of Kaohsiung]

留学期間		Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	1月	2月		3月	4月		5月	6月		7月	8月		9月	10月		11月	12月		1月	2月		3月			
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
春 ス タ ー ト	1年留学	x	-	-	-																									
	セメスター-留学	x	-	-	-																									
留学期間		Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	7月	8月		9月	10月		11月	12月		1月	2月		3月	4月		5月	6月		7月	8月		9月			
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
秋 ス タ ー ト	1年留学	○	① iBT45/IELTS4.5 HSK3級/TOCFL3/中検3級	2.0	2年次 以上																									
	セメスター-留学	○	② iBT45/IELTS4.5 HSK3級/TOCFL3/中検3級	2.0	2年次 以上																									

○ 静宜大学 [Providence University]

留学期間		Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	1月	2月		3月	4月		5月	6月		7月	8月		9月	10月		11月	12月		1月	2月		3月			
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
春 ス タ ー ト	1年留学	x	-	-	-																									
	セメスター-留学	x	-	-	-																									
留学期間		Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	7月	8月		9月	10月		11月	12月		1月	2月		3月	4月		5月	6月		7月	8月		9月			
						下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
秋 ス タ ー ト	1年留学	○	① iBT45/IELTS4.5 HSK3級/TOCFL3/中検3級	2.5	2年次 以上																									
	セメスター-留学	○	② iBT45/IELTS4.5 HSK3級/TOCFL3/中検3級	2.5	2年次 以上																									

Ⅲ. 韓国(大韓民國)

4. 韓国語の運用能力

【韓国語・ハングルの検定試験】

□韓国の大学に協定大学留学を希望する場合の資格として「韓国語運用能力を証するために、「韓国語能力試験（TOPIK）」または「『ハングル』能力検定試験」の3級以上に合格していることが必要です。すなわち、「韓国語能力試験」であれば、TOPIKⅡ（中・上級）で3～6級の合格が、「『ハングル』能力検定試験」であれば、1～3級の合格が求められます。

1. 韓国語能力試験

1) 主催

□日本では、韓国教育財団が試験実施を主管しています。韓国語の教育評価を標準化し、韓国語を母語としない韓国語学習者に学習方法を提示するとともに、韓国語の普及や、試験結果の学習・留学・就職等への活用などを目的に、世界の約70か国以上で実施されています。大韓民国政府が認定する試験です。

2) 設定される級（レベル）

□6級を最上級として6つの級が設定されています。一方、試験問題は TOPIKⅠ（初級）と TOPIKⅡ（中・上級）の2種類で実施され、成績に応じて級が振り分けられるシステムを採っています。

3) 試験の回数

□毎年3回、4月、7月及び10月に実施されています。

4) 試験方式

□TOPIKⅠは、聞き取り、読解の2つの領域で各100点、合計200点満点。TOPIKⅡは、聞き取り、筆記、読解の3つの領域で各100点、合計300点満点です。

5) 合格基準

□3つの領域の合計点で級が振り分けられます。例えば TOPIKⅡでは、合計120点以上で3級、150点以上で4級、190点以上で5級、230点以上で6級に振り分けられます。

□協定大学留学に最低必要な3級の認定基準は次のとおりです。「日常生活を問題なく過ごせ、様々な公共施設の利用や社会的関係を維持するための言語使用が可能。文章語と口語の基本的な特性を区分し理解、使用が可能」。

6) 韓国語能力試験に関する詳細

□必ず、以下のウェブで実施試験概要等を確認してから受験してください。

・公益財団法人韓国教育財団 HP：<https://www.kref.or.jp/examination>

2. 「ハングル」能力検定試験

1) 主催

□NPO法人ハングル能力検定協会が主催しています。この試験は、「日本語母語話者が韓国・朝鮮語を学ぶ」ということを前提に試験を構成しているのが最大の特徴です。

2) 設定される級（レベル）

□1級を最上級に、2級→準2級→3級→4級→5級と6段階が設定されています。

3) 試験の回数

□毎年2回、6月と11月に実施されています。

4) 試験方式

□100点満点【筆記60点(60分)、聞き取り40点(30分)】。マークシート使用。2次試験(面接)はありません。

5) 合格基準

□筆記40%(24点)、聞き取り30%(12点)以上、かつ合計60点以上で合格。なお、協定大学留学に最低必要な3級の認定基準は、次のとおりです。

- ・決まり文句以外の表現を用いて挨拶などができ、丁寧な依頼や誘いはもちろん、指示・命令、依頼や誘いの受諾や拒否、許可の授受など様々な意図を大まかに表現することができる。
- ・私的で身近な話題ばかりではなく、親しみのある社会的出来事についても話題にできる。
- ・日記や手紙など比較的長い文やまとまりを持った文章を読んだり聞いたりして、その大意をつかむことができる。
- ・単語の範囲にとどまらず、連語など組合せとして用いられる表現や、使用頻度の高い慣用句や慣用表現なども理解し、使用することができる。

6) 「ハングル」能力検定試験受験に関する詳細

□必ず、以下のウェブで実施試験概要等を確認してから受験してください。

- ・ハングル能力検定協会 HP : <https://www.hangul.or.jp/>

5. 留学期間と履修内容

□留学先大学は次の2校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. ソウル女子大学 [Seoul Women's University] (ソウル市)
2. 誠信女子大学 [Sungshin Women's University] (ソウル市)

□留学時期・期間は、ソウル女子大学では春スタートの1年留学、誠信女子大学では、春スタートの1年または1 Semester留学です。

□秋学期は、12月に留学が終了するので、メディア創造学科(情報メディア学科)、社会システム学科、現代こども学科、英語英文学科生の場合は、4年次留学の場合でも3月卒業が可能です。詳しくは、第3章の「4. 卒業時期が延期となるケース」(p.22)でご確認ください。

＝ 標準的な履修スケジュール =====

○春スタート・1年留学

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	韓国語+正規科目受講						正規科目受講				

- ・ソウル女子大学、誠信女子大学ともに対象

○春スタート・1 Semester留学

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	韓国語+正規科目受講										

- ・誠信女子大学のみ対象

=====

【履修内容】

□最初の学期は、韓国語を中心に履修（本学単位に認定可）します。留学開始時の韓国語能力が高い場合、一部正規科目を並行して受講することができます。

□最初の学期終了時の韓国語力が充分でない場合は、次の学期での韓国語の継続履修が求められる場合があります。

□履修科目は、韓国語で行われる授業が中心となりますが、英語で開講される科目（一部）を履修することもできます。

□夏期休暇期間中は、付設の語学堂が開講する韓国語の授業（有料）を履修することができます。ただし、この授業は大学の正規授業と位置付けられていないため、本学の単位に認定できません。

協定大学プログラム別の基準点と留学期間
-2025年度協定大学留学生用-

韓国

○ ソウル女子大学 [Seoul Women's University]

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
春スタート	1年留学	○ ①	韓国語能力試験3級/『ハングル』能力検定試験3級	2.0	3年次以上			Semester 1								Semester 2					
	セメスター留学	×	-	-	-																

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の年次	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中
秋スタート	1年留学	×	-	-															
セメスター留学	×	-	-	-															

○ 誠信女子大学 [Sungshin Women's University]

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
春スタート	1年留学	○ ①	韓国語能力試験3級/『ハングル』能力検定試験3級	2.0	2年次以上			Semester 1								Semester 2					
	セメスター留学	○ ②	韓国語能力試験3級/『ハングル』能力検定試験3級	2.0	2年次以上			Semester 1													

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の年次	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中
秋スタート	1年留学	×	-	-															
セメスター留学	×	-	-	-															

IV. ASEAN(東南アジア諸国連合)

フィリピン共和国

ベトナム社会主義共和国

タイ王国

マレーシア

6. 外国語の運用能力

フィリピン

【英語の検定試験】

□フィリピンの大学に協定大学留学を希望する場合、英語の運用能力を証するため、学内選考出願時に以下のいずれかの点数を取得していなければなりません。

- 【英語】・TOEFL-iBT 57
- ・IELTS 5.5

ベトナム

【ベトナム語運用能力の証明・英語の検定試験】

□ベトナムの大学に協定大学留学を希望する場合、ベトナム語においてCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の A2（初級者）以上の運用能力を有するか、英語において学内選考出願時に以下のいずれかの点数を取得していなければなりません。

- 【英語】・TOEFL-iBT 65
- ・IELTS 5.5

□ベトナム国家大学ハノイ校外国語大学の日本語科目のみを履修する場合は、ベトナム語または英語運用能力の証明は不要です。

□貿易大学に協定留学を希望する場合、学内選考出願時に、英語検定試験のスコアの提出が必要です。

タイ

【タイ語運用能力の証明・英語の検定試験】

□タイの大学に協定大学留学を希望する場合、英語において以下のいずれかの点数を取得していなければなりません。なお、タイ語においてCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の A2（初級者）以上の運用能力を有していることが望ましい。

- 【英語】・TOEFL-iBT 79
- ・IELTS 6.0

マレーシア

【英語の検定試験】

□マレーシアの大学に協定大学留学を希望する場合、学内選考出願時に以下のいずれかの点数を取得していなければなりません。

- 【英語】・TOEFL-iBT 80
- ・IELTS 6.0

7. 留学期間と履修内容

フィリピン

□留学先大学は次の3校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. アテネオ・デ・マニラ大学 [Ateneo de Manila University] (ケソン市)
2. デ・ラ・サール大学 [De La Salle University] (マニラ市)
3. フィリピン大学ディリマン校 [University of the Philippines Diliman] (ケソン市)

□留学時期・期間は、秋スタートの1年または1セメスター留学になります。標準的な履修スケジュールは、次のとおりです。

＝ 標準的な履修スケジュール =====

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
正規科目を受講						正規科目を受講					

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
正規科目を受講											

=====

ベトナム

□留学先大学は次の2校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. 貿易大学 [Foreign Trade University] (ハノイ市)
2. ベトナム国家大学ハノイ校外国語大学 [University of Languages and International Studies - Vietnam National University, Hanoi] (ハノイ市)

□留学時期・期間は、秋スタートの1年または1セメスター留学になります。標準的な履修スケジュールは、次のとおりです。

＝ 標準的な履修スケジュール =====

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
ベトナム語＋正規科目を受講						ベトナム語＋正規科目を受講					

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
ベトナム語＋正規科目を受講											

=====

タイ

【留学開始時期と期間】

□留学先大学は次の1校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. チュラロンコン大学 (Chulalongkorn University)

□留学時期・期間は、秋スタートの1年または1セメスター留学になります。標準的な履修スケジュールは、次のとおりです。

= 標準的な履修スケジュール =====

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
正規科目を受講						正規科目を受講					

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
正規科目を受講											

=====

【履修内容】

□英語による正規科目を中心に履修します。

マレーシア

□留学先大学は次の1校です。各大学の詳細は巻末添付資料をご覧ください。

1. マラヤ大学 [University of Malaya] (クアラルンプール市)

□留学時期・期間は、秋スタートの1年または1セメスター留学になります。標準的な履修スケジュールは、次のとおりです。

= 標準的な履修スケジュール =====

○秋スタート・1年留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		正規科目を受講					正規科目を受講				

○秋スタート・1セメスター留学

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
		正規科目を受講									

=====

協定大学プログラム別の基準点と留学期間
-2025年度協定大学留学生用-

ベトナム

○ 貿易大学 [Foreign Trade University]

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	1月	2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
春 スタート	1年留学	×	-	-	-																												
	セメスター-留学	×	-	-	-																												

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	7月	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月			
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
秋 スタート	1年留学	○	①	iBT65/IELTS5.5	2.8	2年次 以上	Semester 1						Semester 2																						
	セメスター-留学	○	②	iBT65/IELTS5.5	2.8	2年次 以上	Semester 1																												

※出願時に英語検定試験スコアの提出が必要。

○ ベトナム国家大学ハノイ校外国語大学 [University of Languages and International Studies - Vietnam National University, Hanoi]

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	1月	2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
春 スタート	1年留学	×	-	-	-																												
	セメスター-留学	×	-	-	-																												

留学期間	Type	語学力基準	GPA	留学時の 年次	7月	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月			
					下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
秋 スタート	1年留学	○	①	IELTS6.0 CEFR-B2程度のベトナム語力	3.15	2年次 以上	Semester 1						Semester 2																						
	セメスター-留学	○	②	IELTS6.0 CEFR-B2程度のベトナム語力	3.15	2年次 以上	Semester 1																												

※日本語科目のみ履修する場合、語学力基準は不要。

V. アジア共通

8. 学内選考への出願

春スタート留学

出願期間 2024年 9月24日(火) から 10月 4日(金) 17時まで

秋スタート留学

出願期間 2025年 1月20日(月) から 1月31日(金) 17時まで

※注記

1. 一般入試（前期）当日（1月26日～29日）は、事務室閉室のため出願できません。
2. 出願期間において、セメスター語学留学制度による留学中の者、そのほか休学留学などやむを得ない事情により出願書類を国際課に持参できない者は、あらかじめ国際課の了承を得て、書留郵便またはこれに相当する方法による出願ができます。この場合も、締切日時（日本時間）必着を厳守すること。なお、面接試験は、セメスター語学留学中の者に限り国際課が別途指示する方法・日程により行います。

□募集対象：留学開始時において、本学学部2年次以上の者。ただし、次の者を除く。

1. 協定大学留学または認定留学制度をすでに利用した者
2. 国際教養学科生

□出願資格：出願時において、次の2つの最低基準を満たしていること。なお、英語のスコアは、出願締切日から起算して1年以内に受験したもの、英語以外の級・スコアは、出願締切日から起算して2年以内に受験したものに限る。

台湾

1. 累積GPA 2.0
2. 次のいずれかの級・スコアを取得していること（英語・中国語のいずれの試験でも可）。
 - 【英語】・TOEFL-iBT 45
 - ・IELTS 4.5
 - 【中国語】・HSK（漢語水平考試） 3級
 - ・TOCFL Level3
 - ・中国語検定 3級

韓国

1. 累積GPA 2.0
2. 次のいずれかの級を取得していること。
 - ・韓国語能力試験 3級
 - ・『ハングル』能力検定試験 3級

フィリピン

1. 累積GPA 2.0
2. 英語において以下のいずれかのスコアを取得していること。
 - ・TOEFL-iBT 57
 - ・IELTS 5.5

ベトナム

1. 累積GPA 2.8
2. CEFRL（ヨーロッパ言語共通参照枠）のA2（初級者）程度のベトナム語力を有すること。または、英語において以下のいずれかのスコアを取得していること。

- TOEFL-iBT 65
- IELTS 5.5

タイ 1. 累積GPA 3.10

2. 英語において以下のいずれかのスコアを取得していること。なお、タイ語においてCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）のA2（初級者）以上の運用能力を有していることが望ましい。

- TOEFL-iBT 79
- IELTS 6.0

マレーシア 1. 累積GPA 3.0

2. 英語において以下のいずれかのスコアを取得していること。

- TOEFL-iBT 80
- IELTS 6.0

□出願書類：① 協定大学派遣・オンライン留学 出願書（写真貼付）

- 留学先として、英語圏・ドイツの大学を含め第3希望まで申請可能。

② 所定の検定試験の成績表（原本）

- TOEFL-iBTは「Test Taker Score Report」、IELTSは「Test Report Form」を提出すること。
- TOEFL-iBTとIELTSについて、出願期間最終日の1か月前までに受験した場合で、成績表原本が未着の場合は、「My Home Page」または「オンライン試験結果表示サービス」の画面コピーで可とします（原本入手後、速やかに国際課に提出すること）。

③ 課題作文（英語または日本語）

- 作文課題は、出願開始のおよそ1か月前に作成する『協定大学（アジア）派遣留学生 募集要項』に掲載します。
- 作成要領は『協定大学（アジア）派遣留学生 募集要項』に従うこと。

□提出先：国際課

※ 募集要項・出願書は、国際課で配布します。または、「国際交流」ウェブからダウンロードできます。

※ 留学の目的、留学に係る費用の計算と資金計画、および将来の目標・計画をきちんと立てたうえで出願をしてください。



9. 学内選考

春スタート留学

選考面接 日程 2024年10月12日(土) **場所** 今出川キャンパス

合格発表 日程 2024年10月23日(水) **場所** 両キャンパス 及び eメール

秋スタート留学

選考面接 日程 2025年 2月13日(木) **場所** 今出川キャンパス

合格発表 日程 2025年 2月25日(火) **場所** 両キャンパス 及び eメール

※注記

セメスター語学留学中の出願者については、別途選考面接日程をお知らせします。

【選考のポイント】

□選考の主なポイントは、次の6点です。これらをもとに、総合的に評価し決定します。

1. 検定試験の成績、または留学先国公用語の運用能力
2. 学内成績
3. 出願書類（日本語）
4. 課題作文（英語または日本語）
5. 面接（日本語）
6. 心身の健康

【面接の内容】

□面接は、面接官数名と学生1名または2名で行います。
学生1名の場合は15分程度、2名の場合は20分程度の予定です。

□日本語で行います。

□質問内容は、志望動機、留学の目的・抱負、どんな分野を学習したいか、将来の計画など、多方面にわたります。特定の専門知識について深く問うような質問はありません。また、有意義な留学生活を送るうえで重要な要素である精神的・肉体的に健康であるかの確認を行う場合もあります。



【合格者数】

□1回の選考につき、各校1～3名の学生を学内選考合格とします。

【選考結果発表】

□面接試験終了後、2週間程度で学内選考合格者を決定し、上記発表日午前10時に国際課前の掲示板及びeメールで発表します。学内選考合格者は、協定大学への派遣留学生として「内定」したことになります。

【オリエンテーション】

□留学が内定した学生を対象に、合格発表日に第1回目のオリエンテーションを行います。なお、当日無断欠席した場合は、留学を辞退したものとみなします。

□オリエンテーションは、合計3回行います。内容は、留学先大学への出願手続き、就職活動、留学期間中の危機管理などです。

【留学内定後の協定校への応募】

□第1回目のオリエンテーションでは、協定校が指定する願書等をお渡しします。オリエンテーションに出席できないと、内定先大学への出願に間に合わなくなる場合があります。

□願書等の提出は、ひとりでも遅れると同じ大学に留学する他の学生にも迷惑がかかります。指定の期日に遅れることのないよう、すみやかに準備を進めてください。

【協定校からの正式受け入れ通知】

□国際課から協定校へ願書等送付後、協定校での受け入れ可否の審査が行われます。審査の結果、派遣留学生として受け入れが認められ、受け入れ許可書等が発行された時点で、正式に協定大学への派遣留学生として「決定」することになります。

巻末添付資料

添1 協定大学（留学先の大学）紹介

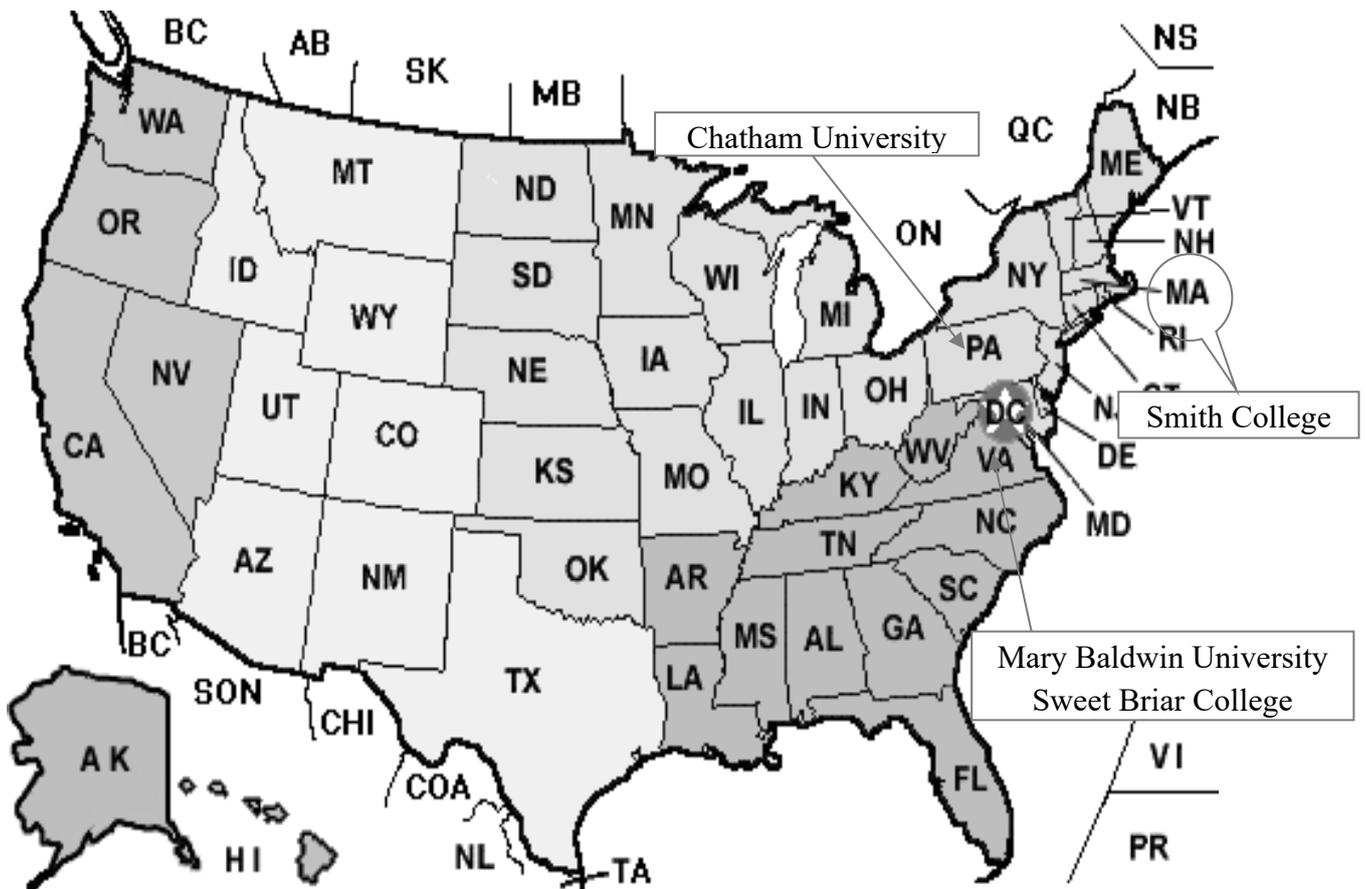
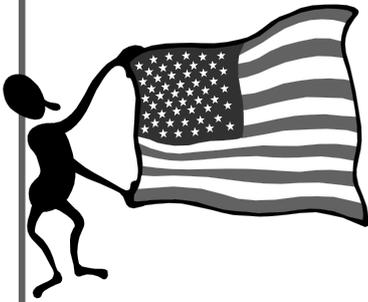
添2 協定大学留学関連規程

添3 協定大学留学関連情報

協定大學

in

the United States
of America





Chatham University



創立 1869年
区分 私立 共学大学 Liberal Arts College
所在地 Pittsburgh, Pennsylvania
環境 都市型
学生数 2,300人
学年暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居 寮
最寄の空港 Pittsburgh 国際空港
Website <http://www.chatham.edu/>



REA HOUSE



FICKES HALL



創 立 1842年
区 分 私立 共学大学 University-Master's
所 在 地 Staunton, Virginia
環 境 都市 [小都市] 型
学 生 数 学部生：800人 (Adult Degree Program の学生を除く)
大学院生：200人
留学生：20人
学 年 暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居 寮
最 寄 の 空 港 Shenandoah Valley 地域空港
Website <http://www.marybaldwin.edu/>

Mary Baldwin University (MBU) は、2016年8月付で Mary Baldwin College (MBC) から校名変更しました。

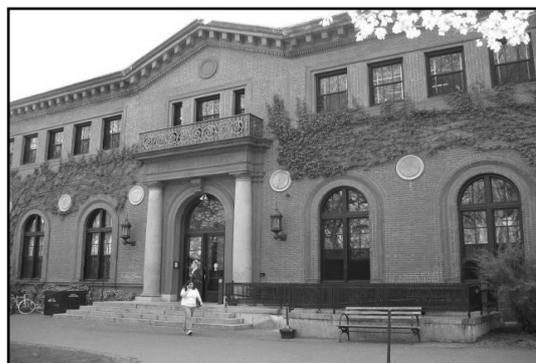




Smith College



創立 1871年
区分 私立 女子大学 Liberal Arts College
所在地 Northampton, Massachusetts
環境 都市 [小都市] 型
学生数 2,750人
学年暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居 寮
最寄の空港 Bradley 国際空港
Website <http://www.smith.edu/>





Sweet Briar College

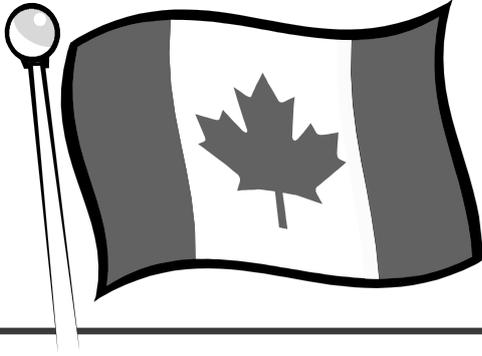


創立 1901年
区分 私立 女子大学 Liberal Arts College
所在地 Sweet Briar, Virginia
環境 郊外型
学生数 学部生：740人
学年暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居 寮
最寄の空港 Lynchburg 地域空港
Website <http://sbc.edu/>



協定大學

in
Canada





Mount Allison University



創立 1839年
区分 州立 共学大学 Primarily Undergraduate
所在地 Sackville, New Brunswick
環境 郊外型
学生数 学部生：2,300人
留学生：200人
学年暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居 寮
最寄の空港 Moncton または Halifax 国際空港
Website <http://www.mta.ca/>





University of Guelph

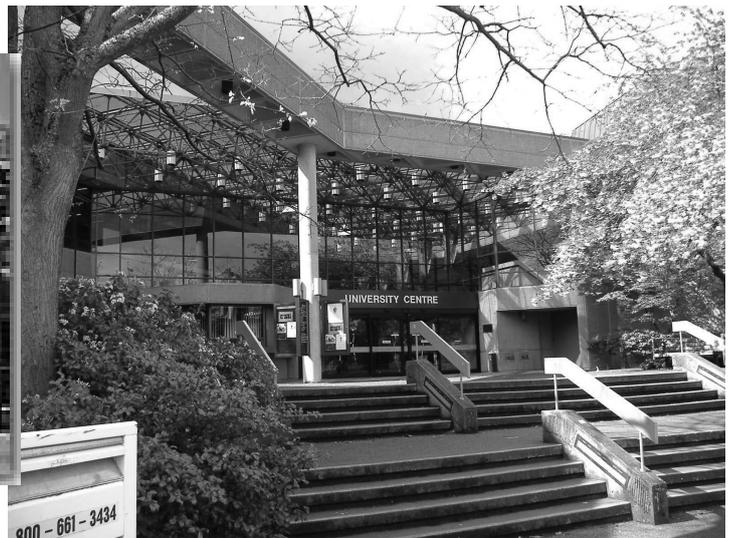


創立 1874年
区分 州立 共学大学 Comprehensive
所在地 Guelph, Ontario
環境 郊外型
学生数 22,000人
学年暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居 寮 または ホームステイ
最寄の空港 Toronto Pearson 国際空港
Website <https://www.uoguelph.ca/>

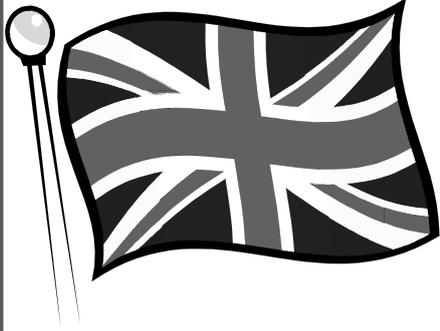




創 立	1963年
区 分	州立 共学大学 Comprehensive
所 在 地	Victoria, British Columbia
環 境	郊外型
学 生 数	学部生：17,400人 大学院生：3,400人 留学生：3,800人
学 年 暦	第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居	寮（但し、語学研修期間中はホームステイ）
最寄の空港	Victoria 国際空港
Website	http://www.uvic.ca/

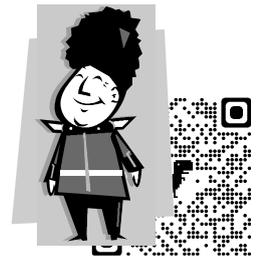


協定大學



in

the United Kingdom





University of Leeds



創立 1904年
区分 国立 共学大学 Redbrick University
所在地 Leeds, England
環境 都市型
学生数 学部生：24,000人
大学院生：9,500人
留学生：5,000人
学年暦 第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居 寮
最寄の空港 Leeds Bradford 空港
Website <http://www.leeds.ac.uk/>





創立	1965年
区分	国立 共学大学 Plate glass University
所在地	Coventry, England
環境	都市型
学生数	学部生：13,000人 大学院生：10,000人 留学生：8,300人
学年暦	第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居	寮
最寄の空港	Birmingham 国際空港
Website	http://warwick.ac.uk/



協定大学



in

Australia





Griffith University



創 立	1971年
区 分	公立 共学大学
所 在 地	Brisbane/Gold Coast, Queensland
環 境	郊外型
学 生 数	44,500人 留学生：9,000人
学 年 暦	第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居	寮またはホームステイ
最 寄 の 空 港	Brisbane 空港
Website	http://www.griffith.edu.au/

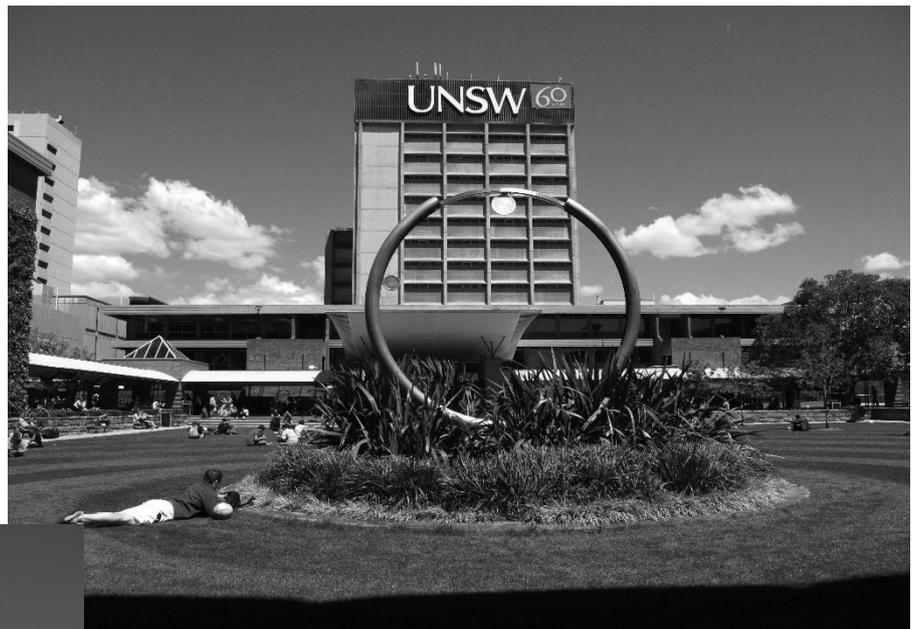




University of New South Wales



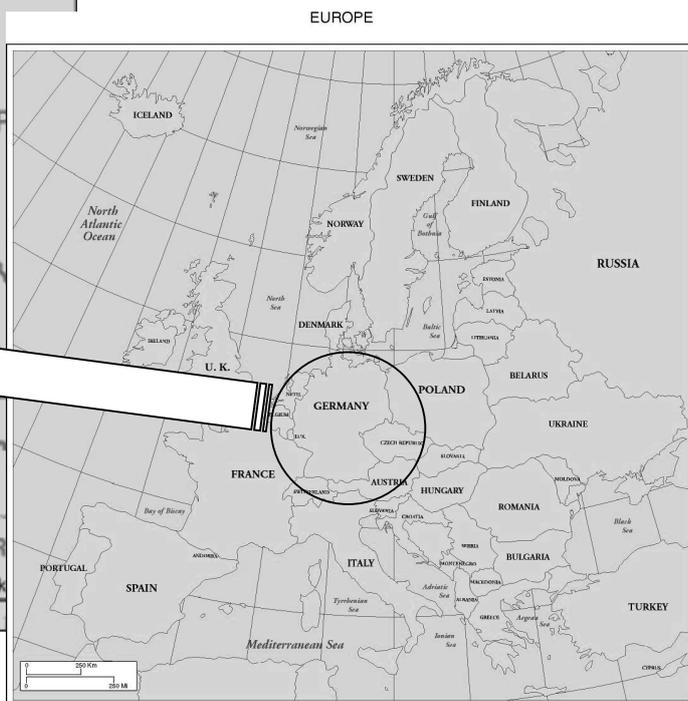
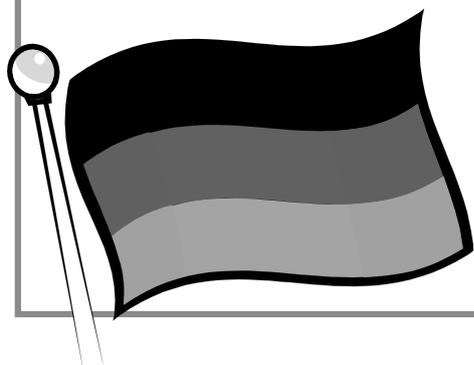
創 立	1949年
区 分	公立 共学大学
所 在 地	Kensington, New South Wales
環 境	郊外型
学 生 数	50,000人 留学生：13,000人
学 年 暦	第4章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居	寮またはホームステイ
最寄の空港	Sydney 国際空港
Website	http://www.unsw.edu.au



協定大學

in

Germany



Hochschule Düsseldorf
University of Applied Sciences

HSD



Produced by the Cartographic Research Lab
University of Alabama



創立	1971年
区分	州立 共学大学
所在地	Düsseldorf, North Rhine-Westphalia
環境	都市型
学生数	10,000人
学年暦	第5章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居	寮
最寄の空港	Düsseldorf Airport
Website	https://hs-duesseldorf.de/





UNIVERSITÄT
DES
SAARLANDES

Saarland University



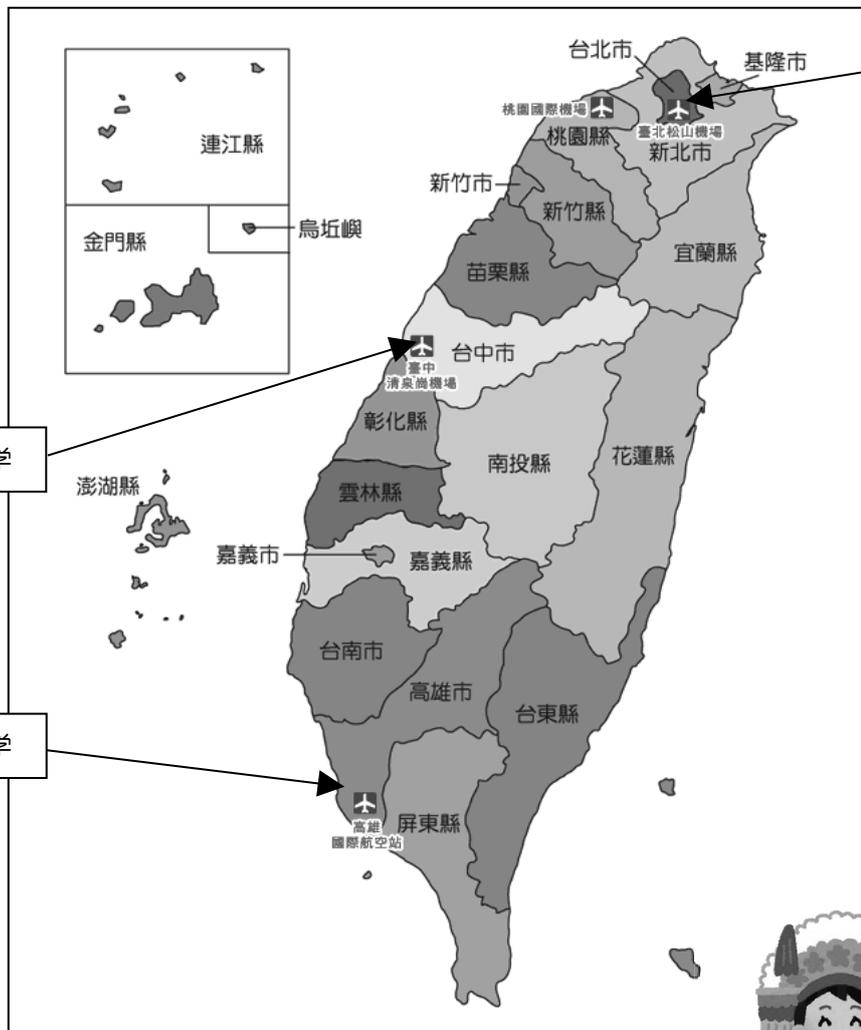
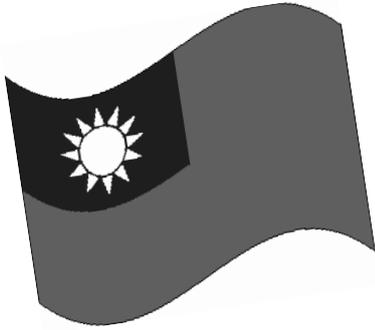
創立	1948年
区分	州立 共学大学
所在地	Saarbrücken, Saarland
環境	郊外型
学生数	18,500人 留学生：2,800人
学年暦	第5章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住居	寮
最寄の空港	Saarbrücken Airport
Website	http://www.uni-saarland.de/



協定大学

in

台湾(中華民国)



東吳大学

静宜大学

高雄大学





National University of Kaohsiung (国立高雄大学)



創 立	2000年
区 分	国立 共学大学
所 在 地	高雄市
環 境	郊外型
学 生 数	5,300人
学 年 曆	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照（年により変更有）
住 居	寮
最寄の空港	高雄国際空港
Website	https://www.nuk.edu.tw/





Providence University

(静宜大学)



創立 1956年
区分 私立 共学大学
所在地 台中市
環境 郊外型
学生数 12,000人
学年曆 第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照（年により変更有）
住居 寮
最寄の空港 台湾桃園国際空港
Website <http://www.pu.edu.tw/>





Soochow University

(東呉大学)



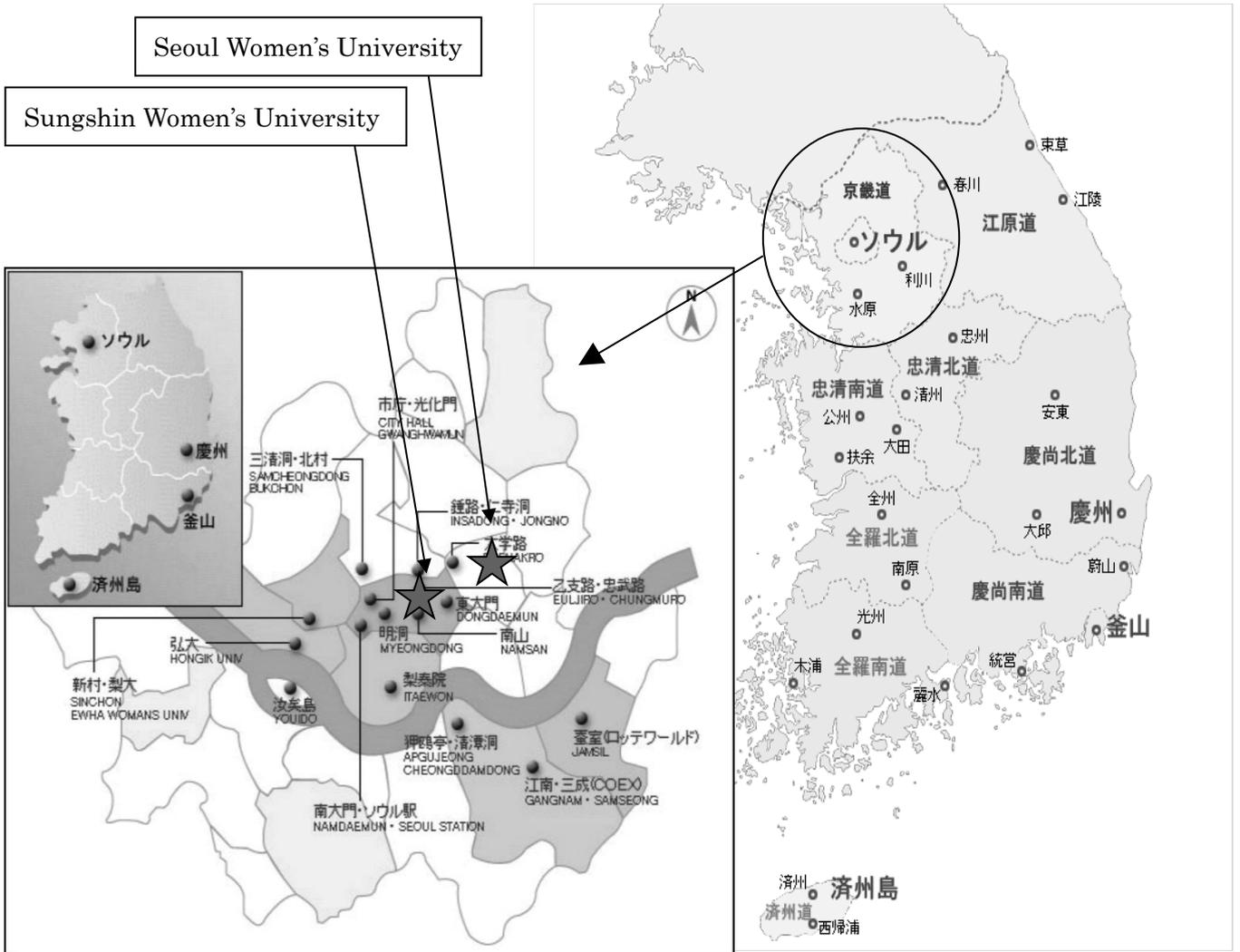
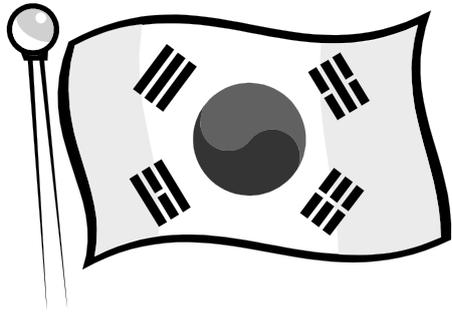
創 立	1951年
区 分	私立 共学大学
所 在 地	台北市
環 境	郊外型
学 生 数	13,000人
学 年 層	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照（年により変更有）
住 居	寮
最寄の空港	台湾桃園国際空港
Website	http://www.scu.edu.tw/



協定大学

in

韓国





Seoul Women's University

(ソウル女子大学)



創 立 1961年
区 分 私立 女子大学
所 在 地 ソウル市ノウォング
環 境 郊外型
学 生 数 7,000人
学 年 暦 第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居 寮
最 寄 の 空 港 インチョン国際空港
Website <http://www.swu.ac.kr/>





성신여자대학교
SUNGSHIN WOMEN'S UNIVERSITY

Sungshin University

(誠信女子大学)



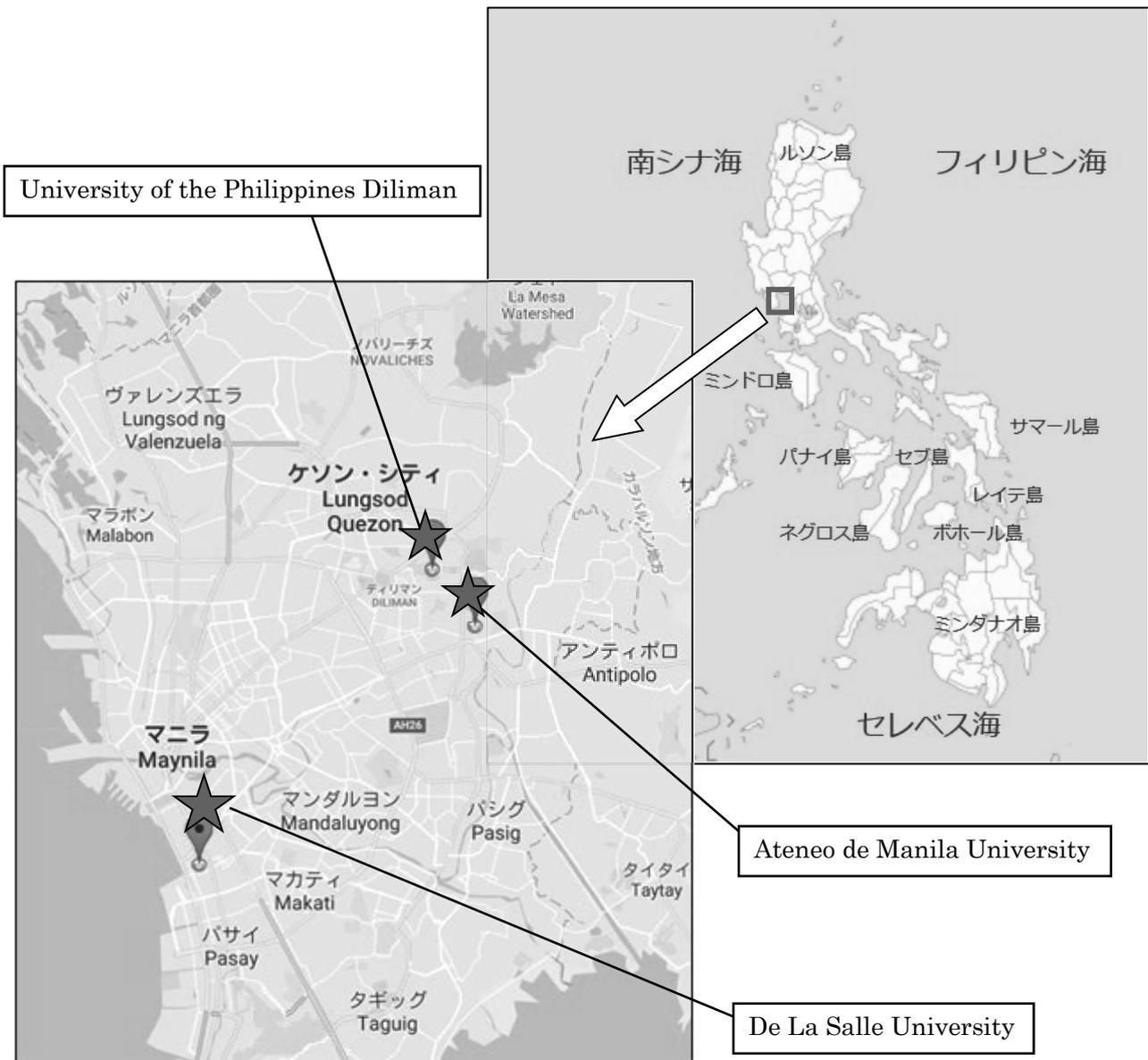
創 立	1936年
区 分	私立 女子大学
所 在 地	ソウル市城北区（水晶キャンパス）／江北区（雲庭グリーンキャンパス）
環 境	都市型
学 生 数	13,000人
学 年 暦	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居	寮
最寄の空港	インチョン国際空港
Website	http://www.sungshin.ac.kr/



協定大学 in



フィリピン





Ateneo de Manila University

(アテネオ・デ・マニラ大学)



創	立	1859年
区	分	私立 共学大学
所	在	ケソン市 (メトロ・マニラ)
環	境	都市型
学	生	14,200人 (院生4,700人を含む)
学	年	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住	居	寮
最	寄の	ニノイ・アキノ国際空港
Website		http://www.ateneo.edu/





De La Salle University

(デ・ラ・サール大学)



創	立	1911年
区	分	私立 共学大学
所	在	マニラ市
環	境	都市型
学	生	20,000人（院生4,000人を含む）
学	年	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住	居	アパートメント、寮
最	寄の	ニノイ・アキノ国際空港
Website		http://www.dlsu.edu.ph/





University of the Philippines Diliman (フィリピン大学ディリマン校)



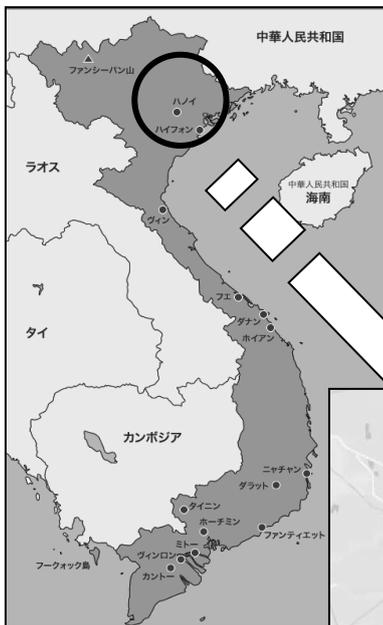
創 立	1949年
区 分	国立 共学大学
所 在 地	ケソン市 (メトロ・マニラ)
環 境	郊外型
学 生 数	27,000人 (院生 8,000人を含む)
学 年 暦	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居	寮
最寄の空港	ニノイ・アキノ国際空港
Website	https://upd.edu.ph/



協定大学

in

ベトナム



**University of Languages and
International Studies
– Vietnam National University, Hanoi**



Foreign Trade University



Foreign Trade University

(貿易大学)



創	立	1960年
区	分	国立 共学大学
所	在	ハノイ市
環	境	都市型
学	生	数 19,000人 (大学院生1,000人を含む)
学	年	暦 第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住	居	寮
最	寄の	空港 ノイバイ国際空港
Website		http://www.ftu.edu.vn/





University of Languages and International Studies



– Vietnam National University, Hanoi (ベトナム国家大学ハノイ校外国語大学)

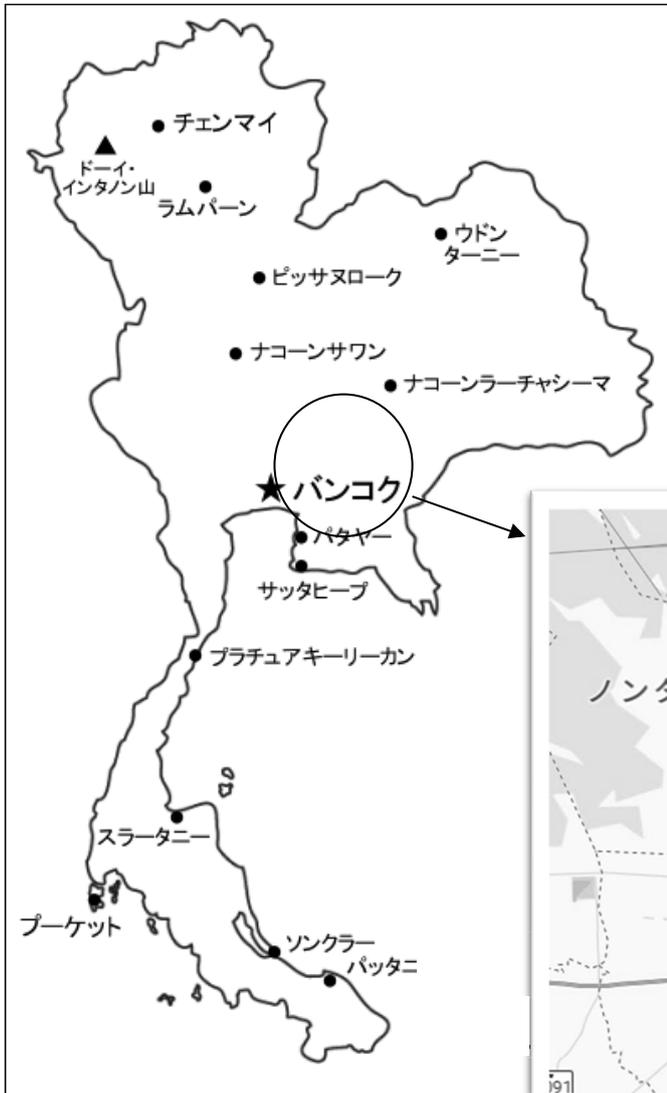
創 立	1955年
区 分	国立 共学大学
所 在 地	ハノイ市
環 境	都市型
学 生 数	7,700人（大学院生460人を含む）
学 年 暦	第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住 居	寮
最寄の空港	ノイバイ国際空港
Website	http://en.ulis.vnu.edu.vn/



協定大学

in

タイ王国

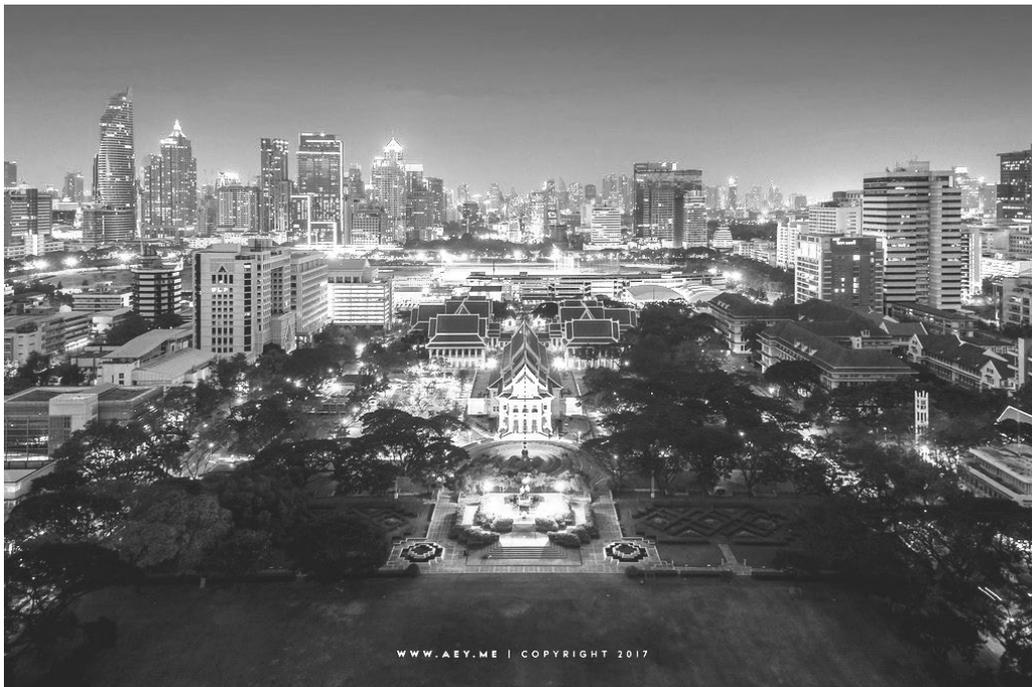




Chulalongkorn University (チュラロンコン大学)



創	立	1917年
区	分	国立 共学大学
所	在	バンコク
環	境	都市型
学	生	数 35,000人
学	年	暦 第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住	居	寮
最	寄	のスワンナプーム国際空港
Website		https://www.chula.ac.th/en/



協定大学

in



マレーシア





University of Malaya (マラヤ大学)



創	立	1905年
区	分	国立 共学大学
所	在	クアラルンプール
環	境	郊外型
学	生	数 22,000人
学	年	暦 第6章「協定大学プログラム別の基準点と留学期間」参照
住	居	寮
最	寄の	空港 クアラルンプール国際空港
Website		https://www.um.edu.my/



○同志社女子大学留学規程

(総則)

第1条 同志社女子大学学則第25条及び第30条第2項に定める留学に関する事項、並びに同志社女子大学大学院学則第10条第2項に定める大学院の授業科目の履修に関する事項で留学に係る場合は、それぞれの学則に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において留学とは、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関で、原則として学位授与権を有するもの(以下「留学先大学」という。)における学修について、本学が教育上有益であると認められたものをいう。

但し、本学を休学して留学する場合は、この規程の対象としない。

(留学制度の種類)

第3条 留学制度の種類は、次のとおりとする。

- (1)外国協定大学留学
- (2)外国大学認定留学
- (3)国際教養学科学生の留学
- (4)セメスター語学留学

- 2 前項各号の留学制度に関する事項は、別に定める。
- 3 同一の学生が在学期間中に利用できる留学制度は、第1項第4号の制度を利用する場合を除き、同項各号の内いずれか1つとする。また、同じ制度を2度にわたり利用することはできない。

(資格)

第4条 留学をする者は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1)留学開始時において、学部生においては学士課程に1年以上、大学院生においては、修士課程又は博士課程に1年以上在籍していること。ただし、第3条第1項第4号により留学する場合は、留学開始時において、学士課程の1年次または2年次の者とする。
- (2)留学目的及び留学計画が明確であること。
- (3)人物が優れていること。
- (4)海外生活に支障のない健康状態であること。
- (5)各留学制度の趣旨に鑑み、十分な学業成績を有すること。
- (6)各留学制度の趣旨に鑑み、十分な外国語能力を有すること。
- (7)留学先大学等の入学許可書を有すること。
- (8)留学にあたり、父又は母(父母のいない者は、これにかわる親戚等)の保証書を提出すること。

(留学の許可)

第5条 留学許可の決定方法は、別に定める方法に従い、学長が決定する。

(学籍上の留学期間)

第6条 本学学籍上の留学期間は、留学先大学等の留学開始日及び留学終了日を勘案し、本学の授業、定期試験に支障のない範囲において、本学の1つの学期(セメスター)を最小単位として決定する。

- 2 学籍上の留学期間は、第3条第1項の各号に定める留学制度ごとに、2学期(セメスター)以内とする。

(留学期間中の学費)

第7条 学籍上の留学期間中における本学の学費は、全額納入するものとする。

(履修手続)

第8条 留学を許可された者は、渡航前に留学に関する履修指導を受けなければならない。

(留学中の報告)

第9条 留学期間中は、所定の報告書を定期的に所定の部所に提出しなければならない。

(留学後の報告)

第10条 留学を終えて帰国したときは、所定の報告書を所定の部所に提出しなければならない。

(単位の認定又は授与)

第11条 留学期間中に履修又は受講した授業科目は、所定の手続により、帰国後、本学の単位認定(読替え)又は単位授与の申請をしなければならない。単位の認定に関する事項は、別に定める。

(留学の取止め)

- 第12条 留学期間中に特別の事情により留学を取り止める場合は、学長の許可を受けなければならない。
- 2 国際教養学科学生が前項の取止めを申し出た場合で、学長が認めたときは、留学をしなかったものとして取り扱うことができる。

(留学の取消し)

第13条 留学許可決定後に、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、国際交流委員会の承認を得て、学長は留学を取り消すことがある。

- (1)提出書類に意図して虚偽の記載をした場合
- (2)許可なく留学を取り止めた場合
- (3)本学所管部所の指示に再三従わず、改善の兆が見られない場合
- (4)本学又は留学先大学等の秩序を乱し、その教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合
- (5)本学又は留学先大学等の規則・命令等に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の留学に関し必要な事項は、国際交流委員会の議を経て、国際部長が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、国際交流委員会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

○同志社女子大学外国協定大学 留学に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、学則第25条及び第30条の規定に基づき、本学学部学生の外国の協定大学への留学について必要な事項を定める。

(協定大学留学の定義)

第2条 この内規でいう協定大学留学とは、本学と学術交流協定又は学生交流協定を締結している協定大学若しくはそれに準じる大学(以下「協定大学」という。)へ、協定等に基づいて行う留学をいう。

(留学期間および学籍上の取扱い)

第3条 協定大学への留学期間は原則として1年(2セメスター)または半年(1セメスター)とし、その期間は本学の修業年限に算入する。

2 所定の留学期間を超えて引き続き留学する場合、その期間は休学扱いとする。

3 前項にかかわらず、卒業年次の秋学期に留学する者で、当該留学により卒業延期となる期間に本学での履修をしない場合は、国際部長の承認を得て、当該延期期間を休学扱いとせず、留学を継続することができる。この場合、当該継続に関する学期の授業料は自己負担とするが、履修科目については、本内規第4条の規定に従い、本学の単位に認定できるものとする。

4 休学中の留学については、この内規は適用しない。
(単位認定)

第4条 協定大学において修得した単位は、学則等の規定に基づき認定することができる。

2 単位の認定方法については、別に定める。

(帰国後の履修登録)

第5条 協定大学の学年暦の都合上、各学期の登校指定日までに帰国できない場合は、一定期間に限り登録を認めることがある。

(学費)

第6条 協定大学留学に関する学費の取り扱いについては、別に定める。

(出願資格・選考)

第7条 協定大学へ推薦するための学内選考に出願できる学生は、1年次生以上とする。

2 学内選考は、留学前年度の秋学期に行う。

3 学内選考は国際交流委員会が行う。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、国際交流委員会、常任委員会及び評議会の議を経て学長がこれを決定する。

附 則

この内規は、2016年4月1日から施行する。

○外国大学留学に係る単位認定 についての申し合せ

同志社女子大学外国協定大学留学に関する内規第4条第2項、および、同志社女子大学外国大学認定留学に関する内規第7条第2項の単位認定方法についてこの申し合わせを適用する。

(認定の対象および上限)

1. 外国協定大学留学および外国大学認定大学留学における単位認定は、卒業資格に関係する科目または科目区分について行う。
2. 前項の場合において、教職課程に関わる科目については単位認定を行わない。
3. 認定単位数は40単位を上限とする。ただし、「同大互換科目」「大学コンソーシアム科目」「放送大学科目」等の他大学で履修した単位を卒業に必要な単位として算入している場合の認定単位数については、別に定める。

(認定基準)

4. 必修科目の認定は、留学先大学での履修科目の内容を勘案し、これと同等とみなされる本学の設置科目に読み替えを行うことを原則とする。選択必修科目および選択科目の認定は、読み替え、または、科目区分認定のいずれかの方法で行う。
5. 単位認定は、本学での上級学年配当科目についても可能とする。
6. 留学先大学で履修した科目の単位数を本学の単位数に換算する場合は、原則として、当該履修科目の単位数を基礎として算出した学修総時間数を、本学の1単位修得に必要な学修総時間数で除して算定する。算定の結果、小数点以下の数字が生じた場合は、原則としてこれを切り上げる。
7. 単位制度を採用していない大学での履修の場合など、履修科目所定の学修総時間数が明らかでない場合は、実質授業時間数を考慮して認定単位数を判断する。

(認定手続)

8. 単位認定手続は、留学生の所属する学科の教務主任が担当する。留学生は、渡航前に履修希望科目を提出し、教務主任の指導を受けることができる。また、留学先大学での登録までの間の変更事項(履修希望、欠講・登録不許可などによる変更を含む)についても、必要に応じて指導を受けることができる。
9. 留学生は、単位認定の指導を受ける際に、科目概要、その他教務主任が要求する情報を提供するものとする。また、授業時間割、シラバス、履修要項をできるだけすみやかに送付するものとする。
10. 留学生は、帰国に先立ち、留学先大学のしかるべき部署で、成績証明書がすみやかに同志社女子大学へ送付されるように必要な手続を行う。
11. 教務主任は、留学生の履修科目の単位認定について検討した結果を、教務部長に報告するものとする。教務部長は、教務部主任会の意見を聞いて、認定の可否を決定する。
12. この単位認定手続は、単位の取得、成績証明書の提出および教授会への報告をもって完了とする。

(成績原簿上の表記)

13. 成績原簿の記載は、「成績」欄は N、「評価」欄は留認と記載する。履修年度は原則として留学年度とする。「学籍情報」欄に留学期間および留学先大学名を記載する。

附 則

この申し合せは、2010年4月1日以降に留学を開始する学生に適用する。

○協定大学への留学に係る学費の 取り扱いについての申し合せ

- 1 同志社女子大学外国協定大学留学に関する内規第6条の学費の取扱いについては、以下のとおりとする。
- 2 留学期間中の本学所定の学費は通常どおり徴収する。
- 3 留学先大学の学費の内、授業料は本学が負担する。実験・実習費、寮費、食費、その他雑費は留学生の負担とする（以下「自己負担分」という。）。
- 4 前項の自己負担分が、授業料と同時に請求があった場合は、本学が一旦立替えて授業料とともに留学先大学に送金する。自己負担分は、日本円で精算の上、本学が留学生に請求する。
- 5 留学先大学より交換留学生を受け入れる場合、本学から派遣する留学生の学費の取扱いについては、大学ごとに協議し別途定めることもあるが、その場合においても、留学生の負担については、ここに定める負担分の原則（2項、3項）を超えないこととする。
- 6 留学生には、奨学金を授与することができる。
- 7 留学先大学での正規科目受講に先立ち、留学生在が現地で受講する英語研修（ESL）の受講料は、全額留学生の自己負担とする。
- 8 この申し合せの改廃は、国際交流委員会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この申し合せは、2022年4月1日から施行する。

○同志社女子大学中・長期留学 に関する遵守事項

改正 2022年4月 1日

同志社女子大学（以下「本学」という。）の外国協定大学留学制度、外国大学認定留学制度、国際教養学科学生の留学制度、又はセメスター語学留学制度を利用し留学する者（以下「留学生」という。）は、以下の各事項について十分に理解し、遵守しなければならない。

また留学生は、自身の健康と安全に留意することはもちろん、留学先大学の学生であると同時に本学学生であることを認識し、誇りと責任をもって行動しなければならない。

I 全般

- 1) 留学期間中の本学学費及び留学先大学の授業料・実習料・寮費等で、本学又は留学先大学から請求があった場合、留学生は、定められた期限までに遅滞なく全額を支払わなければならない。
- 2) 留学先国・地域の安全情報は、主として外務省『海外安全ホームページ』による。出国可否等の判断にあたっては、同ホームページが発出する「危険レベル」及び「感染症危険レベル」を基準とし、これらが同時に発出された場合は、レベルの高い方を適用し、学長が判断するものとする。

II 出国前

- 1) 本学所管部所が開催する事前オリエンテーションには、必ず参加すること。
- 2) 留学先大学への申請に際して、本学所定の誓約書、保証書を所管部所に提出すること。
- 3) パスポート、査証（ビザ）及び航空券は、各自の責任において取得すること。なお、査証及び航空券の申請において、専門会社によるサポートが必要な場合は、所管部所による紹介を受けることができる。
- 4) 留学中の履修希望科目に関する指導を受けること。
- 5) 本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。
- 6) 留学期間中の危機管理のため、本学が指定する留学生危機管理サービス（日本エマージェンシー・アシスタンス(株)）の会員となること。また、危機管理上必要な事項については、疾病やトラブルに関する個人情報も含め、同社と本学間で共有することを了解する。
- 7) 留学先国・地域について、出国日の1か月前又はその日以降に、外務省『海外安全ホームページ』において、「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」又は「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発出された場合、出国を延期すること。

III 留学期間中一日常生活全般

- 1) 留学先の国、州及び地方自治体の関係法令並びに査証（ビザ）制度（入国許可条件）を理解し、これを守ること。
- 2) 留学開始後速やかに、住所又は居所を管轄する日

本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出すること（インターネットによる提出も可）。

- 3) 留学期間中は、外務省『海外安全ホームページ』や現地のニュース、留学先大学のアドバイザー等をとおして、安全管理に関する情報を入手するよう努めること。
- 4) 留学期間中、滞在先を保証人、本学に対して報告すること。滞在先を変更、若しくは一時不在にする場合には、必ず事前にその旨を連絡すること。なお、本学に対する滞在先の連絡等には、留学生危機管理サービスの「OSSMAロケーター」を利用するものとする。
- 5) 留学期間中は、所定の報告書（「留学生月報」又は「Monthly Report」）を定期的に所定の部所（国際部国際課又は学芸学部（国際教養学科）事務室）に提出すること。
- 6) 留学先地域やその周辺地域において、テロや大規模な災害等の事態が生じた場合は、速やかに安否連絡を保証人及び本学に対して行うこと。
- 7) 外務省『海外安全ホームページ』において、留学先国・地域に「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発せられた場合は、速やかに帰国すること。
- 8) 留学期間中（出国日から帰国日まで）、次の行為は禁止する。
 - (1) 自動車、バイク等、免許を必要とする乗り物の運転
 - (2) 違法薬物（麻薬等）の使用、所持
 - (3) 海外旅行傷害保険の補償対象外となる危険なスポーツ
 - (4) アルバイト等の就労。ただし、留学先大学が正規に実施するボランティア活動やインターンシップに含まれる就労、及びキャンパス内で提供されるアルバイト等については、勉学に支障をきたさない限りにおいて許可する。また、現地NPOやキリスト教団体等が実施するボランティア活動等への参加は、自己責任において行うものとする。
- 9) 留学期間中に特別の事情により留学を取り止める場合は、所管部所をとおして本学学長の許可を受けること。
- 10) 本学及び留学先大学は、学生が安全かつ円滑に留学の目的を達成するよう十分にサポートするが、学生に精神的、身体的な問題が生じた場合には、関係者、専門の機関等と相談の上、これに対し適切な処置をとる場合があることを了解する。

IV 留学期間中一留学先大学

- 1) 留学先大学の諸規則は、これを良く理解し、遵守すること。
- 2) 留学先大学等で、全留学生を対象とする保険加入が求められた場合、Ⅱ-5)の保険に加え、本保険にも加入すること。
- 3) 他の学生を思いやり、教職員に敬意を表すこと。これに反し規則違反、無秩序、不適切な態度、他の学生や教職員に迷惑をかける行為等のあった場合、留学先大学から退学の処分が下される場合がある旨を心得ること。
- 4) 留学先大学の建物、備品を大切にすること。これらに損傷を与えた場合には、留学生に対し賠償が求められる旨を心得ること。

5) 全ての授業に出席することを基本とする。継続して出席できない状況が生じた時は、速やかにその理由とともに保証人及び所管部に報告すること。なお、正当な理由なく出席率が著しく低下した場合、区に従い国際部長が帰国を命じること、及び在留資格に必要な基準に抵触して現地政府が国外退去を命じる場合がある旨を理解すること。また、これらの場合の授業料等は、原則として返還されず、自己負担となることを了解する。

V 留学期間中の規則一寮・ホームステイ

- 1) 留学期間中の滞在先は、留学先大学が管理する寮、又はホームステイとする（留学先大学が提携するエージェントを通して管理するものを含む）。なお、特別な事情により、これら以外の滞在形態を希望する場合は、事前に保証人及び本学に相談の上、所定の手続きにより、所管部長の承認を得なければならない。
- 2) 寮では、各大学・寮が定めるルールを遵守し、円滑な共同生活を送るように努めること。
- 3) ホームステイ先では、各ホストファミリーと充分にコミュニケーションを図りつつ、そのルール・習慣の理解に努めること。特に、帰宅時間や家事の取り決めに関しては、遵守しなければならない。
- 4) ホストファミリーやルームメイトとの生活に順応し、お互いの信頼関係が築けるよう、自ら努めること。
- 5) ホストファミリーとの間に問題が生じた場合は、まずホストマザーかホストファザーと充分に話し合うこと。それでも解決の見込みがない時は、留学先大学のアコモデーションオフィサー等の担当者に相談すること。特に身体又は精神に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合は、本学に連絡しなければならない。

VI 留学期間中の規則一旅行

- 1) 留学期間中の旅行や日本への一時帰国、及び留学期間終了後の旅行（第3国を含む）の際は、必ず事前に保証人の了解を得るとともに、「OSSMAロケーター」を使い本学に届け出ること。また、その際生じる出入国等の諸手続きは、全て自己責任で行うこと。
- 2) 留学先大学におけるプログラム開始前の旅行を目的とした早期事前渡航は認めない。
- 3) 一人での旅行はなるべく避け、旅行中も保証人及び本学に対して所在を明確にし、連絡がとれる状態を保つこと。
- 4) 外務省『海外安全ホームページ』において、次のいずれかが発出された国・地域への旅行は、原則として禁止する。
「不要不急の渡航は止めてください。」
「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」
- 5) 本学から危機管理情報を発信する場合は、これにも充分に留意すること。感染症を含む衛生面の問題等を理由に、旅行の自粛を求める場合があることを、あらかじめ了解する。

VII 帰国後の規則

- 1) 留学プログラム終了後は、速やかに（原則として

2週間以内に）帰国すること。帰国日がこれより遅くなる場合は、事前に保証人に通知したうえで、所定の手続きにより、所管部長の承認を得なければならない。

- 2) 留学を終えて帰国したときは、所定の報告書を所定の部所（国際部国際課又は学芸学部（国際教養学科）事務室）に提出すること。
- 3) 留学期間中に履修した授業科目は、所定の手続きにより、帰国後、本学の単位認定（読替え）又は単位授与の申請をすること。

VIII 留学の取り消し

留学許可決定後に、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、国際交流委員会の承認を得て、本学学長名で留学を取り消す場合があることを了解する。

- (1) 提出書類に意図して虚偽の記載をした場合
- (2) 許可なく留学を取り止めた場合
- (3) 本学所管部所の指示に再三従わず、改善の兆しが見られない場合
- (4) 本学又は留学先大学の秩序を乱し、その教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合
- (5) 本学又は留学先大学の規則・命令等に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

IX 留学期間中の帰国指示

Ⅲ一7)に該当し外務省が退避勧告を発した場合、Ⅷに該当し留学が取り消された場合、又は大規模な天災・暴動、傷病若しくは長期間の欠席等により国際部長が帰国を指示した場合は、速やかに帰国しなければならない。

X 責任の所在などに関する注意事項

- 1) 本学、留学先大学、留学エージェント、旅行会社（以下「関係機関」という。）は、滞在中の傷害等に起因する損害に対し、関係機関の責任が明らかなる場合を除き、原則として賠償責任を負わないものとする。
- 2) 留学中の事故・トラブル・病気等における保証人の現地への渡航費用は、海外旅行傷害保険で補償されるものを除き、原則として自己負担とする。
- 3) 留学生は、渡航中に万が一緊急な医療処置が必要になり、自ら意思表示できないときには、保証人が留学生のために必要な医療処置を選択することを承諾し、関係機関が保証人との連絡も取れない場合には、関係機関及び受け入れ家庭が最善と考える医療処置を行う場合があることを承諾する。留学生及び保証人は、これら関係者の処置の結果に対し責任を問わないものとする。

以上

○留学情報の入手先（参考）

総合

◆独立行政法人 日本学生支援機構
海外留学支援サイト
〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1
TEL：03-5520-6111
<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

◆（公財）大阪国際交流センター
〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 8-2-6
TEL：06-6773-8182（代表）
<http://www.ih-osaka.or.jp/>

◆（公財）京都市国際交流協会
〒606-8536 京都市左京区粟田口鳥居町 2-1
TEL：075-752-3010（代表）
<http://www.kcif.or.jp/>

アメリカ

◆日米教育委員会（フルブライト・ジャパン）
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-2
山王グランドビル 207号
TEL：03-3580-3231
<https://www.fulbright.jp/>

◆Education USA・フルブライトジャパン
<https://www.fulbright.jp/study/index.html>

◆AMERICAN CENTER JAPAN
<https://americancenterjapan.com/>

カナダ

◆カナダ大使館
〒107-8503 東京都港区赤坂 7-3-38
TEL：03-5412-6200
<https://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/>

イギリス

◆ブリティッシュ・カウンシル
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1-2
<https://www.britishcouncil.jp/>

オーストラリア

◆オーストラリア留学情報公式ウェブサイト
Study in Australia
<https://www.studyaustralia.gov.au/ja>

ニュージーランド

◆ニュージーランド留学情報公式ウェブサイト
Study in New Zealand
<https://www.studyinnewzealand.govt.nz/jp/>

ドイツ

◆ドイツ学術交流会（DAAD）
〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-56
ドイツ文化会館内
TEL：03-3582-5962
<https://www.daad.jp/ja/>

◆ゲーテ・インスティトゥート東京
〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-56
TEL：03-3584-3201
<https://www.goethe.de/ins/jp/ja/sta/tok.html>

◆ゲーテ・インスティトゥート大阪・京都
<https://www.goethe.de/ins/jp/ja/sta/osa.html>
<大阪>

〒531-6035 大阪市北区大淀中 1-1-88-3502
梅田スカイビル・タワーイースト 35F
TEL：06-6440-5900

<京都>

〒606-8305 京都市左京区吉田河原町 19-3
ゲーテ・インスティトゥート・ヴィラ鴨川
TEL：075-761-2188

台湾

◆中華民国教育部
〒10051 臺北市中正區中山南路 5 號
TEL：(02) 7736-6666（代表號）
<http://www.edu.tw/>〔中国語、英語〕

韓国

◆駐日韓国教育院

<東京韓国教育院>

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-10
Korea Center 7 階
TEL：03-3354-5090
<http://tokyo.kankoku.or.kr/jp/>

<大阪韓国教育院>

〒530-0016 大阪市北区中崎町 2-4-2
大阪韓国人会館 1 階
TEL：06-6375-3063
http://osaka-koredu.or.kr/index_jp.php

フィリピン

※「総合」欄の独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援サイトなどをご参考ください。

ベトナム

※「総合」欄の独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援サイトなどをご参考ください。

タイ

◆タイ政府教育省 (Ministry of Education)
〒10300 バンコクドゥシット区ラーチャダムヌ
ーンノーク通り チャンガセーム宮殿 319
(319 วังจันทน์เกษม ถนนราชดำเนินนอก เขตดุสิต กทม.)

※「総合」欄の独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援サイトなどをご参考ください。

マレーシア

※「総合」欄の独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援サイトなどをご参考ください。

○ 在日各国大使館・総領事館

アメリカ

◆大使館領事部 (非移民ビザ課)
〒107-8420 東京都港区赤坂 1-10-5
TEL: 03-3224-5000 (代表)
<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>

◆総領事館 (大阪・神戸)
〒530-8543 大阪市北区西天満 2-11-5
TEL: 06-6315-5900

○ビザ申請サービス コールセンター
TEL: 050-5533-2737
Email: support-japan@ustraveldocs.com
https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html

カナダ

◆大使館
〒107-8503 東京都港区赤坂 7-3-38
TEL: 03-5412-6200

※査証に関してはカナダビザ申請センターへ

○カナダビザ申請センター
合同会社 VFS サービスズ・ジャパン
TEL: 0120-961-673 (ヘルプライン)
Email: info.cajp@vfshelpline.com
<https://www.vfsglobal.ca/Canada/Japan/japanese/index.html>
<東京>
〒105-0014 東京都港区芝 1-4-3
SANKI 芝金杉橋ビル 4F
<大阪>
〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 1-3-5
リプロ南船場ビル 10F

イギリス

◆大使館
〒102-8381 東京都千代田区一番町 1
TEL: 03-5211-1100

◆総領事館 (大阪)
〒541-0059 大阪市中央区博労町 3-5-1
御堂筋グランドタワー19F
TEL: 06-6120-5600

※ビザ申請手続きに関する質問は UK visas and immigration HP へ

・ビザ詳細

<https://www.gov.uk/browse/visas-immigration>

・連絡先（電話・メール共に有料）

<https://www.gov.uk/contact-ukvi-inside-outside-uk/y/outside-the-uk/english>

※申請に関しては英国ビザ申請センターへ

○英国ビザ申請センター

合同会社 VFS サービスズ・ジャパン

<https://www.vfsglobal.com/jpn/ja/can/>

※VFS Global は、ビザ申請窓口なし。

上記 UK visas and immigration へ問い合わせ。

<東京>

〒105-0021 東京都港区東新橋 2-3-14

エディフィチオトーコー4F

<大阪>

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 1-3-5

リプロ南船場ビル 10F

オーストラリア

◆大使館

〒108-8361 東京都港区三田 2-1-14

TEL : 03-5232-4111

◆総領事館（大阪）

〒540-6116 大阪市中央区城見 2-1-61

ツイン 21MID タワー16F

TEL : 06-6941-9271（代表）

※ビザの種類や申請方法は、オーストラリア内務省の HP へ

<https://immi.homeaffairs.gov.au/>

ニュージーランド

◆大使館

〒150-0047 東京都渋谷区神山町 20-40

TEL : 03-3467-2271

※ビザに関してはニュージーランドビザ申請センターへ

○ニュージーランドビザ申請センター

合同会社 VFS サービスズ・ジャパン

〒105-0041 東京都港区芝 1-4-3

SANKI 芝金杉橋ビル 4F

TEL : 050-5578-7759

Email: info.nzjp@vfshelpline.com

<https://visa.vfsglobal.com/jpn/ja/nzl>

ドイツ

◆大使館

〒106-0047 東京都港区南麻布 4-5-10

TEL : 03-5791-7700

<https://japan.diplo.de/ja-ja/>

◆総領事館（大阪・神戸）

〒531-6035 大阪市北区大淀中 1-1-88-3501

梅田スカイビル・タワーイースト 35F

TEL : 06-6440-5070（代表）

台湾(中華民国)

◆台北駐日経済文化代表処

〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2

TEL : 03-3280-7800~1（渡航査証）

03-3280-7803（旅券、文書証明）

https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/

◆台北駐大阪経済文化弁事処

〒530-0005 大阪市北区中之島 2-3-18

中之島フェスティバルタワー17階と19階

TEL : 06-6227-8623

https://www.roc-taiwan.org/jposa_ja/

※民間機構ですが、台湾ビザ発行業務など、実質的に駐日台湾大使館、駐日台湾領事館として機能しています。

韓国

◆大使館

〒160-0047 東京都港区南麻布 1-2-5

TEL : 03-3452-7611（代表）

<http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do>

◆総領事館

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 2丁目 5-13

五味ビル

TEL : 06-4256-2345

<http://overseas.mofa.go.kr/jp-osaka-ja/index.do>

フィリピン

◆大使館

〒106-8537 東京都港区六本木 5丁目 15-5

TEL : 03-5562-1600（代表）

03-5562- + 8 + 130 + # + 0（領事部）

<https://tokyo.philembassy.net/ja/>

◆総領事館（大阪）
〒540-6124 大阪市中央区城見 2 丁目 1-61
ツイン 21 MID タワー 24 階
TEL：06-6910-7881

ベトナム

◆大使館
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11
TEL：03-3466-3311
<http://www.vnembassy-jp.org/ja>

◆総領事館（大阪）
〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東 4-2-15
TEL：072-221-6666

タイ

◆大使館
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6
TEL：03-5789-2433
<http://site.thaiembassy.jp/jp/>

◆総領事館（大阪）
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16
バンコク銀行ビル 4 階
TEL：06-6262-9226／06-6262-9227
<http://www.thaiconsulate.jp>

マレーシア

◆大使館
〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 20-16
TEL：03-3476-3840
https://www.kln.gov.my/web/jpn_tokyo/home

○ 在外日本大使館・総領事館

アメリカ

◆在アメリカ合衆国日本国大使館
Embassy of Japan
2520 Massachusetts Avenue, N.W.,
Washington D.C., 20008, U.S.A.
TEL：(1-202)238-6700 FAX:(1-202)328-2187
<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/>

◆在ニューヨーク日本国総領事館
Consulate-General of Japan
299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY
10171, U.S.A.
TEL：(1-212)371-8222 FAX:(1-212)319-6357
<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/>

◆在ボストン日本国総領事館
Consulate General of Japan
100 High Street, 6th Floor
Boston, MA 02110, U.S.A.
TEL：(1-617)973-9772 FAX:(1-617)542-1329
<https://www.boston.us.emb-japan.go.jp/>

◆在シカゴ日本国総領事館
Consulate-General of Japan
Olympia Centre, Suite #1100, 737
North Michigan Avenue, Chicago, Illinois
60611, U.S.A.
TEL：(1-312)280-0400 FAX:(1-312)280-9568
<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/>

カナダ

◆在カナダ日本国大使館
Embassy of Japan
255 Sussex Drive, Ottawa, ON K1N 9E6,
Canada
TEL：(1-613)241-8541 FAX:(1-613)241-2232
<https://www.ca.emb-japan.go.jp/>

◆在バンクーバー日本国総領事館
Consulate-General of Japan
900-1177 West Hastings Street, Vancouver, BC,
V6E 2K9, Canada
TEL：(1-604)684-5868 FAX:(1-604)684-6939
https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◆在トロント日本国総領事館
Consulate-General of Japan
Suite 3300, 77 King St. W., Toronto, Ontario,
M5K 1A1, Canada
(P.O. Box 10 Toronto-Dominion Centre)
TEL : (1-416) 363-7038 FAX : (1-416) 367-9392
https://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

イギリス

◆在英国日本国大使館
Embassy of Japan
101-104, Piccadilly, London, W1J 7JT, U.K.
TEL : (44-20)7465-6500 FAX: (44-20)7491-9348
https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

オーストラリア

◆在オーストラリア日本国大使館
Embassy of Japan
112 Empire Circuit, Yarralumla, A.C.T. 2600,
Australia
TEL : (61-2)6273-3244 FAX: (61-2)6273-1848
<https://www.au.emb-japan.go.jp/>

◆在ブリスベン日本国総領事館
Consulate-General of Japan
17th Floor, 12 Creek Street,
Brisbane, Queensland 4000, Australia
TEL : (61-7)3221-5188 FAX: (61-7)3229-0878
https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◆在シドニー日本国総領事館
Consulate-General of Japan
Level 12 ,1 O'Connell Street, Sydney, N.S.W.
2000, Australia
TEL : (61-2)9250-1000 FAX: (61-2)9252-6600
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

ニュージーランド

◆在ニュージーランド日本国大使館
Embassy of Japan
Level 18, the Majestic Centre, 100 Willis
Street, Wellington 6011, New Zealand
(P.O. Box 6340)
TEL : (64-4)473-1540
https://www.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◆在オークランド日本国総領事館
Consulate-General of Japan
Level 15 AIG Building, 41 Shortland St,
PO Box 3959, Auckland, New Zealand
TEL : (64-9)303-4106
https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

ドイツ

◆在ドイツ日本国大使館
Botschaft von Japan
Hiroshimastr. 6, 10785 Berlin, Deutschland.
TEL : (49-30)210-94-0 FAX: (49-30)210-94-222
https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◆在デュッセルドルフ日本国総領事館
Japanisches Generalkonsulat
Breite Straße 27, 40213 Düsseldorf,
Bundesrepublik Deutschland
TEL : (49-211) 164820 FAX : (49-211) 357650
https://www.dus.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◆在フランクフルト日本国総領事館
Japanisches Generalkonsulat
MesseTurm 34. OG, Friedrich-Ebert-Anlage
49, 60327 Frankfurt am Main Bundesrepublik
Deutschland
TEL : (49-69) 2385730 FAX : (49-69) 230531
https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

台湾(中華民国)

◆公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所
10547 台北市慶城街28號 通泰商業大樓
Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei
TEL: +886-2-2713-8000 (代表)
FAX: +886-2-2713-8787
<http://www.koryu.or.jp/>

※台湾(中華民国)における日本の外交窓口機関
です。外務省及び通産省(現経済産業省)により
認可された民間の機関で、東京に本部、台北と高
雄に事務所があります。駐台湾事務所は、実質的
に駐台湾日本大使館、駐台湾日本領事館として機
能しています。

韓国

◆在大韓民国日本国大使館

Embassy of Japan

Twin Tree Tower A, 6, Yulgok-ro, Jongno-gu,
Seoul, Republic of Korea.

TEL : (82-2)2170-5200(代表),739-7400(領事部)

FAX: (82-2)734-4528(代表),739-7410(査証)

https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

外務省案内：在外公館（在外公館リスト）参照

フィリピン

◆在フィリピン日本国大使館

Embassy of Japan

2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro
Manila, 1300, Philippines

TEL : (63-2) 8551-5710 FAX: (63-2) 8551-5785

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

ベトナム

◆在ベトナム日本国大使館

Embassy of Japan

27 Lieu Giai Street, Ba Dinh District, Hanoi,
Viet Nam

TEL : 84-(0)24-3846-3000

FAX: 84-(0)24-3846-3043

https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

タイ

◆在タイ日本国大使館

Embassy of Japan

177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan,
Bangkok 10330 Thailand

TEL : (66-2)696-3000,207-8500

FAX: (66-2)207-8510

https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

マレーシア

◆在マレーシア日本国大使館

Embassy of Japan

No.11, Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak,
50450 Kuala Lumpur, Malaysia.

TEL : (60-3)2177 2600 代表)

FAX: (60-3)2143 1739 (領事部)

https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○派遣留学生数一覧表

I. 留学開始年度・大学別人数

年度	留学先大学	学科・年次（留学開始時）																								合計										
		音楽			メディア			社会			子ども			英文			日学			生活			食物													
		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4											
1988	MBC Smith			1											1	2											3	2								
1989	MBC Wells														2													2	2							
1990	MBC Wells														1	1												2	2							
1991	MBC Smith Wells			1											1	3												4	2	2						
1992	MBC Wells														1							1						2	2							
1993	Fairfield MBC Wells														2													2	4	3						
1994	Fairfield MBC Smith SBC Wells Warwick														1	2												3	3	2	2	3	2			
1995	Chatham Fairfield MBC SBC Wells Lancaster Warwick UVic														2	1						1						2	2	3	3	2	1	3	2	
1996	Chatham Fairfield MBC SBC Wells Lancaster RH Warwick Waikato														1	1												1	2	3	1	1	3	2	2	
1997	Chatham Fairfield MBC SBC Wells Lancaster RH Warwick UVic Waikato Griffith														1	1												2	2	5	1	1	2	1	1	1
1998	Chatham Fairfield MBC Lancaster RH Warwick UVic Waikato			1											1	1												3	2	4	2	3	2	1	1	
1999	Chatham Fairfield MBC Wells Lancaster RH Warwick UVic Griffith														1	1						1						2	2	3	1	3	2	3	1	2
2000	MBC SBC Lancaster RH Warwick UVic														1	2												3	1	2	3	2	2	1	1	
2001	Chatham Fairfield MBC SBC Lancaster RH Warwick UVic			1											1	1												2	1	1	3	3	2	1	1	

I. 留学開始年度・大学別人数

年度	留学先大学	学科・年次（留学開始時）												合計													
		音楽			メディア			社会			子ども				英文			日学			生活			食物			
		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	
2002	Fairfield								2							1											1
	MBC								1																		2
	Smith																										1
	Lancaster																1										1
	RH															2											2
	Warwick														2		1										3
	UVic														1												1
	Griffith														1												1
Saarlandes									2																	2	
SWU																		1								1	
2003	Chatham															2											2
	Fairfield															1											1
	MBC								1							1											2
	Wells								1																		1
	RH															3											3
	Waikato															1											1
SWU										1																2	
2004	Chatham															1											1
	Fairfield															1											1
	MBC									1				1													2
	RH									1					1		1										3
	Warwick									1																	1
	UVic															1											1
	Saarlandes									1																	1
	SWU										1																1
2005	Chatham															1	1										2
	Fairfield															1											1
	MBC								1							2											3
	Smith																										1
	SBC										1																1
	Lancaster									1						1											2
	RH															1											4
	Warwick									1	1					2			1	1							4
	UVic															1											1
	Saarlandes																										1
SWU									1																	1	
2006	Chatham															1	1										3
	Fairfield															1											1
	MBC								1	1						1	1										4
	RH														1	2											4
	Warwick									2	1					1											4
	Saarlandes															1											1
	SWU															1											1
2007	Chatham															1	1										2
	MBC								1							3											4
	SBC															1											1
	Wells															1											1
	UVic															1	1										2
	Lancaster																1										1
	RH															3					1						4
	Warwick															2	2										4
	Griffith															1											1
2008	Chatham															1											1
	MBC									1						1	1										3
	SBC															1	1										2
	MTA																1										1
	UVic																										1
	RH																										1
	Leeds																										2
	Warwick									1						1											2
Saarlandes									1						1											2	
SWU																										2	
2009	MBC								2							2											2
	RH																										2
	Leeds									1																	1
SWU										1						2										4	
2010春	MBC															1											2
	Griffith															1											1
SWU										1																	2
2010秋	Fairfield															1											1
2011春	MBC									2						1											3
	MTA								1							2	1										4
	UVic															1											1
	Leeds																3										3
2012春	MBC									1						1											4
	MTA									3						1											4
	SWU										1																2
2012秋	Chatham															2										2	
MBC									1						1											2	
2013春	MBC															4	1										5
	SBC									1																	2
	MTA															3										4	
	SWU										1						1										2
2013秋	Chatham															1											1
	MBC															1											1
	Millikin															1											1

I. 留学開始年度・大学別人数

年度	留学先大学	学科・年次（留学開始時）												合計													
		音楽			メディア			社会			こども				英文			日学			生活			食物			
		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	
2014春	MTA																										4
	Leeds																										4
	SWU																										1
2014秋	Chatham																										2
	MBC																										5
	Millikin																										2
	Saarlandes																										1
2015春	MBC																										2
	MTA																										3
	RH																										2
	Leeds																										1
	SWU																										2
2015秋	Chatham																										3
	MBC																										3
	Millikin																										1
	Leeds																										1
2016春	Chatham																										3
	MBU																										2
	Manitoba																										3
	MTA																										2
	RH																										1
	Leeds																										1
2016秋	SWU																										1
	Chatham																										3
	MBU																										3
	Millikin																										2
2017春	Providence																										1
	Chatham																										2
	MBU																										2
	Manitoba																										3
	MTA																										3
	UVic																										1
2017秋	RH																										1
	SWU																										1
	Chatham																										3
	MBU																										2
	UVic																										1
	Leeds																										2
2018春	RH																										1
	Providence																										2
	Chatham																										2
	MBU																										2
	Guelph																										3
2018秋	Griffith																										3
	SWU																										1
	Chatham																										1
	MBU																										2
2019春	Providence																										1
	Chatham																										1
	MBU																										3
	Guelph																										3
	Griffith																										3
	RH																										1
2019秋	HSD																										2
	SWU																										2
	Chatham																										3
	Millikin																										3
	Leeds																										1
2020春	UNSW																										1
	HSD																										1
	SWU																										1
	Chatham																										2
2020秋	Chatham																										0
	SWU																										1
2021春	Chatham																										1
	Griffith																										1
	SWU																										1
	Sungshin																										1
2021秋	Chatham																										4
	MBU																										4
	Leeds																										1

I. 留学開始年度・大学別人数

年度	留学先大学	学科・年次（留学開始時）												合計													
		音楽			メディア			社会			こども				英文			日学			生活			食物			
		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	
2022春	MBU								1							1											2
	Guelph															1											1
	Leeds															1											1
	HSD								1							1			1								3
	SWU															1											1
2022秋	Sungshin								1						1	1									1		4
	Chatham								1																		1
	MBU															3											3
	Guelph															1											1
	Leeds															1											1
	UNSW									1																	1
	Saarlandes										1																1
	CCU									1						1											2
2023春	Providence								1																		1
	MBU															1											1
	Guelph								1							1											2
	Griffith														1												1
	HSD										1																1
	SWU										1																1
2023秋	Sungshin					1									1				1								3
	Chatham															1	1										2
	MBU								1						2	1											4
	Leeds															1											1
	Griffith															1											1
	HSD									1						1											2
	CCU																		1								1
	NUK														1												1
2024春	Ateneo					1																					1
	Chatham															2											2
	MBU								1																		1
	Guelph															1											1
	Leeds																							1			1
	Griffith															1											1
	UNSW															1											1
	HSD									1						1											2
2024秋	SWU									1																	1
	Sungshin									2																	2
	MBU								1	1																	2
	UNSW								1							1											2
合計	HSD								2																		2
			3	1	2	6	3	8	67	17		1	1	37	264	109	1	10	4	1		2		2			539

注記

- 1 1セメスター留学生の数を含む。
- 2 2009年度までは、春スタート1年留学制度のみ（ただし、Saarlandesは秋スタート1セメスター留学制度のみ）。
- 3 2010年度以降について、年度の後の「春」は春スタート留学を、「秋」は秋スタート留学を示す。
- 4 Wells および Lancaster は、2008年度以降、国際教養学科学学生の留学先に変更。（Wellsは2024年度に閉校）
- 5 MBCIは、2016年度以降、MBUに大学名を変更。
- 6 人数は留学開始学期ベース（留学時期を延期した学生は留学開始学期の人数に含む）。教務部主任会資料を参考。

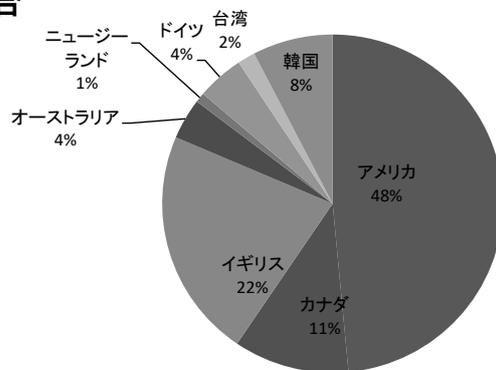
II. 留学大学別人数（合計）

留学国	留学先大学	学科・年次（留学開始時）																								合計	
		音楽			メディア			社会			こども			英文			日学			生活			食物				
		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4		
アメリカ	Chatham		2					2	1						8	35	9										58
	* Fairfield					1									1	11	10										22
	MBC/MBU					1	1	2	22	3					15	52	25		2	2							125
	* Millikin					1		2	1						6	1						1					12
	Smith		1	1					1							4	1										8
	SBC					1			1			1				10	2										15
** Wells								1					1		12	8										21	
カナダ	Guelph								1						8	2											11
	* Manitoba														5			1								6	
	MTA							6							3	12	4									25	
	UVic														10	7										17	
イギリス	* RH							1	3					1	26	9		3	1							44	
	** Lancaster							1							6	10										17	
	Leeds					1		1							13	3					1					21	
	Warwick							5	2						22	7							1	2		36	
オーストラリア	Griffith							1						2	12	1										16	
	UNSW					1	1								3											5	
ニュージーランド	* Waikato														3	2										5	
ドイツ	HSD				1			4	1						6	1		1								14	
	Saarlandes							6							3	1										10	
台湾	CCU							1							1			1								3	
	NUK													1												1	
	Providence							1	2						2											5	
韓国	SWU				1			7	8			1			5	6		2	1							31	
	Sungshin							4							2	1		1				1				10	
フィリピン	Ateneo				1																					1	
合計			3	1	2	6	3	8	67	17		1	1	37	264	109	1	10	4	1		2		2		539	

注記

- 1 * を付した大学は当年度現在、協定大学関係が終了しているまたは協定大学留学の対象外であることを示す。
- 2 ** を付した大学は当年度現在、国際教養留学先に移管していることを示す。

留学先国別割合



学科別割合

